

国 有 財 産

第1章 国有財産関係主要法と国有財産審議会

第1節 「国有財産法」の改正

1 昭和28年の改正

「国有財産法」(昭和23年6月30日法律第73号)は昭和27年4月28日の講和発効後、27年に小改正が行われた。後述の「国有財産特別措置法」(昭和27年6月30日法律第219号)の制定検討作業の過程で、「国有財産法」の国有財産区分として従来の「公共福祉用財産」と「公共物」を統合した「公共用財産」に改正する検討が加えられていたが、その実現をみずに終わり、「国有財産特別措置法」附則第5項で「国有財産法」第40条の「財産税法」(昭和21年11月12日法律第512号)と「戦時補償特別措置法」(昭和21年10月19日法律第38号)で国有財産となったものについての無償貸付と譲与を制限する条項が削除された。そのほか「法務府設置法等の一部改正する法律」(昭和27年7月31日法律第268号)による改正と、「と畜場法」(昭和27年8月1日法律第114号)による無償貸付の対象にと畜場を追加した。先の「国有財産特別措置法」の制定準備作業で検討されていた「公共福祉用財産」と「公共物」を統合する点を含め「国有財産法」改正の検討が管財局で着手され、28年1月28日に改正案の第1次案が作成された。¹⁾この改正案の内容は、①国有財産の区分として従来の公共福祉用財産として公園、広場、記念物および重要文化財と規定していたが、それを公共用財産とし、直接公共の用に供するものと規定を変え、従来公共の用に供する公共福祉用財産以外の「公共物」も公共用財産とする、②公共福祉用財産と皇室用財産の取得と用途廃止は国会の議決を経なければならないとしていた第13条を、公共福祉用財産を削り、皇室用財産についてのみ国会の議決を要する下限を別表で財産

の種類別に規定する、③行政財産の管理機関として合同庁舎を大蔵大臣が管理する条項を追加する(第5条第2項)、④用途廃止の国有財産の引継ぎに関して特別会計所属財産も大蔵大臣に引き継ぐ(第8条)、⑤大蔵大臣への各省各庁の長の協議対象を特別会計財産にも適用する(第14条)、⑥改正前の公共物と公共福祉用財産とする目的での少額の無償所管換えの規定を政令に移す(第15条)、⑦売払財産には用途指定を付していたが、それを貸付財産にまで拡張する(第29条)、この用途指定の履行の報告を各省各庁の長に対し求め、また実地監査できる(第30条の2)、⑧「国有財産特別措置法」にも用途指定の貸付財産への適用を規定し、特別措置法に交換の特例を追加し、国立大学の施設整備拡充のため大学設置審議会に諮り地方公共団体の施設と交換できるなどの改正を予定した。

この第1次案を各省に回付して検討した。昭和28年2月6日の第2次案では、²⁾ 第27条は普通財産の交換可能なものとして、堅固な建物でなくとも交換が可能とする修正を加えた。そのほかの第1次案との相違点は、合同庁舎を大蔵大臣が管理する条項が削除され、各省各庁が大蔵大臣に引き継がずに管理または処分できる普通財産に関し、特別会計に属するものと引継不適当財産とすると限定を加え(第8条の2)、管理処分の総括に関し、譲渡または貸付財産について報告を求めまたは実施監査をすることができる(第10条第2項)を追加し、皇室用財産の取得または用途廃止について、国会の議決を必要としない程度の別表掲示をやめ、「政令で定める限度を超えないもの」と修正し(第13条)、異なる会計間での所管換え等により有償で整理しなくともよい範囲を、公共目的に限定した(第15条)。だが用途指定に関しては、貸付財産の用途指定を撤回した。また第2次案では「国有財産特別措置法」の改正も見送られており、交換規定を緩和した代わりに、国立大学設置のためのみと目的を限定した地方公共団体との交換の特例も撤回された。

その後の検討の結果、昭和28年2月27日の第3次案では、³⁾ 交換を規定する第27条の「堅固な建物」を削除する修正が撤回され、それに代えて第1次案にあった「国有財産特別措置法」の改正が復活し、大学設置審議会に諮問し「国有財産法」第27条の交換規定にかかわらず交換が可能とした。こうして管財局の法案提出準備作業は進行し、2月27日案の法案要綱は閣議に提出された。国

有財産に関しては各省庁との調整が必要なため、その後も管財局で検討を続けた結果、最終案として28年3月12日の閣議決定となったが、同案では皇室用財産の取得・用途廃止等の国会の議決を必要とする限度を、当該財産の評価額が300万円以上である場合を除くほか、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に、その取得するか皇室用財産とする財産の価格の合計額が3000万円に達するまでの場合にはこの限りでないとして(第13条)、法律で高額財産の取得の場合に国会議決を要することとした。ただし第1次案のように財産内訳までその限度を別表で規定せずに、取得財産額のみ限度が設けられた。また「国有財産特別措置法」を改正するが、第3次案で残っていた「大学設置審議会に諮問」するとの字句は、国有財産の交換に関し大学設置審議会に諮問するのは適切でないため削除し、交換差額の大きい場合には「国有財産法」第27条と同様に交換できないとする限度を設けた。こうして「国有財産法」の改正案は第15国会に提出された。しかし継続審議となり、第16国会で改めて審議を受けた。衆議院では政府案どおりに可決された。しかし28年7月22日の参議院大蔵委員会の審議で修正動議が現れ第13条、第14条が修正を受け、第13条では、改正前に皇室用財産のみならず公共福祉用財産も取得および用途廃止の国会議決が規定されていたため、皇室用財産の規定を第13条第2項とし、第13条に公園または広場として公共の用に供し、または供するものと決定した公共用財産についても、皇室用財産と同様に国会の議決を経なければならないなどとされた。⁴⁾ こうして「国有財産法の一部を改正する法律」は昭和28年8月10日法律第194号として公布された。このほか28年8月15日の「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」(昭和28年法律第213号)により、一部改正された。

〔注〕

- 1) 「国有財産法改正案新旧対照表(第1次案)」(昭和28年1月28日管財局国有財産第1課)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「国有財産法改正案新旧対照表(第2次案)」(昭和28年2月6日管財局国有財産第1課)(大蔵省理財局資料)。
- 3) 「国有財産法改正案新旧対照表」(昭和28年2月27日管財局)(大蔵省理財局資料)。
- 4) 『第16回国会参議院大蔵委員会議録』第23号(昭和28年7月22日)、26-27ページ。

2 昭和31年の改正

「国有財産法」の昭和28年の改正作業で、管財局は2省庁以上が使用する合同庁舎の管理者を大蔵大臣とする案を、当初の改正案に盛り込んでいたが、当時は合同庁舎はまだ少なく、この条項を設けて合同庁舎の管理者を確定する必要性が乏しかった。だが31年3月にはすでに中央合同庁舎第2号館(通称人事院ビル)や羽田合同庁舎が完成しており、また地方でも鳥取、名古屋に合同庁舎が完成をみていた。当時の規定では2省庁以上が共同して使用する行政財産に関して、それを所管するものを定める規定が設けられていなかった。こうした場合の処理を適切にするため、この条項を改正法案に盛り込むことにした。他方、第24国会にこの改正法案とともに提案が予定されている「物品管理法」により、国有財産として管理する財産と物品として管理する財産とを再検討した結果、従来国有財産として管理されてきた事業所、学校、研究施設等の用に供する機械・器具等の動産は物品として扱い、国有財産として扱うものは不動産またはこれに準ずるものとしたため、これまで物品扱いであった航空機は船舶同様国有財産として扱うことが適当と結論づけられた。なお国有財産として登録される航空機は、船舶の場合と同様に防衛庁所管の航空機を含むものとされた。以上の趣旨で法案がまとめられた。¹⁾ この法律案は第24国会に提案され、「国有財産法の一部を改正する法律」(昭和31年4月5日法律第64号)として公布された。さらに「物品管理法」(昭和31年5月22日法律第113号)が公布され、その附則で「国有財産法」も改正された。従来、政府の物品でも国有財産として管理されていたものがあるが、その国有財産の範囲から事業所、作業所、学校、病院、研究所等の用に供する機械および重要な器具(第2条第1項第4号)を削除して、「物品管理法」による財産に切り替えた。

〔注〕

1) 「国有財産法の一部改正について」(昭和31年3月9日管財局)(大蔵省資料)。

3 昭和32年の改正

昭和31年4月27日の閣議決定で、大蔵省に国有財産中央審議会の設置が決まり、5月8日に設置された。国有財産中央審議会は32年2月15日に、国有財産制度の見直しや「国有財産法」等の改正要綱を決定し、大蔵大臣にその法制化を求めた。¹⁾ その内容は、①大蔵省に国有財産中央審議会を、各財務局に国有財産地方審議会を設置し、②各省各庁の長は普通財産の管理処分計画を大蔵大臣に送付し、③国有財産実態調査のための立入調査を行い、④それにとまなう境界確定を行う、⑤行政財産の使用収益について大蔵大臣に協議する、⑥普通財産を管理委託できるなどというものであった。この答申を受けた管財局は法律改正の検討を始めた。もとより国有財産審議会を閣議決定で設置した際に、あわせて国有財産審議会の法制化の措置がなされることが明示されており、したがって国有財産審議会の規定を「国有財産法」に盛り込むのは前年より予定されていたといえよう。また31年度より普通財産の実態調査に着手しており、その実施において国有財産の立入調査の権限は不可欠であり、従来「国有林野法」(昭和26年6月23日法律第246号)等に規定されていた立入調査の条項を、「国有財産法」に移すものであった。管財局の法案の検討で、当初案が確定案と違いがある条項としては、境界の決定に関して「各省各庁の長は、前項の調査に基づき、大蔵大臣との協議を経て境界を定めることができる」(第31条の4第2項)、「大蔵大臣は、前項の協議を受けたときは、財務局長をして地方審議会に諮問させ、その意見を聞かなければならない」(同第3項)とされて、大蔵大臣の他省庁と協議する権限が強く規定されていたものが、確定案では「各省各庁の長は前項の調査に基づいてその調査に係る境界を定めることができる」(第2項)、「各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基づいて、これを定めなければならない」(第3項)と修正され、他省庁の難色のためか大蔵大臣の協議権限は後退させられた。²⁾ その他の点については、中央審議会の答申に盛り込まれていた、必要な場合には普通財産を適当なものに管理の一部を委託することができるとの改正は見送られた。この法案は第26

国会に提出されて審議されたが、32年5月8日の衆議院大蔵委員会で、①現行の国有財産の管理処分は適切でないため、国有財産審議会の答申を尊重して管理処分の公開化を図る、②国有財産の長期にわたる民間への貸付は適当でないため極力その整理をする、③国有財産の管理処分については中小企業の育成発展に資するように特段の配慮をするとの付帯決議が行われ、³⁾ この付帯決議を付して法案が可決され、政府案どおりに32年5月17日に昭和32年法律第107号として公布された。

〔注〕

- 1) 「現行国有財産制度自体についての改善策および国有財産の管理処分に関する基本的諸問題についての対策に関する諮問に関する答申」(昭和32年3月15日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「国有財産法の一部を改正する法律案新旧対照」(管財局)(大蔵省理財局資料)。
- 3) 『第26回国会衆議院大蔵委員会議録』第35号(昭和32年5月8日)、11-12ページ。

4 昭和39年の改正

昭和37年4月15日公布の「行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(昭和37年法律第140号)により一部改正されたが、39年の改正前にそれに近い改正案が検討されているので、それを紹介しておこう。34年の市中金利低下にともない管財局は「旧軍港市転換法」に基づく国有財産処理標準の取扱細目の一部を改正し、新規売渡しの延納金利を引き下げることとした。これにともない管財局では既契約分に新規金利を適用しないことは均衡を失うので、延納特約で譲渡した場合の延納利率の変更にとまなう国の債権の変更について、「国有財産法」の改正を考慮した。¹⁾ さらにその条項の改正のみならず、他の条項の改正もあわせて提案した。²⁾ その内容は、①合同使用財産所管の指定、②行政財産用途廃止の勧告、③皇室用財産取得で予算に計上する場合の国会議決の不要、④公共用目的の異なる会計間の無償所管換え、⑤行政財産の使用収益、⑥無償貸付した普通財産の一部が利益を得る場合における使用料の納付、⑦譲与の公共水道への拡張、⑧延納特約手続きの簡素化等であった。この法律改正要綱は34年11月ごろ作成されたと思われるが、³⁾ 管財局ではこれにさ

らに検討を加え、第2の「行政財産の用途廃止の勧告等」は大蔵省の権限強化となりそれによる反発を考慮して削除し、その他の項目も改正範囲を縮小して法案の検討を続けた。⁴⁾ 結局、「国有財産法」の改正案の国会提出は見送られた。

昭和32年の「国有財産法」改正後、国有財産の管理処分についての大蔵大臣による総轄管理権限の強化が見送られていたため、国有財産の管理処分について各省各庁の長による個別的な管理処分が続き、これに対する大蔵大臣の国有財産に対する総轄権限は閣議決定を経て措置要求をするものであり、実行上手続きの負担が重く、この点の改正の必要性が痛感された。34年に改正法案を検討した際に、大蔵大臣の勧告権限を盛り込むことが考えられていたが、結局撤回された。ほかにも不動産価格の上昇で時代に適合しない価格が盛り込まれている条項も認められていた。そのほか管財局として改正をすべきいくつかの条項もあり、そのため管財局では38年11月4日の「国有財産制度の改善について」で次の改正の方針をまとめていた。⁵⁾ 措置要求を国有財産審議会の議を経て行うことができるようにする(第10条)、引継不要特別会計普通財産を協議事項に加える(第14条)、国有財産の定義としての取得原因の分限を削除する(第2条)、普通財産の処分を大蔵大臣の協議事項とすることで、従来の不要となる普通財産の管理処分計画の通知を廃止する(第11条の2)、公共用財産と皇室用財産の増減の国会議決を要する額を引き上げ、寄付、交換または他の国有財産を皇室用財産にするときに国会の議決を要するものとし(第13条)、行政財産の使用収益は行政処分となるとする規定を設ける(第18条)、行政財産についても公共の用に供する場合に無償貸付できるようにする(第19条)、災害の応急措置のため国有財産を無償貸付する(第22条)、公共用財産の用途を廃止した場合に、維持保存費用を負担した者に物価変動にスライドした負担費用額の範囲で譲与できるようにする(第28条)。こうして管財局では「国有財産法」改正の方針を固め、11月12日に法案要綱をまとめ、さらに検討して12月16日に次の第2次案を作成した。⁶⁾ 第2次案では、第2条と第28条の改正を見送った。こうして先の改正方針のうち検討を加えた結果、6点にわたる改正案とし、管財局の改正方針が固まり、各省に対する説明会を開催した。

その後各省庁との個別協議に移り、昭和39年2月中旬まで続いた。そして協議完了後、法制局審査を2月18日に終え、2月24日に国有財産中央審議会に了

承された。しかしこうして国会に提出する法案は、当初管財局が考えていた国有財産の用途変更・廃止・所管換え等の措置要求を閣議決定を経ずに国有財産中央・地方審議会で認められれば可能とするという、改正の最大のポイントが、各省との協議のなかで大蔵省の権限が強くなりすぎるとの反発のため後退させざるをえず、結局、原則として閣議決定は不要としたが、審議会の決定で措置要求はできないこととなった。そして法案は39年2月28日の閣議で決定され、3月2日に第46国会に提出された。この政府案に対し衆議院大蔵委員会で4月24日に修正動議が提出された。その内容は第29条に改正を加え、用途指定をしないで普通財産の売払いをした場合に、その買受人が転売して不当に利益を得るなどの、売払いの趣旨に反する行為をした場合に、現行法では対処できない不備を埋め、原則として一定の用途に供させることとした。⁷⁾ この修正案は、政府提出の改正案とともに可決され、39年7月1日に昭和39年法律第130号として公布された。

〔注〕

- 1) 「旧軍港市転換法に基く国有財産処理標準の取扱細目の一部改正について」(昭和34年5月28日蔵管第1179号)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「国有財産法の一部改正要綱」(大蔵省理財局資料)。
- 3) 「金利等引下に係る既契約分の調整措置に関する調」(昭和34年11月24日管財局国有財産第1課)(大蔵省資料)。
- 4) 「国有財産法の一部を改正する法律案要綱」, 「国有財産法の一部を改正する法律案」(大蔵省資料)。
- 5) 管財局「国有財産制度の改善について」(昭和38年11月4日)(大蔵省資料)。
- 6) 管財局「国有財産法の一部を改正する法律案要綱(案)」(昭和38年12月16日)(大蔵省資料)。
- 7) 『第46回国会衆議院大蔵委員会議録』第37号(昭和38年4月24日), 10-14ページ。

5 昭和48年の「国有財産法」・「国有財産特別措置法」の改正

「国有財産法」は昭和39年の改正をみたのち、45年5月20日の「地方道路公社法」(昭和45年法律第82号)の公布で行政財産の処分等の制限に関し、無償で使用または収益させることができる場合として、それまでの地方公共団体と特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるものに加え、地方道路公社

を追加した(第18条第4項)。このほかには改正はなかった。しかしその後の社会情勢の変化に対応する国有財産の管理処分が求められるにいたり、48年1月10日に国有財産中央審議会に「現行国有財産制度の改正について」として諮問され、¹⁾ 2月9日に答申を受けた。²⁾ その内容は、①普通財産の無償貸付対象の社会福祉事業施設、更生保護施設、義務教育施設への拡大、②公共団体へのスポーツ、公害防止等の施設のための減額譲渡または貸付の対象の拡大、③公共団体に対する公共用財産の用途廃止後の譲与、④老朽住宅用施設を整備する場合の公共団体に対する7割の減額譲渡の特例、⑤特定普通財産の権利者等に売り払う場合の特例、⑥普通財産全般の管理委託、⑦公共団体等と1棟の建物を区分所有する場合における行政財産の貸付や地上権の設定に対する処分制限の特例、⑧普通財産を譲与する場合の用途指定、⑨公共団体に対する延納条件の緩和と延納特約業種の変更、⑩国会の議決を経たか政令の定める範囲以内の所管換えの大蔵大臣との協議の不要等であった。この答申を経て、さらに理財局で法案の検討が加えられ、そして2月15日に法案がまとまり3月13日に閣議決定となった。こうして法律案が第72国会に提出され、政府原案どおりに可決され48年7月27日に昭和48年法律第67号として公布された。

〔注〕

- 1) 「国有財産中央審議会諮問」(昭和48年1月10日蔵理第40号)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「国有財産法及び国有財産特別措置法の一部改正について」(昭和48年2月9日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。

第2節 「国有財産特別措置法」の公布と改正

1 「国有財産特別措置法」の公布

占領期に旧軍用財産の管理処分は、「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」(昭和23年6月30日法律第74号)によって実施されていた。同法によれば、旧軍用財産を地方公共団体が公共用に使用する場合には無償で貸し付け、または2割以内の減額譲渡ができ、譲渡金額に対し、3年以内の延納が認められていた。昭和27年4月28日に講和条約が発効するためそれにより賠償指定の解除や占領軍管理施設の返還が見込まれていたが、単に旧軍用財産のみならず、これらの普通財産を適切に処理するため、管財局で27年1月に「国有財産特別措置法」の制定作業に着手していた。草案に対する各省の意見を斟酌したうえで、管財局は1月29日に第3次案を加筆した第4次案をまとめ、¹⁾それを2月11日に省議に諮った。

その内容は、①国有財産を、地方公共団体の学校・試験場、生活困窮者等の収容施設等の用に供するため地方公共団体に譲与できる、②社会福祉事業施設、学校、公民館、図書館、博物館、医療施設、公共職業補導所、公営住宅の用に供するために地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に時価の半額で譲渡または貸し付けることができる、③国有機械を企業に随意契約で売り払うか、交換できる、④将来の国の需要に充てる施設を公共団体等に管理委託できる、⑤旧軍工廠等の一括転用を相当とするものは現物出資できるようにする、⑥電源開発等の事業の用に供する財産は、地方公共団体に対しては時価の半額で譲渡または貸付をし、特別の法律により設立される事業主体には現物出資ができるようにする、⑦延納制度を普通財産全般に広げる、⑧国有財産処理審議会を設置するなどであった。さらに無償もしくは減額譲与する範囲がさらに拡大する方向で、法案が検討された。昭和27年2月21日に起案された法案要綱では、連合国総司令部に打診する案として検討されていたが、地方公共団体に対し5割の減額譲渡または貸付のほか処理財産によっては時価の7割で譲渡または貸付が

できるとする項も追加され、あわせて国有財産処理審議会の設置の項を削除した。しかしこの案の省内の検討で譲与または無償貸付の追加は削除された。²⁾だがその後も検討を加えた結果、2月25日起案の閣議提出を予定した法案要綱は3月4日に決裁されたが、そこでは譲与または無償貸付が復活した。³⁾こうした譲与または貸付の条件緩和の理由を告げる資料は見当たらないが、膨大に抱え込む普通財産の公共用目的への迅速な処分が妥当と判断されたためであろう。

この「国有財産特別措置法案」は第13国会に提案されたが、衆議院大蔵委員会での審議で、昭和27年4月22日に修正案が提出され、減額譲渡または貸付ができる場合として、第3条第2項で社会福祉法人の範囲として「社会福祉事業法」(昭和26年法律第45号)の規定するもののほか「生活保護法」(昭和25年法律第144号)と「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の規定するものにも適用するとした。そのほか別の修正案が提出され、地方公共団体に無償貸付できる普通財産の臨港施設として防波堤と岸壁のほか、栈橋と上屋を法文に明記し(第2条第1項)、延納の特約を定めた第11条第1項で、中小企業の負担緩和対策として延納を認める範囲を売払代金のほか「交換差金」を追加するなどの修正をみて、4月26日の衆議院で可決となり、⁴⁾こうした修正を受けた「国有財産特別措置法」は27年6月30日に昭和27年法律第219号として公布され、即日施行となり、あわせて「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」は廃止された。

(注)

- 1) 「国有財産特別措置法案(第4次案)」(昭和27年2月5日管財局)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「国有財産特別措置法案要綱」(昭和27年2月5日管財局)(大蔵省理財局資料)。
- 3) 「国有財産特別措置法案について」(昭和27年2月21日管財局)(大蔵省理財局資料)。
- 4) 「第13回国会衆議院大蔵委員会議録」第55号(昭和27年4月22日)、1-2ページ、同第58号(昭和27年4月26日)、11ページ。

2 昭和30年の改正

「国有財産特別措置法」は昭和27年7月31日の「経済安定本部設置法の廃止

及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律」(昭和27年法律第284号)で、一部改正され、また同年8月14日の「日本赤十字社法」(昭和27年法律第305号)の公布で減額譲渡または貸付対象に日本赤十字社を追加し(第3条第4号)、譲渡した場合の延納の特約が可能となった(第11条第1項の1)。そのほか先述の28年8月の「国有財産法」の改正(昭和28年法律第194号)による改正がある。さらに減額譲渡または貸付について、29年6月14日に特別措置法の一部が改正された(昭和29年法律第180号)。これにより更生保護事業施設(「更生緊急保護法」昭和25年法律第203号)と経営伝習農場その他これに準ずる施設(「農業改良助長法」昭和23年法律第165号)が追加され(第3条第1項の1)、さらに更生保護事業施設については延納の特約が認められた(第11条第1項の1)。

昭和30年にも交換の特例に関し「国有財産特別措置法」の改正が検討される。この特別措置法には先述のように第9条で国有中古機械の交換処分を規定していたが、国有機械の処分は当初期待したほどの進捗をみず、そのため大蔵省では30年3月8日に「国有機械等の処理の促進について」を省議決定し、¹⁾ ①優秀な機械、中小企業の設備改善に寄与する機械および大蔵大臣が特に保有を認めた機械等を除き、すべてくず化する、②中小企業に対しては従来も交換制度があったが、さらに減額して交換する措置を講ずるなどの方針で臨むこととなった。そのほか地方公共団体から国に寄付された財産の用途廃止後の地方公共団体への譲与の特例と、交換の特例をつけ加えて、法案は30年5月31日に閣議決定を受けた。このうち交換の特例に関しては、28年8月の「国有財産法」の改正の際に、文部省からの要求があった交換条件の緩和要求に対し、「国有財産法」附則で「国有財産特別措置法」を改正し、文部大臣が大学設置用地取得のため地方公共団体と交換できるという特例を設けていた。この法案は第22国会に提出されたが、国有機械器具の交換についての減額率に関し30年7月8日に衆議院大蔵委員会で議員修正と付帯決議が付された。政府提案では中小企業への国有機械の3割の減額交換を可能としていたが、大蔵委員会では減額率引上げの主張があり、当初の要求で5割に修正の意向が強かったが、政府案との中間をとり4割とする修正に内定した。その後さらに別の修正要求で、政府案と修正案との中間の3割5分への修正を求め、結局3割5分の減額交換が修正案として提出され、それが可決された。そのほか付帯決議が提出され、それも

可決された。その決議は、①機械等の評価に関し学識経験者、中小企業者等の意見を徴する、②交換対象機械等を中小企業者に公表・閲覧させる、③評価方法を改正し、交換機械の分類にも幅をもたせ、格段の配慮をするとし、政府に考慮を求めている。²⁾ この「国有財産特別措置法」の改正は、昭和30年8月11日法律第159号として公布され、同法により機械の交換促進が図られた。

(注)

- 1) 「国有機械等の処理の促進について(案)」(昭和30年3月8日省議決定)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案および付帯決議について」(昭和30年7月28日管財局国有財産第1課)(大蔵省理財局資料)。「第22回国会衆議院会議録」第39号(昭和30年7月8日)、14-15ページ。

3 昭和32年の改正

国有財産中央審議会は先の「国有財産法」の昭和32年の改正を求めた際に「国有財産特別措置法」の改正も求めている。¹⁾ その内容は、①物納住宅等の割賦売払いと、②地方公共団体に対する居住用施設の譲与等を認めるというものであった。以上の改正案が提案されたが、管財局で検討した結果、当面改正する必要があるのは、後半の居住用施設等の譲与等についてであるとし、物納住宅の割賦売払いは見送った。そして32年3月に法律改正案がまとまり、第26国会に提出され、政府案どおりに成立し、昭和32年5月17日法律第108号として公布された。

このほか小改正として昭和33年5月2日に「職業訓練法」(昭和33年法律第133号)が公布され、減額譲渡または貸付が可能な施設としての職業訓練施設がそれまでの「職業安定法」(昭和22年法律第141号)の規定するものから「職業訓練法」の規定するものにかわった。政府による老朽住宅改良事業については、その後強力な施策の必要性が認められたため、35年5月17日に「住宅地区改良法」が公布され(昭和35年法律第84号)、それまでの「不良住宅地区改良法」(昭和2年法律第14号)を廃止して、不良住宅が密集する地区の環境整備改善を図ることとなり、これにあわせて、「国有財産特別措置法」も32年の改正でつけ加

えられた居住用施設の譲与等に関する第6条の2に該当する建築物として、「住宅地区改良法」で規定する住宅が、同法附則によりつけ加えられた。

〔注〕

- 1) 「現行国有財産制度自体についての改善策および国有財産の管理処分に関する基本的諸問題についての対策に関する諮問に関する答申」(昭和32年3月15日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。

4 昭和36年の改正

「国有財産特別措置法」で普通財産を地方公共団体が水道施設として利用する場合には無償で貸し付けることができると規定されているが、その無償貸付されている水道施設は借受財産のため、地方公共団体においてその管理が消極的となっており、その施設の譲与か減額譲渡を求められていた。¹⁾昭和34年3月における水道施設として無償貸付中の国有財産は、契約96団体、141件、台帳価格13.66億円であり、これらの水道施設を地方公共団体に有効に使用させるため、その要望をいれ、「国有財産特別措置法」を改正するよう35年4月22日に閣議決定され、法律改正案が第34国会に提出された。しかし第35国会で継続審議となり、さらに第36国会で審議未了となった法案を、翌年1月31日の閣議決定で第38国会に再提出し、ようやく可決され、昭和36年3月20日法律第3号として公布された。こうして土地を除く水道施設を地方公共団体に譲与できることとなった。これにより、該当する水道施設は、35年3月で108団体、170件、台帳価格15.71億円であり、このうち土地を除く水道施設の台帳価格は15.02億円であった。

これ以後の改正としては、昭和48年の先述の「国有財産法」と一緒に改正された昭和48年法律第67号のほかには、39年7月1日の先述の「国有財産法」の改正(昭和39年法律第130号)の附則による特別措置法の語句の修正と、44年6月10日の「公営住宅法の一部を改正する法律」(昭和44年法律第41号)により、第6条の2第1項が改正された。これにより「公営住宅法」と「住宅地区改良法」の規定する標準建設費は「公営住宅法」の規定する標準価格と「住宅地区改良法」の規定する標準建設費に改められた。

〔注〕

- 1) 「地方公共団体が水道施設に用に供する場合の国有財産の譲与についての資料」(昭和35年1月20日管財局)(大蔵省理財局資料)。

第3節 国有財産審議会

1 国有財産中央審議会

(1) 閣議決定による設置

国有財産に関する審議会として、昭和27年度当初においては社寺境内地処分審査会(22年9月5日設置、昭和22年政令第188号)、宿舍審議会(昭和24年5月30日法律第117号)、共有契約運用調整会議(昭和25年8月4日法律第237号)、連合国財産補償審査会(27年4月28日設置、昭和27年政令第128号)および国有財産評価協議会(23年3月24日設置、省議決定)があった。講和前には国有財産調整委員会(22年7月23日設置、昭和22年政令第146号)が国有財産調整審議会(23年7月1日設置、昭和23年政令第243号)に、また地方においても不動産評価委員会(21年12月20日設置、昭和21年勅令第611号)が不動産評価審議会(24年5月31日設置、昭和24年政令第149号)に、それぞれ承継されたが、25年5月4日に廃止された。このほか講和後に設置されたものとしては、庁舎等調整審議会(昭和32年5月20日法律第115号)と接收貴金属等処理審議会(昭和34年4月15日法律第135号)があるが、いずれも41年度に廃止されている。他方、先述のように「国有財産特別措置法」の制定の検討のなかで、同法に基づく国有財産処理審議会設置が検討された。それは国有機械の売払い、交換、国有財産の管理委託および使用または収益、延納の特約、現物出資についての運用の適切を期すために設けるとされ、役割は限定されたものであったが、結局実現をみなかった。その後の国有財産管理処分に対処すべき方策を検討する場が必要となり、31年4月27日の閣議決定で国有財産審議会の設置が決定された。¹⁾ こうして大蔵省に国有財産中央審議会が、財務局に国有財産地方審議会が設置されることとなった。

国有財産審議会は昭和31年5月8日に第1回総会を開催した。会長は互選で選出され、そのほか委員27名という構成であった。この第1回総会で「国有財産中央審議会議事規則」を決定し、²⁾ 大蔵大臣から「現行国有財産制度自体についての改善策如何」と「国有財産の管理および処分に関する基本的諸問題に

についての対策如何」の諮問を受け、これに対する審議を開始した。³⁾ その議事規則によれば審議会に企画部会および審査部会を置き(第3条)、委員の任期は1年とし再任を妨げない(第5条)、臨時委員は特別の事項について調査審議を終了したときは退任する(第7条)などと定めた。⁴⁾ 31年6月15日に審査部会が、6月22日に企画部会がそれぞれ第1回の会合を開催している。審査部会は実態調査や個別管理処分案件の審議を担当し、企画部会は国有財産制度や管理処分機構を審議するものであった。特に審査部会の議事について31年10月12日に中央審議会は「国有財産中央審議会審査部会の議決の取扱について」⁵⁾ を決定し、「国有財産の処分に関しては、国有財産中央審議会会長が指定した案件を除いて、原則として審査部会の議決をもって、国有財産中央審議会の議決に代えることができるものとする」として、中央審議会に諮るほどの規模ではない個別管理処分案件は審査部会で処理方針を決定することとなった。

以上の閣議決定に基づく国有財産中央審議会は、総会6回、審査部会4回、企画部会3回の開催をみた。そして昭和32年2月15日の第5回総会で、①「国有財産法等の一部改正について」、②「国有庁舎等の活用促進について」、③「昭和32年度普通財産実態調査について」、④「国有財産中央審議会に付議する国有財産管理及び処分に関する事案の範囲について」を決定した。続いて32年3月15日の第6回総会で、「第1回国有財産中央審議会の諮問事項に対する答申」を決定した。この答申は、国有財産の管理処分に関し総括的に検討を加えたうえで、第5回中央審議会の答申を総括的にまとめたものである。以上の答申を決定して国有財産中央審議会の活動を終了した。⁶⁾ そして32年6月11日の閣議決定「閣議決定に基づく国有財産審議会の廃止について」⁷⁾ で廃止された。

(2) 「国有財産法」による設置

国有財産中央審議会は「国有財産法」第9条の2に基づき設置されることとなった。同法によれば、この審議会は大蔵大臣の諮問に応じ、国有財産の管理および処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議するものである。構成は閣議決定で設置された中央審議会と同様に、委員30名以内で組織し、特別事項の調査審議のため臨時委員を置くことができる。そして「国有財産法施行令」

(昭和23年8月20日政令第246号)によれば、閣議決定による中央審議会議事規則と同様の内容を規定していた。昭和32年6月14日の第1回総会で「国有財産中央審議会規則」が決定をみた。それによれば、審議会に企画部会と審査部会を置き(第2条)、企画部会は国有財産制度について調査審議し、審査部会は国有財産の管理および処分に関する基本方針並びに重要な国有財産の管理および処分について調査審議する(第2条第2項)などと定められた。⁸⁾ 国有財産中央審議会第1回総会の委員の顔ぶれは官庁人事異動で一部変更があるが、ほぼ閣議決定による中央審議会の委員が任命されている。実質審議は32年12月23日の第2回総会で始まり、⁹⁾ ①「国有財産制度の合理化のための方策如何」、②「国有財産の管理及び処分の適正化、効率化のための方策如何」、③「国有財産台帳制度の改正について」、④「国有庁舎等を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」、以上4件の諮問を受けた。このうち④に関しては、管財局作成の原案を一部修正のうえ決定し、「国有財産法」第18条により、行政財産を国以外の者に貸し付ける場合の基準を決定した。③の台帳制度については専門的な検討を要するので企画部会に付託し、企画部会は33年1月29日に第1回部会を開催し、諮問事項の審議に着手し、さらに2月5日より同部会に小委員会を設けより突っ込んだ審議を続け、3月10日の部会決定を経て、33年3月10日に総会で「国有財産台帳制度の改正について」の答申を決定するに至った。そのほか提供財産の返還にともなう国有財産の処理についての答申を行った。34年3月27日の第6回総会で「普通財産売払評価基準(案)の策定について」の諮問を受けその審議を開始した。この案件を企画部会小委員会に諮り、4月9日より同小委員会で検討をすすめ、34年5月18日の第7回総会で「普通財産売払評価基準(案)の策定について」の答申案を一部修正のうえ決定した。第8回総会以後、中央審議会は、国有財産制度や管理処分方式等についての審議事項がなく、休会状態となった。

昭和39年2月24日の第9回総会で「国有財産法」の一部改正の諮問に対する答申を行い、審議会活動を再開した。この答申に基づき「国有財産法」は39年7月1日に昭和39年法律第130号により改正された。

昭和40年10月29日の第10回総会で「国有財産の管理処分の適正を期するため国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置特に次の諸点に

ついて、(1)処分の相手方の選定方法、(2)用途指定を付する範囲及び用途指定の実行を確保する方法について、(3)評価方法について」の諮問を受け、この諮問事項を企画部会小委員会に付託した。小委員会の審議を経て40年11月12日に「第10回国有財産中央審議会の諮問事項に対する答申」を決定した。

従来の個別財産の処理案件はもっぱら不動産を対象としていたが、昭和44年5月28日の第15回総会では出資財産としての政府保有株式処分のため「電源開発株式会社及び日本航空株式会社の株式の処分について」の諮問を受けた。株式の処分について検討するため企画部会小委員会に付託し、6月9日より小委員会で審議を重ね、4回の審議を経た。44年8月30日の第16回総会で、「政府所有の日本航空株式会社の株式の処分価額について」の答申を決定し、その後も企画部会小委員会で電源開発株式会社の株式処分の検討を続け、44年11月27日の第17回総会で「政府所有の電源開発株式会社の株式の処分価額について」の答申を決定した。これらの方針により産業投資特別会計所有の両社の株式が市中に売却された。

昭和47年1月26日の第18回総会では「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」の諮問を受け、これも2月17日の企画部会小委員会に諮り、3月10日の第19回総会で、「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」の答申を決定した。この方針により、従来は不要財産と普通財産の売払処分に重点がおかれていたものが、都市部における国有地の売払いを停止し、現有の国有地の有効利用を図る方針に転じる画期的なものであった。

昭和48年1月10日の第20回総会で、①「筑波研究学園都市移転跡地の利用について」、②「現行国有財産制度の改正について」の諮問を受けた。この審議のため総会のほかに法制小委員会、筑波移転跡地小委員会が設置された。1月26日に第1回法制小委員会が開催され、現行国有財産制度の改正について審議し、2回の開催を経て2月9日の第21回総会で「現行国有財産制度の改正について」の答申の決定となった。筑波移転跡地小委員会は48年4月16日に第1回小委員会を開催し、蚕糸試験場跡地処理の討議を行った。その後も林業試験場跡地やその他の跡地処理の検討等に関する討議や現地視察が続き、中央審議会への報告をとりまとめたのは、55年4月22日の第20回小委員会のこととなる。そしてようやく55年5月19日の第30回総会で、筑波移転跡地の利用について

「筑波研究学園都市移転跡地の利用の基本方針及び主要跡地(22カ所)の利用計画の大綱について」の答申の決定をみた。

昭和48年4月26日の第22回総会では、①「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」と、②「普通財産(土地)を売払いする場合の契約方式等の改定について」の諮問を受けた。後者に関しては法制小委員会で審議を開始し、49年3月14日の第24回総会で、「普通財産(土地)を売払いする場合の契約方式等の改正について」の答申を決定した。前者については処理案件の増大が見込まれるため返還財産処理小委員会が設置された。そして48年5月17日の第1回小委員会で理財局から返還基地跡地の現状説明を受けた。その後も現地視察を含む審議を続けた。返還財産の包括的な処理方針として、ようやく51年6月21日の第27回総会で、中央審議会としては異例の採決をとり、賛成多数をもって「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」のいわゆる3分割答申を決定し、以後この3分割方式が返還財産処理の基本方針として採用された。

〔注〕

- 1) 「国有財産中央審議会答申」(昭和32年3月国有財産中央審議会), 1-2ページ。行政管理庁の指摘は「国有財産の管理及び処分に関する監察結果について」(昭和31年4月11日)(前掲, 「国有財産中央審議会答申」, 59ページ)。
- 2) 前掲, 「国有財産中央審議会答申」。
- 3) 「国有財産中央審議会の審議経過」付録。
- 4) 同上。
- 5) 前掲, 「国有財産中央審議会答申」, 62ページ。
- 6) 前掲, 「国有財産中央審議会の審議経過」。
- 7) 閣議決定は, 「国有財産法の一部を改正する法律」(昭和32年法律第107号)で国有財産審議会が設置されたので廃止する, というものであった(大蔵省資料Z203-64)。
- 8) 大蔵省資料Z26-86。
- 9) 以下の経緯は, 前掲, 「国有財産中央審議会の審議経過」による。

2 国有財産地方審議会

(1) 閣議決定による設置

昭和31年4月27日の閣議決定により, 国有財産地方審議会が設置されることとなった。地方審議会は各財務局長に答申し, 各財務局ごとに設置されるため,

関東・近畿・北海道・東北・東海・北陸・中国・四国・北九州および南九州地方審議会が設置される。各地方審議会とも, 中央審議会の設置後, 31年6月から7月の間に設置された。¹⁾委員は各財務局長が委嘱する学識経験者, 関係行政機関および地方公共団体の職員30名以内より構成されている。学識経験者は主として, 産業, 金融, 中小企業, 不動産業, 土木建築, 都市計画, 山林業, 法曹, 言論の各界よりなる。関係行政機関の職員とは, 主として法務局長, 国税局長, 農地事務局長, 営林局長, 通商産業局長, 地方建設局長である。²⁾これらの各国有財産地方審議会は, その第1回審議会において, 議事規則を定めている。たとえば「国有財産関東地方審議会議事規則」(昭和31年6月29日)によると, 国有財産関東地方審議会の議事運営に関しては, 閣議決定に定めるもののほかこの規則の定めるところによる(第1条), 会長は会務を総理する(第2条), 審議会に小委員会を置くことができる(第3条)などと定められた。³⁾小委員会もしくは特別委員会としては, 関東地方審議会に第1・第2・第3小委員会と特別委員会が, 近畿地方審議会に旧大造処理小委員会(旧大阪陸軍造兵廠の処理案件を担当)が, 東海地方審議会に総括小委員会・旧第2海軍燃料廠関係小委員会, 旧豊川海軍工廠および大崎航空隊関係小委員会, 交換機械およびスクラップ関係小委員会, 焼津飛行場および浜松飛行場小委員会が, 北陸地方審議会に評価小委員会が, 中国地方審議会に処理方針委員会と評価委員会が, 北九州地方審議会に小委員会が, 南九州審議会に第1・第2小委員会と第7回審議会において第1小委員会がそれぞれ設置された。⁴⁾

地方審議会は昭和32年6月11日の閣議決定で廃止されるまで, 全国で65回の審議会を開催した。これには小委員会は含まれていない。付議事項306件のうち300件を議決した。付議事項の管理処分の方式別件数は321件となるが, その8割の254件は旧軍財産の管理処分に関するものであった。敗戦後に旧陸海軍の公用財産は不要となったため, 大蔵省所管の普通財産として引き継がれた。旧軍財産は飛行場, 兵舎, 演習場, 練兵場, 軍工廠, 燃料廠等が含まれ, これらの管理処分に関しては地域経済の戦後復興に利用価値の高いものが含まれていた。こうした旧軍財産を早急に処分してその活用を図る必要が認められていたため, これらの活用方法を検討することが地方審議会の大きな課題であった。管理処分の件数等の地方別では, 関東, 中国, 南九州の順に多い。その管理処

分のうちで売払いは、時価売払いが71件、減額売払いが15件で、時価売払いが多く、そのうち産業相手の随意契約による売払いが48件と、最も多く、旧軍財産のうちの、戦後の産業活動に役に立つ財産が積極的に処分された。減額売払いの相手は地方公共団体がほとんどである。売払いの財務局別では東海、中国、南九州、関東の順に多く、売払いは時価売払いが中心で、大部分は随意契約による産業相手の処分である。代表的なものとして、旧第2海軍燃料廠(四日市)の建物・工作物の昭和石油株式会社への売払い(東海地方審議会)、旧岩国陸軍燃料廠の土地・建物・工作物・機械の日本鉱業株式会社への売払い(中国地方審議会)、旧室蘭海軍特設工場所属の圧延機の株式会社日本製鋼所への売払い(北海道地方審議会)等がある。譲与はすべて地方公共団体に対するもので、「国有財産特別措置法」により生活困窮者の収容施設として譲与するもの、地方公共団体から特定用途のため国に寄付された財産をその後用途廃止したものを当該地方公共団体に譲与するものがある。そのほかの例としては、旧長崎連隊区司令部の施設を「長崎国際文化都市建設法」(昭和24年法律第220号)により、長崎原爆病院として長崎市に譲与した例がある(北九州地方審議会)。交換は国有財産以外の財産と交換するものであるが、大蔵省所管一般会計普通財産の交換をみると、その処分相手は地方公共団体、公社等である。地方審議会は国有財産の総括機関としての各財務局長の諮問を受けるものでもあり、そのために各省各庁の所属財産の交換に関する協議についても諮問を受けることになっており、これらについても諮問に応じた。その内訳は一般会計所属財産6件、特別会計所属財産2件である。貸付のうち時価貸付の大部分は産業向けの貸付であり、このうちには先の四日市の燃料廠の土地の昭和石油株式会社への貸付(東海地方審議会)などが含まれている。減額貸付と無償貸付は地方公共団体を相手とするものであるが、無償貸付は公園の用に供するものと水道施設の用に供するものなどよりなる。所管換えは大蔵省所管の普通財産を各省各庁および特別会計に所管換えするもので、109件のうち108件を決定した。各省各庁への所管換えのうちでは防衛庁に対する所管換えが最も多く、109件のうち57件を占めており、以下運輸省の12件と続く。特別会計への所管換えは自作農創設特別措置特別会計が8件であり、国有未墾地が農業生産のため積極的に所管換えされた。文部省への所管換えは大学施設等のために所管換えしたものが多い。その

他に含まれるものは、使用承認、現物出資、提供財産の返還請求等がある。このうち使用承認は防衛庁等に対する普通財産の一時使用を承認するものである。普通財産の現物出資は、土地建物等を日本住宅公団に現物出資するものである。在日米軍に対しての提供財産のうち、実際には米軍の利用していないものもあり、それらの普通財産の返還を要求することとしているが、これに対しては審議会でも11件の返還請求を決定した。

(2) 「国有財産法」による設置

国有財産地方審議会も昭和32年5月17日の「国有財産法」の改正で、同法に基づいて設置されることとなった。各地方審議会の委員の構成は、閣議決定による委員とほぼ同様である。同法によれば、地方審議会は、財務局長の諮問に応じ、国有財産の管理および処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を財務局長に建議する(第9条の3第2項)、国有財産の境界の確定のため、各地方審議会に境界査定部会を置くものとされ(第9条の5)、そのほか「国有財産法施行令」も改正され(昭和32年政令第121号)、法に定めるもののほか地方審議会に部会を置くことができる(第6条の4)とされた。以上の法令に基づき、国有財産地方審議会が32年6・7月および9月に設置された。⁶⁾ その審議会規則はたとえば「国有財産関東地方審議会規則」(昭和32年7月10日)によると、法律・政令で定めるもののほかこの規則の定めるところによる(第1条)、審議会に境界査定部会および会長の定める部会を置く(第2条)、境界査定部会に付議した案件については、その部会の議決をもって審議会の議決とする(第4条)、などであった。他の地方審議会に関してもその審議会規則は類似であるが、「近畿地方審議会議事規則」(昭和32年7月11日)のみ、閣議決定による地方審議会議事規則と同様に、調査審議事項を明示していた。各地方審議会とも法律に規定されている境界査定部会を審議会規則で規定しており、⁷⁾ 委員4～5名で設置された。しかし実際に査定部会に付議された案件はほとんどなく、期待したほど機能していなかったようである。⁸⁾ そのほか各地方審議会に設置された部会は、関東地方審議会に設置された第1・第2・第3部会、近畿地方審議会に設置された旧大造処理部会、東海地方審議会に設置された総括部会・旧第2海軍燃料廠関係部会・旧豊川海軍工廠および大崎航空隊関係部

会、北陸地方審議会に設置された評価部会がある。⁹⁾

各年度の地方審議会の審議内容をみる前に、その審議事項を概観しておこう。地方審議会の開催回数は昭和32年度の47回、33年度の52回のあとはほぼ減少を続け、45年度では13回に減少していた。それに従い付議件数も、32年度の196件、33年度の238件のあとはほぼ減少を続け、41年度には125件、47年度にはわずか45件となっていた。単年度で開催されなかった地方審議会もいくつかある。これは終戦後に急増した大蔵省所管の普通財産となっていた旧軍財産、物納財産の処理がほぼ終わり、審議会に付議するほどの処分案件が減少したことを物語っている。なお沖縄の本土復帰にともない、47年度より沖縄総合事務局管内に関しては、沖縄地方審議会が審議することとなった。

地方審議会の付議案件は、昭和32年度には売払が多いが、38年以後減少する。所管換えも38年度以降減少する。これは売払いや各省各庁への所管換えとして使用できる普通財産が減少したためで、逆に交換は38年度以降増大しており、交換により普通財産の減少を補うこととなった。時価による売払いでは32年度より産業向けの処分が多かったが、37年度以降減少し、39年度より産業向け処分はほぼ停止され、売払いは地方公共団体と特殊法人等に限られることとなった。これらの処分方式に関しては、32年度までは指名競争入札と一般競争入札もみられたが、処分目的に合致させるために、33年度以降いずれも随意契約で処分された。減額売払いは地方公共団体と学校法人相手によるものである。売払いでは33年度まで東海地方が最も多いが、34年度より関東地方の処分が最も多くなる。譲与は「国有財産特別措置法」によるものが多いが、32年5月17日の同法の改正(昭和32年法律第108号)により居住用施設等に譲与等ができるものとされ、また36年3月20日の同法の改正(昭和36年法律第3号)により地方公共団体に対する水道施設の用に供する場合に土地を除き譲与できるとされた。36年の改正により37年度の同法による譲与の案件が増大し、特別措置法による譲与について24件の議決をみている。交換では、大蔵省所管の普通財産との交換は、38年度以降増大するが、地方公共団体、公社・公団等と交換している。各省各庁との交換は最高裁判所、総理府、法務省、大蔵省、文部省等を相手として交換した。特別会計では国立病院特別会計との交換のほか国有林野事業特別会計の企業用財産との交換もある。この各省各庁との協議がすべて行われて

いるわけではなく、地方審議会の協議に付す案件は、省庁により開きがある。交換では36年度より建築交換が集計されており、36年度で19件の建築交換の議決がなされている。この建築交換の分だけ交換の議決件数が増大していることになろう。所管換えでは一般会計の各省各庁との所管換えのうち防衛庁との所管換えが一貫して最も多く、32年度13件、34年度22件となっているが、その後減少し、他方その他の省庁との所管換えも減っており、一般会計の所管換えの合計では32年度の46件から41年度の10件までに減少していた。特別会計では41年度までほとんど自作農創設特別措置特別会計との所管換えといってよい。所管換えは関東と北海道で件数が多かった。その他の付議案件では、米軍への提供財産の返還要求があり、それは北九州で多いが、返還の実現とともに要求は減少していった。使用承認は普通財産の防衛庁・法務省等の使用の承認等である。現物出資は日本住宅公団、国立競技場等への土地・建物による出資である。台帳整理は国有財産台帳には登載されているが、実物の財産がないか、あるいは株式等を発行している法人等が消滅している場合の国有財産の株式の台帳からの削除等である。なお地方審議会に付議される各財務局の管理処分案件は、一定の基準を上回るものである。それ以外の管理処分案件は、各財務局で別途処理される。この国有財産地方審議会付議基準では、たとえば特定地域の一定規模を超える面積または価格の土地の売払い、交換、管理委託、新規貸付をする場合、特定地域の貸付中の土地の売払い、多額の土地の譲与、多額の土地の現物出資、大量の土地・建物および見込額の多額のもの、所管換えまたは所管換えを前提とする新規の使用承認、その他社会的影響が大きいと思われる所管換えまたは所管換えを前提とする新規の使用承認、その他財務局長が必要と認めるもの、これらに関して地方審議会に諮問することとなっていた。以上の基準のうち、面積・価格および所在地等に関し、地価等を考慮して修正されていた。

〔注〕

- 1) 最初に設置された北陸地方審議会は昭和31年6月27日、最後に設置された北海道地方審議会は31年7月2日である(国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第1集(昭和32年6月)、125-37ページ)。
- 2) 同上、1ページ。

- 3) 同上, 124-37ページ.
- 4) 同上, 138-41ページ.
- 5) 同上, 3-8ページ.
- 6) 最初に設置されたのは北陸地方審議会で昭和32年6月22日であり, 最後に設置されたのは北海道地方審議会である(国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第2集(昭和33年9月), 150-164ページ).
- 7) 同上, 126-46ページ.
- 8) 昭和33年4月30日の第6回南九州地方審議会において, 熊本市の国有財産の境界確定のため, 「国有財産法」の規定により南九州地方審議会の境界査定部会に付託することとなったが, その後境界が確定したので第1回境界査定部会において付議を取り消した(国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第3集(昭和34年11月), 124ページ). ただし各地方審議会では, 境界査定部会は法律の規定があるため形式的にせよ設置され, 委員の顔ぶれも決まっていた.
- 9) 前掲, 『国有財産地方審議会の審議経過』第2集, 147-49ページ.

第2章 国有財産管理処分

第1節 国有財産管理処分方式

1 総括協議

国有財産のうちとりわけ行政財産の所管は各省各庁にまたがっているが、昭和27年の時点における「国有財産法」によれば、大蔵省の総括的管理事務の権限が規定されている。総括権能は大蔵大臣にあり(第7条)、行政財産で用途を廃止されたものは大蔵大臣が引き継ぎ(第8条)、大蔵大臣は必要がある場合には各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について報告を求め、実地監査をし、または閣議決定を経て用途の変更、用途の廃止、所管換え等の措置を求めることができる(第10条)、大蔵大臣は各省各庁の長の所管の国有財産についてその記録を備え、その状況を明らかにしなければならない(第11条)、各省各庁の長が国有財産の所管換えを受けようとするときは当該財産を所管する各省各庁の長および大蔵大臣に協議しなければならない(第12条)、公用財産または企業用財産とする目的で土地または建物を取得しようとするとき、普通財産を公用または企業用財産としようとするとき、公用財産を企業用財産とし、または企業用財産を公用財産としようとするとき、公用財産または企業用財産の土地・建物の用途を変更しようとするとき、公用財産または企業用財産の建物を移築しようとするとき、公用財産または企業用財産の土地・建物を所属を異にする会計間において所属替えをするときは当該財産を所管する各省各庁の長は大蔵大臣に協議しなければならない(第14条)。以上のように大蔵大臣への総括的な協議が定められていた。

このほか各省各庁から国有財産現在額等の報告を求め、大蔵大臣がそれをと

りまとめる等の規定もある。しかし実際には、閣議決定を必要とする各省各庁に対する措置要求は困難であり、大蔵大臣の国有財産管理に関する総括的な権限は十分とはいえなかった。その後昭和28年8月10日に「国有財産法」が一部改正され(昭和28年法律第194号)、第14条は、行政財産とするため土地または建物を取得しようとするとき、普通財産を行政財産としようとするとき、行政財産の種類を変更しようとするとき、行政財産の土地・建物を所属替えしまたは用途を変更しようとするとき、行政財産の建物を移築改築しようとするときは大蔵大臣に協議しなければならないとした。こうして大蔵大臣による総括権限が強化された。

昭和31年5月8日に国有財産中央審議会に「現行国有財産制度自体についての改善策および国有財産の管理及び処分に関する基本的諸問題についての対策」が諮問され、32年3月15日に答申が出された。¹⁾ そのなかで国有財産の総括について問題点を指摘しているが、それは余剰財産の用途廃止にともなう処理の効率化と、特別会計所属財産の管理処分の調整の必要性であった。²⁾ そして国有財産の総括を積極化するための方策を提起している。庁舎と行政財産の使用収益に関する点を除くと次のようなものとなる。「各省各庁の長は、その所管に属する普通財産の管理及び処分に関する計画を毎年度作成し、大蔵大臣に送付しなければならないこととする」として法律改正が必要であるとした。そのほか大蔵大臣は、現行の制度においても、各省各庁の長に対し、その所管する国有財産について、用途変更、用途廃止、所管換えその他の必要な措置を閣議の決定を経て要求できることになっているが、上述の各省各庁の管理状況をみると、閣議を積極的に求めて総括を効率的に行うことが望ましいと結論づけていた。³⁾

その後の昭和32年5月17日の「国有財産法」の一部改正で(昭和32年法律第107号)、第11条の2として、各省各庁の長はその所管する普通財産について、毎会計年度ごとに処分計画を定めそれを大蔵大臣に通知しなければならないとして、他省庁所管の普通財産の管理処分の掌握が可能となった。さらに国以外の者に、行政財産を使用させまたは収益させようとするときには大蔵大臣に協議しなければならない旨を追加した。しかし他省庁に対する用途変更等の措置要求に関する閣議決定は、国有財産中央審議会が期待したようには実現できず、

事実上不可能な事態が続いた。この大蔵大臣の他省庁への措置要求は閣議決定を必要とするとの第10条第1項の規定が、その措置要求を阻んでいたが、39年7月1日の「国有財産法」の一部改正で(昭和39年法律第130号)、「閣議決定を経て」を削り、大蔵大臣が国有財産の管理処分の適正を期するために必要と認めるときは、各省各庁の長に対し用途の変更、用途の廃止、所管換えその他必要な措置を求めることが可能となった。さらに特別会計に属する普通財産の土地または建物を貸付け、もしくは貸付以外の方法により使用させ、もしくは収益させ、または当該土地または建物の売払いをしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない旨を追加した。こうして大蔵大臣の総括事務協議の権限は強化された。

(注)

- 1) 大蔵省理財局資料。
- 2) 同上。
- 3) 同上。

2 監 査

「国有財産法」第10条に、大蔵大臣は必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について報告を求め、実地監査をすることができる」と規定されていた。この「国有財産法」上の監査事務も大蔵大臣の国有財産管理および処分の総括に関する主要業務の1つであった。この監査に関する方針として、昭和26年6月15日に「国有財産実地監査について」(昭和26年蔵管第3870号)が各財務局に通達された。¹⁾ この通達は初期の監査に関する基本的な通達であり、それによれば国有財産の管理(取得・維持・保存および運用)並びに処分の適正化と財産の効率的運用のため、財産の実態把握、台帳整理、報告書の作成、協議等の処理の指針を細かく規定した。

昭和27年6月30日に「国有財産特別措置法」が公布され、普通財産の減額譲渡、譲与または減額貸付等が行われることとなり、その際に用途指定が付されることとなった。そのため監査業務に用途指定の確認調査が追加される。すなわち、27年12月27日の管財局長通達「用途指定をして売払、譲与または貸付を

した財産の実地調査について」が各財務局長に通達された。²⁾以上の通達により国有財産監査が行われていた。その後、28年8月10日の「国有財産法」の改正により、第10条第2項に、また大蔵大臣は一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡または貸付を受けたものに対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、または各省各庁の長に委任してその財産について報告を求め、または当該職員をして実地監査をさせることができる旨の、用途指定財産の監査の規定が追加された。このため管財局は従来の監査通達を見直すとともに、監査の対象を、国家公務員宿舎にまで拡張し、先の2件の通達を廃止したうえで、31年3月7日に「国有財産監査要領について」(昭和31年蔵管第772号)を通達した。³⁾以後の「国有財産法」第10条および「国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に関する政令」(昭和25年政令第80号)第7条による監査については、その要領により行うこととした。

昭和33年12月23日の「国家公務員宿舎法」(昭和33年法律第117号)の公布により、国家公務員宿舎に関する規定が大幅に改められたので、それにともない監査通達改められた。すなわち35年3月5日の「国有財産監査要領について」(昭和35年蔵管第446号)で、昭和31年蔵管第772号を廃止し、それにかえ新たな「国有財産監査要領」を通達した。⁴⁾この通達によれば、監査は国有財産の管理および処分並びに国家公務員宿舎の設置等の適正を期することを目的とするとされ、そのほか国家公務員宿舎に関する規定が大きく改められた。その後国有財産の売払い、貸付を行ったもののうち、当初予定されていた用途からはずれた利用が少なからずあり、それが問題とされたため、国有財産中央審議会で用途指定の適正化を求める方針が打ち出され、それを実効あらしめるため国有財産局通達で用途指定の適正化を強める方針がとられることとなった。監査に関しても用途指定の実効性を高めるため、41年3月31日に先の昭和35年蔵管第446号は廃止され、国有財産局通達「国有財産監査要領について」が各財務局長に通達された。⁵⁾さらにこの監査要領は44年1月22日に蔵理第225号で廃止され、新たに「国有財産監査要領」が指示された。⁶⁾

〔注〕

1) 大蔵省理財局資料。

- 2) 同上。
- 3) 同上。
- 4) 同上。
- 5) 同上。
- 6) 同上。

3 公共物の取扱い

公共物の管理は公共物の形態により管理主体が異なる。これらの公共物は「道路法」(昭和27年法律第180号)、「河川法」(明治29年法律第71号)、「海岸法」(昭和31年法律第101号)、「港湾法」(昭和25年法律第218号)、「漁港法」(昭和25年法律第137号)、「公有水面埋立法」(大正10年法律第57号)、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)、「国立公園法」(昭和6年法律第36号)、「都市公園法」(昭和31年法律第79号)等によりそれぞれ管理されていた。これらの法律により規定される国有財産としての公共物のうち、「国有財産法」第32条の規定により国有財産台帳に記載されるのは、「公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、これを適用しない」(第38条)の適用除外が規定されており、具体的には「国有財産法施行令」(昭和23年政令第246号)第22条の2により、「公共用財産のうち公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの」と規定され、河川・道路等は国有財産台帳に登載されないものとなっていた。国有財産台帳への登載にかえ、これらの公共物を管理する各法律の運用と所管する行政機関による円滑な運営が期待されていた。

しかし現実の管理は必ずしも十分ではなく、昭和31年5月8日に国有財産中央審議会に諮問された「現行国有財産制度自体についての改善策及び国有財産の管理処分に関する基本的諸問題について」に対する32年3月15日の答申のなかで、¹⁾国有公共物の管理の適正化について国有財産の総括の立場から、公共物の無許可使用、用途廃止後の公共物の大蔵大臣への引継ぎの不履行、道路・河川に関する法制の不備、公共物に関する国有財産台帳の不備等が指摘されていた。この答申をいれて、公共物に関する法律が整備された。たとえば32年6月1日「自然公園法」(昭和32年法律第161号)が制定され、従来の「国立公園法」が廃止され、「河川法」は39年7月10日の「河川法」により全部改正され

(昭和39年法律第167号)、河川の規定は建設大臣の管理する1級河川、都道府県知事が管理する2級河川、市町村が管理する準用河川に区分され、管理の規定が改められた。さらに管理制度の整備のため34年5月18日の国有財産中央審議会第3回企画部会で、「国有公共物の管理の適正化について」が審議されたが、継続審議のまま答申にいたらなかった。²⁾ だが先に指摘されている「公有水面埋立法」も昭和37年5月16日法律第140号、昭和39年7月3日法律第145号で改正された。こうして公共物に関する諸法律の整備が進んだ。

しかし公共物ではあるが、以上の法律に基づかない法定外公共物がある。道路では「道路法」に基づかない法定外道路としての里道があり、河川でも「河川法」に基づかない法定外河川としての普通河川があり、また海岸も「海岸法」に基づかない法定外海浜地があり、これらの法定外公共物はいずれも「建設省設置法」(昭和23年法律第113号)により建設大臣が管理者となっている。しかしこれらの法定外公共物はその所在が十分に把握されているわけではなく、そのため国会や会計検査院からその管理等につき問題点を指摘され、あるいは管理の改善の強い要望が表明されていた。それは次の諸点に要約できる。①不法占使用が多いので、管理の適正化を図ること、②法定外公共物の管理法を制定し、管理体制の整備を図ること、③地方公共団体に対して、管理に要する経費の財源措置を講ずること、④法定外公共物を地元市町村に譲与すること、⑤法定外公共物の用途を廃止した場合には、地方公共団体に譲与すること、以上である。こうしたなかで公共物管理法案が検討された。昭和38年2月1日の「公共物管理法案要綱」によれば、³⁾ 法定外公共物全般を管理する法律とし、その管理者を市町村とし、国有財産の公共物については市町村または都道府県が管理する、用途廃止後の公共物が国有財産である場合には、大蔵大臣と協議のうえそれを管理する地方公共団体に譲与できる、主務大臣は農林大臣と建設大臣とする、などが規定された。しかし関係者間の調整がつかず、この法律の制定は見送られた。この法定外公共物を建設省は42年度の建設省公共用財産実態調査で推計している。その合計は約4000平方キロメートルと推算されているが、調査対象となった法定外公共物のうちで、水路が2246平方キロメートルで最も多い。

〔注〕

- 1) 大蔵省理財局資料。
- 2) 同上。
- 3) 大蔵省資料Z26-82。同日付の「公共物管理法案」も作成されている。

4 交 換

国有財産の交換は「国有財産法」第27条で、普通財産は土地または土地の定着物もしくは堅固な建物に限り、公共用、公用または国の企業もしくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地または土地の定着物もしくは堅固な建物と交換することができるものと規定されている。また、「国有財産特別措置法」にも第9条で旧軍財産の機械器具を中小企業の機械と交換できると規定し、交換の特例として第9条の3(昭和28年改正法律第194号)で国立大学の施設整備のため、その用途を廃止して地方公共団体等の施設と交換することができるものと規定し、さらに第9条の4(昭和30年改正法律第159号)で、普通財産の土地・建物・土地の定着物は公共用、公用または国の企業もしくは公益事業の用に供するため必要がある場合は、土地または建物その他の土地の定着物と交換することができるものと規定している。

これらの交換について、昭和40年10月29日の第10回国有財産中央審議会に「国有財産の管理処分の適正を期するため国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置特に次の諸点について」が諮問され、その1つとして処分相手方の選定方法が問題とされた。これを受けて11月12日の第11回国有財産中央審議会でも処分相手方の選定について、「国有財産と民有財産との交換を行う場合においても、交換制度の本旨に即した適正な運用を図るため、国の交換渡財産について、上記の趣旨にのっとり、売払の場合に準じた取扱いを検討することが望ましい」との答申がなされた。¹⁾ この中央審議会の答申を受けて、国有財産局は41年12月1日の第12回国有財産中央審議会でも次の「交換制度の運用の改善(案)」についてを提案し、その大綱について了承された。²⁾ それによれば交換制度に関しても国有財産の有効利用という面から売払いに準じて、随意契約と有利交換に限定し、また用途指定を付し、交換計画書を提出させる

こととした。そして随意契約をすることができる場合の主たる事例を第12回国有財産中央審議会に提出している。³⁾ それによると、①公社、公庫、輸開銀または大蔵大臣の指定する公団と契約する場合(「予算決算及び会計令」昭和22年勅令第165号第99条第9号)、②公共用、公用または公益事業の用に供するため必要な物件を交換渡財産として公共団体または事業者と契約する場合(「予算決算及び会計令」第99条第21号)、③産業または開拓事業の保護奨励のため必要な物件を交換渡財産として契約する場合(「予算決算及び会計令」第99条第20号)、④学術または技芸の保護奨励のため必要な物件を交換渡財産として契約する場合(「予算決算及び会計令」第99条第19号)、⑤法律の規定により財産の譲与または無償貸付をすることができる者とその財産を交換渡財産として契約する場合(「予算決算及び会計令」第99条第12号)、⑥土地、建物または林野もしくはその産物を交換渡財産として特別の縁故があるものと契約する場合(「予算決算及び会計令」第99条第22号)、以上である。この方針を受けて具体的に通達が制定されることとなった。

さて交換には建築交換、買取交換および一般交換がある。建築交換は営繕予算が乏しいために、庁舎等取得の手段として昭和30年代初期から実行されていた。しかしこれらの建築交換が頻用されるなかで、交換により取得される財産の額が多額となるため、予算を通さない形で取得される財産のあり方が主計局で問題とされた。そのため管財局は主計局と折衝を続け、その結果建築交換は制度として持続した。さらにその後、国有財産局は39年12月21日に「建築交換実施要領について」(昭和39年蔵国有第1367号)をまとめ建築交換の指針としている。

次に一般交換に関しては、上記の「交換制度の運用の改善」が国有財産中央審議会で了承されたのちに、昭和42年3月10日に「国有財産を交換する場合の取扱いについて」(昭和42年蔵国有第459号)で包括的な通達が示された。それによると交換の目的は、国等において公共用、公用等の用に供するため積極的に取得することが必要である場合であって、交換渡財産が公共用、公用その他国有財産を活用するにふさわしい用途に供されると認められるときに限られている。その交換の相手方は、交換渡財産を売り払うものとした場合に随意契約によることができる場合(「予算決算及び会計令」第99条、「予算決算及び会計令臨時

特例」第5条第1項)、上の場合に準じ適当と認められる一定の場合および地形不整地を整形化するなどの場合、以上に限られている。

買取交換については、行政財産を取得するために、昭和44年12月27日に「買取交換の取扱いについて」(昭和44年蔵理第5657号)で、次の場合が可能としている。①事務庁舎その他の施設の再配置、立体化につき都市計画等の面から特に必要のある場合、②刑務所、学校、病院等の新設、再配置および拡充のため比較的広大な土地を取得する必要がある場合、早急に取得しないと周囲の状況から地価の高騰が予想される場合、③合同庁舎用地とする場合、④合同宿舎を早急に整備する必要がある場合、⑤行政組織の変更にとまない、新設または統合される事務庁舎その他の施設の用地とする場合、⑥事務庁舎その他の施設の用地を借り上げているものについて、貸主から買取請求があるなどの場合、⑦道路、河川等の公共用地を取得する場合、以上である。この交換の相手方としては一般交換と同様であるが、地形不整国有地を整形化するなどの場合は適用されない。

〔注〕

- 1) 国有財産中央審議会「答申書」(昭和40年11月12日)(大蔵省資料Z26-85)。
- 2) 大蔵省資料Z26-85。
- 3) 「会計法第29条の3第5項の規定に基づき国有財産の売払いの場合において随意契約によることができる場合として交換契約を締結することができる主たる事例」(大蔵省資料Z26-85)。

5 売 払 い

旧「国有財産法」(大正10年法律第43号)においても、普通財産(旧「国有財産法」の規定では雑種財産として分類)の売払いが規定されていた。終戦後に大量の旧軍財産が大蔵省所管の財産となり、その処理として、従来の雑種財産の処理に関する契約方式としては昭和21年11月21日の「雑種財産処理方針」(昭和21年蔵国第1309号)により、売払処分にあたっては基本的に競争契約によることを原則とした。「国有財産法」(昭和23年6月30日法律第73号)が公布され、雑種財産は普通財産として新たな規定が与えられ、同時に公布された「旧軍用財産

の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」(昭和23年法律第74号)で、旧軍財産の処理の手続きが定められ、公共団体において医療施設もしくは社会福祉事業施設の用に供するときまたは学校の用に供するときは、時価の4割以内に減額した対価で譲渡することができ、また旧軍財産の譲渡を受けた者と物納財産の従前からの使用者が譲渡を受けた場合は担保を徴したうえで、5年以内の延納が認められることとなった。昭和23年法律第74号は27年6月の「国有財産特別措置法」(昭和27年法律第219号)に引き継がれたが、旧軍財産に認められていた管理処分の特例が普通財産全般に拡張された。同法によれば地方公共団体に対し普通財産を、医療施設、社会福祉事業施設、学校施設、公民館、図書館、博物館、職業訓練施設、住宅施設の用に供する場合には5割以内の減額譲渡または貸付ができ、また学校法人、社会福祉法人に対しても5割以内の減額譲渡または貸付が可能と規定していた。また地震・洪水等の被害を受けた地方公共団体の学校施設に対しては、時価の7割以内に減額した対価で譲渡または貸付できることとなった。

昭和32年3月15日の国有財産中央審議会の答申「現行国有財産制度自体についての改善策及び国有財産の管理処分に関する基本的諸問題についての対策に関する諮問に対する答申」のなかで、普通財産の積極的な売払いを求めている。そして処分方法は極力一般競争契約が望ましいとしていた。¹⁾ さらに35年8月31日に「予算決算及び会計令第102条第6号の口の規定により普通財産を処理する場合の取扱について」(昭和35年蔵管第1918号)を通告し、有利随意契約の適用については当分の間管財局長の承認を必要とし、極力競争入札とするように指導が強められた。しかし国有財産の処分の促進により旧軍財産と物納財産はかなり減少したため、30年代後半より普通財産の公共用途への売却が重視されるにいたり、37年2月3日の「昭和37年度における普通財産の処分方針について」(昭和37年蔵管第205号)で財産の所在する地方における都市計画等の実情を把握したうえで、普通財産を最も効率的に売却するよう通告した。37年7月31日に「予算決算及び会計令」の一部が改正され(昭和37年政令第314号)、その第7章「契約」が大幅に改正され、一般競争契約と随意契約の規定が整備された。特に随意契約が可能となる場合を細かく規定していた(第99条)。

昭和40年10月29日には国有財産中央審議会第10回総会で「国有財産の管理処

分の適正を期するための国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置特に次の諸点について」が諮問されて、そのうち「処分の相手方の選定方法」が検討課題とされ、11月12日の国有財産中央審議会第11回総会で「処分相手の選定方法について」が答申された。²⁾ この答申を受けて、できるだけ競争入札を取り入れ、随意契約に偏重しないよう改めることとし、41年5月19日の「普通財産(土地)を売り払いする場合の契約方式等について」(昭和41年蔵国第1481号)で次のように定めた。³⁾ すなわち普通財産である土地については、総合的判断のもとに利用方針を定め、さらに売り払う方針のものについては具体的な処分方針を定めることとし、あわせてその処分に際していかなる契約方式によるべきかの基準を設けた。この基準に関しては、①契約の性質または目的が競争を許さないとき、②第99条第21号に規定する公共用、公用または公益事業の用に供するため公共団体に売り払うとき、③第99条第22号に規定する特別縁故者に売り払うときなど、特定の相手方に売り払う必要がある場合のほかは、一般競争または指名競争によるとした。

昭和47年3月10日の国有財産中央審議会第19回総会の答申で「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」が打ち出され、できるだけ都市の再開発に寄与するような形で処理することとなり、売払処分については、公共用地が取得難で、利用しうる国有地が残り少ないため、国有地は従来よりも一層公用、公共用の用途に優先的に充てることとし、都市の再開発に関連なく民間へ処分することは、原則として行わないこととした。⁴⁾ これに応じて47年5月10日の「国有地の有効利用について」(昭和47年蔵理第2021号)で、この中央審議会答申の趣旨に基づき基本方針を定めた。契約方式については48年4月5日の理財局国有財産第2課の通告「普通財産(土地)の売払いをする場合の契約方式等について」で、一般競争および有利随意契約は当分の間行わないとの方針を固めた。こうして公共性優先の契約方式として随意契約が活用されることとなった。さらに49年3月14日の国有財産中央審議会第24回総会の答申「普通財産(土地)を売り払いする場合の契約方式等の改正について」で、随意契約の相手の公共性を強め、私法人相手の随意契約の適格性を縮小することとなった。⁵⁾ この中央審議会の答申に沿って、49年7月12日に理財局国有財産第2課は「普通財産(土地)の売払をする場合の契約方式について」を通告し、一般競争およ

び有利随意契約は、本省と十分な連絡をとったうえで処理するとし、上記の方針を徹底せしめた。

以上の普通財産の売払状況をみると、昭和30年までの売払処分の契約別統計は見当たらないが、42年度より一般競争契約は減少し、公共用目的のための随意契約が増大する。当初の売払財産は売払価額からみて、土地以外の建物等が中心であったが、30年代後半より、売払価額に占める土地の割合が増大し、さらに地価の上昇のなかで、逆に建物は老朽化するため、43年度以降の売払価額はほとんど土地のみといっても過言ではなくなった。売払いの用途別は学校施設、住宅施設が多かった。

〔注〕

- 1) 大蔵省理財局資料。
- 2) 大蔵省資料Z26-85。
- 3) 同上。
- 4) 大蔵省理財局資料。
- 5) 同上。

6 用途指定

普通財産の管理処分に関し、社会的に必要と思われる施設に対する国有財産の譲与、無償貸付、減額譲渡および減額貸付を規定している。そのため優遇処分した国有財産が、その所期の目的に沿って利用されるように制度的に大蔵省で対応する必要がある。大蔵省でその処理方針が検討された。昭和28年3月に管財局は用途指定の統一的処理要領を制定して、財務局に通達した。その内容は、用途指定を行う場合として、一般の時価売払いおよび時価貸付については、一定の用途に供することが真に必要であるとき、または法律の規定により譲与、減額売払い、無償貸付または減額貸付をするときに限る、これらの用途指定期間は時価売払いが5年、減額売払いが10年、譲与が10年、貸付(減額・無償貸付を含む)が貸付期間中とされ、この制度は28年度より適用された。

さらに昭和32年3月15日の国有財産中央審議会の「現行国有財産制度自体についての改善案及び国有財産の管理処分に関する基本的諸問題についての対策

に関する諮問に対する答申」で、国有財産処分のうちの用途指定についても検討が行われた。¹⁾用途指定については改正する方針は打ち出されず、むしろ緩和を求める意見がみられた。この通達は33年7月に改正され、用途指定範囲は同一であるが、用途指定期間は減額売払いが7年に短縮された。そのほか処分を受けた国有財産の使途が社会経済上の変動で別の用途に転換できるように用途指定の変更を規定し、さらに指定期間を満了した場合の解除の取扱規定の整備を行った。

その後、昭和39年3月31日には用途指定の範囲が「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」(昭和39年蔵管第811号)で全面改正された。すなわち時価売払いにおいて、①「予算決算及び会計令」第99条第20号に規定する産業保護、または第21号に規定する公用、公共用に該当する場合、②「予算決算及び会計令臨時特例」第5条第1項第7号の規定する「旧軍港市転換法」(昭和25年法律第220号)による処分の場合、③その他財務局長が特に必要と認める場合は用途指定を付すこととした。時価貸付についても財務局長が特に必要と認める場合は用途指定が付されることとなった。

その後、土地の高騰のなかで国有地処分が注目されるようになり、国有財産の管理処分について再検討が必要となり、昭和40年10月29日の国有財産中央審議会第10回総会で「国有財産の管理処分の適正を期するため国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置特に次の諸点について」の諮問を受け、「用途指定を付する範囲及び用途指定の実行を確保する方法について」の検討を求められた。これに対し11月12日の第11回国有財産中央審議会で答申をみたが、そのうち用途指定に関しては、²⁾その実効性を確保するために、入札制度にも用途指定を付し、転売制限を明示するために登記制度を活用するなどの措置をするとされた。以上の方針により用途指定の実効を図ることとなり、41年2月22日に処理要領が全面改正され、39年3月の通達は廃止され、新たな通達「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」(昭和41年蔵国第339号)が示された。³⁾そして、①指名競争に付して売払いをする場合においても、用途指定をすることに改め、②延納売払いの場合には、指定期間の終期を延納期限に合致させるよう改め、③不動産である普通財産を用途指定をして売払いをする場合には、買戻しの特約を付し、④相手方から用途指定の変更または解

除の申請があった場合の承認手続きを整備し、⑤用途指定違反があった場合において徴収すべき違約金または特別違約金の算定方法を合理化し、⑥用途指定義務の履行を確保するため、時価売払い以外の場合についても毎年1回定期報告義務を相手方に課するとともに、財務局の実施する実地調査および実地監査の強化を図る等の措置を講じた。こうして国有財産の処分後の用途指定の実効性を確保する措置を拡大した。

さらに昭和42年3月の通達「国有財産を交換する場合の取扱いについて」により、有利価格交換を除き、交換により取得した国有地に対しても相手方に対し用途指定が付されることとなった。その指定期間は5年と定められた。そのほか有利価格交換の場合には、風俗営業への使用禁止の特約を付し、その禁止期間を5年間とした。

昭和48年1月10日には国有財産中央審議会第20回総会で「現行国有財産制度の改正について」が諮問され、2月9日の第21回総会で「現行国有財産制度の改正について」が答申され、用途指定については、⁴⁾ 普通財産の譲与にも用途指定を付す旨を規定上明確にするものとされた。同答申を受け、48年7月に「国有財産法」が改正され、譲与する場合も用途指定を付することが規定された。さらに48年10月にも処理要領の一部が改正され、売払いの用途指定の期間を原則として10年から準備期間を控除したものとし、買戻し特約期間を「民法」第580条で規定する10年と合致させた。

〔注〕

- 1) 大蔵省理財局資料。
- 2) 大蔵省資料Z26-85。
- 3) 同上。
- 4) 大蔵省理財局資料。

7 国有財産評価制度

旧軍財産の処理は「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に関する法律」(昭和23年法律第74号)と講和後の「国有財産特別措置法」で実施されていたが、その売払いの際の評価基準は、多くの通達により定められ、統一的な基準の設定は

みられなかった。それは普通財産の範囲が、従来の雑種財産・旧軍財産の不動産・艦艇等・機械器具・物納不動産・低性能船舶等にわたっているためである。これらの財産の種類の違いにより、経年財産の償却率の差異があるため、個別の評価基準の設定で、そのつど対応せざるをえなかった。こうした錯綜した評価基準は、評価事務にあたり少なからぬ煩雑さをもたらすため、これらの通達の整理の必要性が痛感されていた。32年12月23日の第2回国有財産中央審議会で「国有財産の管理及び処分の適正化、効率化のための方策如何」が諮問され、34年3月27日の第6回国有財産中央審議会でそのうちの各論として、「普通財産売払評価基準(案)の策定について」が審議され、この議題は4月9日以後の3回の小委員会ですらに突っ込んだ検討が行われ、34年5月18日の第7回国有財産中央審議会で「普通財産売払評価基準(案)の策定について」が一部修正のうえ決定をみた。¹⁾ それによれば評定価格は市場価格により求め、実態調査を重視し、評定価格は民間精通者の鑑定価格と算定価格の平均とする、土地価格は相続税と固定資産税の課税標準価格および近傍売買価格の平均額を基準価格とし、それから造成費等を考慮した算定価格を定める、建物は復成価格を基準とし経年、衰損等を考慮した算定評価を定めるなどであった。以上の答申を受けて、34年8月24日に「普通財産売払評価基準について」(昭和34年蔵管第1800号)が通達され、あわせてその他の関連する売払基準を定めていた通達合計49件を廃し、この通達に統合することとなった。その後も宅地開発造成等により田畑が整地される際に、造成地内に散在している排水路底地等の処理の迅速化を図るため、40年4月1日に評価基準の一部を改正し、これら排水路底地等を雑種地として効率的な評価法を定めた。

都市部の土地問題が大きく取り上げられるようになり、こうした社会情勢のなかでの国有財産の管理処分の適切なあり方を求め、昭和40年10月20日に第10回国有財産中央審議会で、「国有財産の管理処分の適正を期するため国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置特に次の諸点について」が諮問され、その1つに「評価方法について」があげられていた。この議題は中央審議会の小委員会に付託され、審議されたうえで、11月12日の第11回中央審議会で「第10回国有財産中央審議会の諮問事項に対する答申」が決定された。そのうちの評価方法については、²⁾ 民間精通者の評価額の効果的導入と売買実

例の的確な収集を行うよう求めた。この答申を受けて、国有財産局で評価基準に関する通達の検討が加えられ、40年12月25日に「普通財産売払評価基準の一部改正について」(昭和40年蔵国有第2732号)により、民間精通者の鑑定評価額について、従来はなるべく2名以上から評価額を徴していたが、その効果的導入を図るため見込算定評価額が1億円以上の土地についてなるべく3名以上の鑑定業者等から評価額を徴すると改め、不動産鑑定業者の選定について、当該財産の処分についての利害関係者を除き、評価額は国が売り急ぎや買い急ぎをしない適正な価格として評価させることとした。また同日の「普通財産(土地)の評価における売買実例調査等の適正化について」(昭和40年蔵国有第2734号)で、売買実例の調査体制等の整備充実を図り、的確な売買実例の把握につとめるよう通達した。³⁾

このほか、さらに都市近郊の農地等の宅地化が急速に進行しているため、昭和42年6月6日の第13回国有財産中央審議会で「宅地見込地売払評価基準要綱(案)について」が決定をみて、宅地化しつつある土地の評価基準を定めた。この中央審議会の決定を受けて、42年8月3日に評価基準の一部を改正し(昭和42年蔵国有第1302号)、宅地見込地に対する鑑定評価基準の考え方と評価方法を参考として宅地見込地評価方法を規定した。次いで45年5月28日に「小規模財産の評価の特例について」(昭和45年蔵理第2199号)によって、小規模財産の処分の際の評価事務の簡素合理化を図るため、売払対象財産が小規模である場合には、その評価にあたっては簡易な方法で評価できることとした。これにより小規模財産の処理が促進された。そのほか国有地を売却する際に、その国有地に借地権が付着している場合が多くみられ、その評価方法が問題となった。そのため47年6月26日に評価基準のうち借地権の取扱いに関する項目を全面改正した。その内容は一般的な借地権の取引慣行の定着にともない、従来の使用開始期および使用形態ごとに算定する借地権価格の取扱いを、貸付期間ごとに算定する方法に改めた。

昭和48年7月27日の「国有財産特別措置法」の一部改正により(昭和48年法律第67号)、普通財産に特定普通財産が規定された。特定普通財産とは、普通財産のうち、賃借権等の権利付財産で居住の用に供されているもののうち、一定の要件を満たすもの、具体的には面積が500平米以下のもの、この法律施行前

に国有財産となった物納財産等であり、これらの特定普通財産の処理のため48年7月27日に「特定普通財産等の評価の特例について」(昭和48年蔵理第3497号)が通達された。これにより特定普通財産等の処理の促進を図るため、当該財産の評価については簡易な評価方法および財産の特殊性による修正を認めることとなった。

〔注〕

- 1) 大蔵省理財局資料。
- 2) 大蔵省資料Z26-86。
- 3) 大蔵省資料Z26-85。

8 貸付料・使用料

(1) 貸付料

国有財産の処分について、戦後は売払いを第1の方針としたが、国有財産を急速に戦後の復興および民生の安定に活用する必要があるため、多くの国有財産が貸し付けられることとなった。だが普通財産の処分を積極的に行い、管理経費を節減するため、貸付財産を現に貸付中のものまたは他の適当なものに売り払うなどの整理圧縮を図る必要があると認められ、新規貸付はできるだけ抑制する方針がとられた。貸付財産に関して、国有財産中央審議会で、昭和31年5月8日に「国有財産の管理処分に関する基本的諸問題についての対策如何」について諮問を受け、その検討をした際に、有償貸付について次の意見がみられた。¹⁾①国有財産を貸し付ける場合には、一般の慣行をも勘案して適当と認めるときには権利金を徴収することが検討され、土地に関しては当然とすべきであるとの意見があり、これに対し権利金の法的性格が確立されておらず、また貸付期間満了時における返還等の問題があり、結論が出せなかった。②貸付財産に関し財産保全のため必要な場合には報告を徴しまたは実地調査してはどうかという意見があり、これに関しては貸付契約を締結する場合に、契約条項に明記してはとの意見があった。③経済状態の急速な変動や、貸付財産の変化等適当な理由があれば、その後の貸付料の改定ができるように関係法令の改正を考慮してはどうかという意見があり、これについては「国の債権の管理等に

関する法律」等の関連もあり、検討を続けるとした。このため答申には管理の適正化の一環として、「貸付方式については一般民間の慣行をも考慮して検討を加えるとともに、新規貸付はなるべくこれを抑制し、貸付中の財産は、極力その整理圧縮を図ること」と示されただけで、貸付料についてまで踏み込んだ指針は与えられなかった。

普通財産の売払評価基準が昭和34年8月24日に包括的な通達としてまとめられていたが、貸付料については遅れて、38年3月30日の管財局通達(昭和38年蔵省第1192号)でまとめられた。これは「地代家賃統制令」(昭和21年9月28日勅令第443号)の適用のあるものに準じて取り扱うものは統制令に準じて貸付料を算定することとし、それ以外のものについては全国的に適用する貸付料率を定めたものである。貸付は時価貸付、減額貸付および無償貸付に分かれるが、時価貸付と減額貸付は上記の貸付料率が適用される。減額貸付は「国有財産特別措置法」第3条に規定する公益法人(学校法人、社会福祉法人等)が適用を受けている。48年の法律改正以前は、同法第4条に規定する地方公共団体にも適用があった。このほか公共団体への無償貸付も認められている。それは緑地・公園、火葬場・ごみ処理場・水道施設等である。

(2) 庁舎等使用料

庁舎等の使用料については、昭和32年3月15日の国有財産中央審議会の審議で管理処分全般が検討された際に、国有財産総括の積極化を求め、その1つとして、「行政財産の使用収益は、使用許可の行政処分であることを明確にし、各省各庁の長がその許可をする場合には、原則として大蔵大臣に協議することとすること」とし、これに関し法律改正が必要であるとした。²⁾そしてこれに沿って「国有財産法」が改正され(昭和32年法律第107号)、「行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させようとするとき」は、「当該国有財産を所管する各省各庁の長は大蔵大臣に協議しなければならない」(第14条)と規定され、使用収益させる場合の総括事務協議が大蔵省の所管となった。

また「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)が公布され、大蔵省が庁舎等の使用調整を所管することとなり、これらのため庁舎等を使用または収益させるための基準を設定する必要性が生じた。そこで昭

和32年12月23日に国有財産中央審議会に「国有財産の管理及び処分の適正化、効率化のための方策如何」を諮問し、同日「国の庁舎等を使用又は収益させる場合の取扱基準について」を答申した。それによれば、従来その取扱いに慎重を欠き、「行政上の用途又は目的を妨げない限度を越えているもの、使用料が未徴収又は低価に過ぎるもの、使用解除の際不当に高い補償料を請求されて明渡を困難にしているもの等がある。これは行政財産の管理上当を得ないばかりでなく、不当の損失をもたらす結果となる」、この適正を期するため、取扱いの基準を定める必要がある。公共用財産、国有林野、国設宿舎等については特別の規定が設けられ、皇室用財産は行政財産の統一基準を当てはめるのは困難であるため、これらを除いた公用財産および企業用財産の庁舎等について次の基準を定めた。³⁾すなわち使用または収益させることができる基準として、厚生施設を設置する場合、学術等の公共の目的のため短期間供する場合、公益事業に供する場合等とされ、使用料算定基準は、土地は国有財産台帳価格の3%、建物は6%とするなどであった。こうして庁舎等の使用を認める範囲やその算定基準が明らかとなった。

〔注〕

- 1) 大蔵省理財局資料。
- 2) 同上。
- 3) 同上。

9 国有財産台帳制度

国有財産台帳については、「国有財産法」第32条で各省庁等は「国有財産の分類および種類に従い、その台帳を備えなければならない」と規定してある。そして「国有財産法施行令」(昭和23年政令第246号)によれば国有財産台帳は分類・種類ごとに調製し、区分および種目、所在、数量、価格、得喪変更年月日および事由等を記載し(第20条)、台帳価格は「購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは補償金額、租税の物納に係るものは収納価格、代物弁済に係るものは当該物件により弁済を受けた債権の額により」、その他のものは、土地は類地の時価を考慮した算定価

格、建物、工作物および船舶その他動産については建築費または製造費、立木竹は、その材積に単価を乗じて算定した金額、権利は取得価格、株券は払込金額、出資による権利は出資金額等と定めた、ただし企業用財産はこの限りではない(第21条)、各省各庁の長はその所管に属する国有財産につき5年ごとのその年の3月31日の現況において、大蔵大臣の定めるところによりこれを総合評価し、これに基づいて国有財産総合評価報告書を調製し、同年7月31日までに、大蔵大臣にこれを送付しなければならない(第23条)、この総合評価による価格は国有財産の台帳価格とはしない(第25条)と定められていた。なお旧「国有財産法」(大正10年法律第43号)では土地と立木竹に関しては5年ごとに台帳価格の改定を行っていた。

しかし台帳価格としない総合評価作業の意義は薄いため、昭和27年3月31日現在の総合評価が実施されたのみであった。国有財産台帳価格は企業会計に属するものを除き、財産取得時の時価を台帳に登載したまま、それ以後の物価の推移による台帳価格の修正や機械船舶等の経年による償却はまったく実施されていなかった。そのため国有財産の台帳価格と時価評価との間に大きな開きが生じており、不合理が生ずるため、その改定の必要が痛感された。そのため30年10月12日に施行令が改正され(昭和30年政令第279号)、第23条は「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、5年ごとにその年の3月31日の現況において、大蔵大臣の定めるところによりこれを評価し、その評価額により国有財産の台帳価格を改定しなければならない」とした。ただし企業用財産と価格改定が適当でないものは除外された。また第25条は削除された。そして改正後の第23条の規定による国有財産の最初の評価は31年3月31日の現況より行うものとする(附則第2項)。こうして国有財産の総合評価制度は廃止され、30年度より台帳価格の改定が実施されることとなった。

昭和30年10月12日に「国有財産法施行令第23条のただし書きの規定により国有財産の台帳価格を改定することが適当でないものとして大蔵大臣が指定するものについて」(昭和30年蔵管第3267号)で、各省庁と財務局に台帳価格改定除外範囲を示し、¹⁾同日「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について」(昭和30年蔵管第3268号)でその評価要領を示した。²⁾またやはり10月12日に「大蔵省所管普通財産の台帳価格改定に関する評価要領について」(昭和30年蔵管第

3279号)で通達した。³⁾普通財産の処理要領はおおむね行政財産と同様である。このほか31年3月に大蔵省所管の企業会計である印刷局、造幣局各特別会計所属の固定資産の価格も通達された。⁴⁾台帳価格は31年3月31日現在の台帳価格に改定される大がかりな作業を開始し、この台帳価格改定作業は31年10月末をもって完了した。このうち台帳には登載されているが台帳価格の改定から除外されたものは、公用財産は沖縄・小笠原諸島・千島列島所在財産および在外公館で2.35億円、造幣局・印刷局特別会計を除いた国の企業に属する財産で6759.12億円、そのほかの普通財産としては自作農創設特別措置特別会計の属する財産17.63億円、船舶公団の共有持ち分の処理等に関する法律の規定により国が引き継いだ船舶の国の持ち分91.15億円、政府出資証券および有価証券6437.92億円である。以上のうち国有林野事業特別会計については29年4月1日現在で台帳価格の改定が実施されており、30年度末での台帳価格の改定は行われなかった。30年度末での台帳価格の改定の結果は、台帳価格が3.18倍に増加し、特に都市部にある公用財産と皇室用財産の土地の倍率が高い。財産の内訳は、土地が16.01倍と高いが、これは地価が高騰し、しかも土地が償却しない財産のためである。改定前の価格では建物が最も多額の財産であったが、改定後では2.34倍増にとどまったため、土地の財産価額を下回った。

しかし国有財産台帳のあり方に問題がないわけではなく、昭和32年3月15日の国有財産中央審議会の答申で、国有財産台帳を単一帳簿で処理するのは困難であり、補助帳簿の導入等の帳簿組織の整備が必要であるとしたが、今後の検討を待つとした。⁵⁾こうしてこの答申には明確な方向を打ち出せなかったが、32年12月23日の国有財産中央審議会第2回総会で、「国有財産制度の合理化のための方策如何」という諮問を受け、33年1月29日の第1回企画部会で審議され、3月10日の第2回企画部会で決定をみて、33年3月10日の第3回総会で「国有財産台帳制度の改正について」を答申した。そこでは上述のような問題点を指摘したあとで、現行台帳制度に測量、境界、登記等財産の保全に関する事項、財産現況把握事項等を追加し、補助簿についても統一的に設ける必要があるとした。⁶⁾以上の答申を受けて33年4月1日に「国有財産法施行細則」(昭和23年大蔵省令第92号)を改正し(昭和33年大蔵省令第15号)、第3条で、国有財産台帳には、当該台帳に登録される土地、建物および地上権等についての図面を

付属させておかなければならない、前項に定める図面の調製基準は、大蔵大臣の定めるところとするなどと規定した。そして国有財産台帳の書式を全面的に改めた。ただし改正前の国有財産台帳は大蔵省所管一般会計所属普通財産については33年12月31日まで、その他の財産については34年9月30日まで改正後の規定による国有財産台帳として使用することができるとした。

台帳価格の改定はその後も5年ごとに実施される。昭和36年3月31日の改定については「国有財産の価格改定に関する評価要領について」(昭和35年12月1日蔵管第2668号)等の通達で、方針が示され、ほぼ31年3月の改定に準じ、また前回改定を行っている財産については原則としてこれに一定の倍率をかけて評価し、その評価額で改定を行った。⁷⁾ 以後もほぼ同様の方法が採用される。36年3月31日現在の改定では造幣局・印刷局の両特別会計のほか、郵政事業特別会計も台帳価格の改定が実施された。アルコール専売事業特別会計は36年4月1日現在の現況で台帳価格の改定が行われた。その他の除外財産は31年3月31日の台帳価格の改定と同様である。41年3月31日現在の時点でも台帳価格の改定が行われているが、⁸⁾ このときは郵政事業・アルコール専売事業両特別会計は41年4月1日現在で改定が行われており、国有林野事業特別会計財産は改定されなかった。46年3月31日現在でも台帳価格の改定が行われているが、⁹⁾ このときは印刷局、造幣局、アルコール専売事業、郵政事業の4特別会計は46年4月1日現在での改定が行われ、国有林野事業特別会計所属財産の改定は行われなかった。

〔注〕

- 1) 「国有財産台帳価格改定の概要」(昭和31年3月31日現在管財局), 7-8ページ。
- 2) 同上, 9-13ページ。
- 3) 同上, 57-59ページ。
- 4) 「印刷局特別会計所属固定資産価格改定実施要綱について」(昭和31年3月1日蔵会第839号), 「造幣局特別会計所属固定資産価格改定実施要領について」(昭和31年3月22日蔵会第753号)。
- 5) 「現行国有財産制度自体についての改善策及び国有財産の管理処分に関する基本的諸問題についての対策に関する諮問に対する答申」(昭和32年3月15日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。
- 6) 「国有財産台帳制度の改正について」(昭和33年3月10日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。

- 7) 「国有財産台帳価格改定の概要」(昭和36年3月31日現在管財局)。
- 8) 同上(昭和41年3月31日現在)。
- 9) 同上(昭和46年3月31日現在)。

第2節 国家公務員宿舎の建設と管理

1 「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」と宿舎審議会

(1) 「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」

昭和24年5月30日に「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」(昭和24年法律第117号)が公布された。公務員宿舎制度は、従来の「官舎貸渡規則」(明治9年太政官達第53号)等により規定されていた官舎制度にかわる宿舎制度として発足した。同法に規定する宿舎とは、国がその事務、事業の円滑な運営に資する目的をもって、国家公務員および主としてその収入により生計を維持する者を居住させるために設置するものをいい(第2条)、大蔵大臣は宿舎の設置、維持および管理に関する総合調整の事務を行い(第8条第1項)、各省各庁の長は大蔵大臣の定めるところにより宿舎設置、維持および管理を行う(第8条第2項)、宿舎は公邸、無料宿舎および有料宿舎の3種とし、無料宿舎および有料宿舎には共同宿舎を含むものとする(第9条)。公邸は、衆参両議院の正副議長、総理大臣および国務大臣、最高裁判所裁判官、会計検査院長、人事院総裁、衆参両議院事務総長、宮内府長官および侍従長、検事総長、国家公安委員長、内閣官房長官のために設置される(第10条)。

以上のほか、内閣総理大臣の所管のもとに宿舎審議会の設置が規定されていた(第3条)。その調査審議する内容は、宿舎の設置計画、宿舎の維持管理の基準、無料宿舎を貸与する範囲、有料宿舎の1坪当りの使用料基準、有料宿舎の居住者の選定基準である(第3条第2項)。宿舎審議会は昭和24年6月24日に第1回審議会が開催された。この宿舎審議会は「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」第3条の規定により、毎年度の公務員宿舎設置計画を付議され、それを調査審議のうえ決定し、そのほか国家公務員の宿舎に関する事項を調査審議するものである。宿舎審議会の委員は関係省庁等の事務次官等である。議事規則によれば委員のほかに幹事が任命されている。¹⁾ この宿舎審議会は33年12月23日に「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」が「国家公務員宿舎

法」に改正されることにより(昭和33年法律第179号)、宿舎審議会条項が削除され、法律施行の34年4月1日に廃止された。

(2) 公務員宿舎設置計画

各年度の公務員宿舎設置計画は、大蔵省がとりまとめて宿舎審議会に諮ることとなっている。昭和27年度の一般会計の設置計画は27年5月27日の宿舎審議会に諮られ、決定されている。あわせて各特別会計の宿舎設置計画も妥当なものとして決定された。²⁾ 以上の27年度計画のうち、公邸は要求13戸に対し6戸を設置するものとし、買収により設置する、その平均買収費は500万円程度とするとされた。28年度宿舎設置計画も28年8月27日の宿舎審議会で決定された。³⁾

昭和29年度も前年度を踏襲した公務員宿舎設置計画が、宿舎審議会で29年5月1日に決定をみたが、予算増大を抑えるために宿舎設置計画が削減される。削減計画の内容は、無料宿舎並びに有料宿舎の設置計画の一部を削減する、削減の仕方として、建築単価を節約する、1戸当りの坪数を縮小する、その他の設置計画の一部をとりやめ、施設費のうち8000万円を節約するというものであった。次に特別会計所管の宿舎設置計画では、印刷局、造幣局、国有林野事業、労働災害補償保険、失業保険、厚生保険、船員保険各特別会計の削減方針は、一般会計と同様であり、残りのアルコール専売事業、郵政事業特別会計は削減計画に組み込まれなかった。特別会計の節約額は1637.5万円で、そのうち431.6万円は設置戸数を削減し、残りの1205.9万円は建設単価の引下げおよび土地購入のとりやめにより捻出するものとした。⁴⁾

昭和30年度の宿舎設置計画の方針は29年度と同様とし、その後も31年度まで、宿舎設置計画は前年度計画をほぼ踏襲し、無料宿舎と有料宿舎の設置を続けた。設置戸数と設置予算が変動しただけであった。32年度の一般会計の宿舎計画は宿舎の不燃化を促進し、中下級者用宿舎を充足し、無料宿舎は原則として設置しない、予算総額は15億円とするなどとされた。⁵⁾ また33年度の宿舎計画は33年4月11日の宿舎審議会で決定された。⁶⁾ その一般会計宿舎設置は、原則として新築とし、借受けや買収はやむをえないものにかぎり、大都市の宿舎はできるだけ立体化を図り、中下級職員住宅に重点的に配慮し、宿舎施設費は13億円

とした。

(3) 宿舍使用料の改定

公務員宿舍の使用料は昭和25年4月に設定されて以来、一度も改定されずにいたが、その後の民間住宅賃貸料の値上がり等があり、それらと公務員宿舍使用料との格差が広がったため、管財局では30年11月18日に「国設宿舍使用料改訂等について」をまとめ公務員宿舍使用料の改定に着手した。⁷⁾ 公務員宿舍の使用料の値上げに関し、値上げの幅、値上げ時期等が検討されたが、あわせて無料宿舍の適用職種の縮小等が検討されていた。値上率については主計局案は、6大都市50%、市制地55%、町村100%、管財局案は、経年減算率改定を行ったうえで6大都市46%、市制地83%、町村103%であった。こうした宿舍使用料の値上げの検討が、大蔵省内でも主計局の意見もいれて行われていたが、管財局で成案をみて、31年6月20日に「国設宿舍使用料の改訂について」(31年6月16日管財局)の改定案が宿舍審議会に付議されることが決定された。⁸⁾ それによると、現存国設宿舍の平均経年が16年であるため、「地代家賃統制令」による家賃計算方法を採用し調整を加える、地域差については調整を加え、経年減算率に若干圧縮する、そのほか所在地、環境等により基準額に調整を加える、坪当り基準使用料については6大都市で現行60円を100円に、市制地で現行45円を90円に、町村制地で現行35円を80円に改めるとした。この案は、31年6月26日の宿舍審議会に図られ、この案のとおり決定された。こうして31年7月1日より公務員宿舍使用料が値上げされることとなった。その値上率は30年11月の検討案の主計局・管財局の値上率をいくらか上回るものであった。この宿舍使用料の値上げは、「国家公務員のための国設宿舍に関する法律の施行に関する政令」(昭和25年政令第80号)を、31年7月2日に所要の改正を加えることで実施された(昭和31年政令第227号)。以後は、法律が改正されるまで宿舍使用料の値上げは行われない。

なお公邸に関しては、老朽建築もありその維持に多くの経費を要することから、昭和30年3月14日の事務次官会議の申合せ「大臣公邸整理に関する件」で、現存16公邸中12公邸を整理し、大蔵大臣・運輸大臣・国務大臣(経済審議庁)・国務大臣の4公邸のみ残して各省庁で共同使用するものとした。⁹⁾ その後も維

持管理が困難なため48年度で大臣公邸は廃止された。そのほかの3権の長の公邸については、米軍家族住宅として使用されていたジェファーソン・ハイツ住宅地区を31年9月より衆参両院議長公邸として、米軍撤収後に使用したいとの要望があり、その他の要望もあるため、この住宅地区の処理方針について国有財産中央審議会に付議することとなった。¹⁰⁾ 同住宅地区が34年3月に返還されたため、管財局はこの地区内の普通財産の処理に関し34年9月28日の国有財産中央審議会に諮問し、衆参両院議長公邸の敷地として所管換えすることとなり、¹¹⁾ 36年度に竣工した。

〔注〕

- 1) 大蔵省資料H41.3-51-10.
- 2) 「昭和27年度(一般会計及び特別会計)公務員宿舍設置計画について」(昭和27年6月3日管財局総務課)(大蔵省資料H41.3-51).
- 3) 「昭和28年度公務員宿舍設置計画並びに昭和28年度宿舍審議会の開催について」(昭和28年8月21日管財局総務課)(大蔵省資料H41.3-51-8).
- 4) 「予算削減に伴う昭和29年度公務員宿舍設置計画の一部修正について」(昭和29年8月9日管財局総務課)(大蔵省資料H41.3-51-9).
- 5) 「宿舍審議会の付議依頼及び宿舍審議会開催について」(昭和32年4月26日管財局総務課)(大蔵省資料H41.3-51-10).
- 6) 「昭和33年度宿舍設置計画及び国家公務員のための国設宿舍に関する法律の施行に関する政令第6条第2項の規定に基づく指定の改正について」(昭和33年4月24日管財局総務課)(大蔵省資料H41.3-51-10).
- 7) 大蔵省資料H40.0-51-3.
- 8) 大蔵省資料H41.3-51-10.
- 9) 大蔵省資料Z204-9.
- 10) 「ジェファーソン・ハイツ住宅地区の処理について」(昭和32年1月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-6).
- 11) 「「ジェファーソン・ハイツ住宅地区」の一部を衆議院議長公邸及び参議院議長公邸の敷地等とすることについて」(昭和34年9月28日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料).

2 「国家公務員宿舍法」による宿舍整備

(1) 「国家公務員宿舍法」

国家公務員の宿舍に関しては、先述のように「国家公務員のための国設宿舍

に関する法律」で、その設置計画、維持および管理に関する基準等を宿舍審議会に諮問し、政府の方針として決定し、それに基づいて公務員宿舍を設置するものとなっていた。しかし、法律で本来規定すべき宿舍使用者の居住基準等がすべて宿舍審議会の決定にゆだねられているなどの、宿舍制度が安定をみているなかで審議会は必ずしも必要ないと判断されるようになり、法律の改正が検討された。¹⁾ 管財局の考えでは、法律施行後10年を経て実情に沿わない点が多く、改正点としては、宿舍審議会を廃止し宿舍維持管理等の事項を法定化する、宿舍貸与対象公務員の範囲を明確化する、宿舍に家屋のほか土地等を含ませる、合同宿舍の主管を大蔵大臣とする、宿舍設置の総合計画は廃止し年度計画のみとし大蔵大臣が作成する、有料宿舍の使用料を建設費用の償却額、修繕費、保険料等を基礎として算定するなどであった。

以上の「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」の改正についての審議案件が、昭和33年9月5日に大蔵省から総理大臣に対し宿舍審議会に諮問するよう依頼された。そして9月10日に開催された宿舍審議会で諮問された。この大綱に関しては、特段の異議はなく、承認され、宿舍審議会の決定となった。ただしその審議のなかで次のような要望、質問等が一部の各省各庁から提起された。すなわち、新規の使用料算定基準により宿舍使用料が値上げとならないよう配慮してほしい(郵政省)、15日以内の明渡しは現在の住宅事情からは不可能ではないか、宿舍を耐火構造で集約建設するとの規定を入れたらどうか(建設省)、臨時職員のうち常勤者の取扱いをどうすべきか、宿舍に関する懇談会を開催することとされているが、その性格はどのようなものか(人事院)などであった。²⁾

以上の審議会の決定を経て、第31国会に「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」の改正案が提出され、政府案どおりに昭和33年12月23日に可決され、昭和33年法律第179号として公布された。同法によれば、法律は「国家公務員宿舍法」に改められ、宿舍は、公邸、無料宿舍および有料宿舍の3種類とし(第3条)、宿舍の設置は大蔵大臣が行うものとする(第4条)、省庁別宿舍を設置する場合で以下の場合には各省各庁の長が設置を行うこととする、①事業特別会計の各省の長、②転用、交換または寄付の方法により設置する場合の当該各省各庁の長、③特定の官署に勤務する多数の職員のために設置するなど特別

の事情があり、大蔵大臣が指定する場合(第4条第2項)、合同宿舍は大蔵大臣が、省庁別宿舍はその省庁の長が管理する(第5条)、大蔵大臣は合同宿舍および省庁別宿舍の設置計画を定める(第8条の2第2項)ものとされた。あわせて33年12月23日に「国家公務員宿舍法施行令」(昭和33年政令第341号)が公布された。この政令には有料宿舍の使用料の算定方法が規定されており、それによれば、木造で25坪未満またはその他の構造で16坪未満の場合の1坪当りの基準使用料は100円、木造で25坪以上またはその他の構造で16坪以上の場合には110円とする(第13条第1項)とし、それまでは政令では使用料が宿舍審議会の決定に任せられていたものが新たに政令で規定されるようになった。

(2) 公務員宿舍の管理・設置

公務員宿舍の使用料は坪当たり100円(木造25坪以上、その他の構造16坪以上は110円)であったが、昭和37年3月26日の「国家公務員宿舍法施行令の一部を改正する政令」(昭和37年政令第64号)で、同年4月1日より25坪未満の木造または16坪未満のその他の構造の宿舍使用料は1坪当たり110円に、それ以上の面積の宿舍の使用料は120円に、それぞれ引き上げられた。さらにその後40年度予算編成の過程で、主計局は宿舍使用料の値上げを強く求めていた。国有財産局としては、直ちに宿舍使用料の値上げを実施することもできずに、値上案を留保したままその必要性和、値上幅について検討を加え、40年4月には基準使用料を120円とし、地域によりさらに加算するなどの方針をまとめていた。³⁾ 以上の方針で検討をすすめたが、さらに引上げが求められたため、上記のような引上案にさらに上乘せされることとなり、その結果40年10月29日に政令が改正され(昭和40年政令第344号)、木造25坪以上、その他の構造16坪以上の宿舍使用料は125円に、それ以上の面積の宿舍は135円にそれぞれ引き上げられることとなり、40年11月1日より施行された。

さらに昭和44年3月28日に施行令が改正され(昭和44年政令第37号)、宿舍の基準使用料は次のように改正された。53平米未満、1平米当たり47円、53平米以上60平米未満51円、60平米以上80平米未満58円、80平米以上100平米未満69円、100平米以上79円とした。この改正は4月1日より施行された。こうして宿舍基準使用料は居住面積区分を2段階から5段階に分け、宿舍使用面積により細

かく使用料の差等を設けることとなった。さらに翌45年12月26日にも宿舍法施行令が改正となり、46年1月1日より施行された。その後48年5月1日にも政令が改正され、同日より引き上げられている。

「国家公務員宿舍法」では第12条に、非常勤務に従事する職員のため、勤務官署構内等に居住する必要があるものあるいは僻地官署に勤務するもの等に、給与の一部として貸与する無料宿舍の規定がある。この制度は戦前の義務官舎制度の名残として、沿革的考慮に基づいて運用され、昭和46年1月で4万5586戸に達していた。しかし交代勤務制の充実等で拘束時間の短縮化が図られ、無料宿舍の貸与を受けるものと一般職員との勤務形態がほとんど変わらない場合も増え、一般職員のなかには無料宿舍に対する不満を表明するものもいた。そのため46年1月の公務員宿舍使用料の改定の際に、関係省庁と協議したうえで、無料宿舍を貸与するものの職種を限定することとした。この措置にともない、7293戸の無料宿舍を有料宿舍に転換した。その職種は税関官署、麻薬取締官事務所、航空保安事務所、気象官署、郵政監察局、通信官署等である。

公邸を除く宿舍は昭和33年3月31日現在で大蔵大臣の設置した無料宿舍1万4728戸、有料宿舍3万4052戸、計4万8780戸のほか、各省各庁の長が設置した特別会計等の宿舍は無料宿舍1万3088戸、有料宿舍2万983戸、計3万4071戸、総計8万2851戸となっていた。⁴⁾ その後も宿舍営繕予算により、宿舍の設置が続いたため、39年10月1日では、大蔵大臣の設置した宿舍は8万7601戸、各省各庁の長の設置した宿舍は10万4272戸、計19万1873戸へと増大していた。⁵⁾ そのため公務員宿舍の充足率は著しく上昇していた。そのため公務員宿舍の設置は、従来の戸数の増大のみならず、その質的向上をも図ることとなる。

昭和37年度より国家公務員共済組合連合会の資金を活用して宿舍を建設させ、これを国が借り受け公務員宿舍の用に供する特別借受宿舍の設置が開始される。国は連合会に対して賃借料として宿舍の建設費を年6.5%、期間60年で元利均等償還するものとして計算した金額を支払うこととしている。そして特別借受宿舍は、償還期間の満了とともに国有財産となるものである。これにより本来国の責任で設置するはずの国家公務員宿舍を、その宿舍設置需要をできるだけ多く満たすため、国家公務員共済組合連合会の事業の一環として、連合会に特別借受宿舍を建設させることとなった。連合会としては資金の安全な運用とし

て、また組合員に対する福祉の向上に寄与するものとしてこの事業を続けていた。そのため40年度の大蔵大臣の設置による公務員宿舍の施設費は、施設設置の予算59億2296.9万円、6200戸、このほか特別借上宿舍の施設費として50億9263万円があり、これによる宿舍は3900戸となり、合計110億1559.9万円、1万100戸の宿舍が設置されることとなっている。⁶⁾ これらのうち、特に特別借上宿舍の占める比重が大きいのがわかる。以上の特別借上宿舍は大蔵大臣の設置するもののみならず、各省各庁の長が設置する宿舍にも多く含まれている。具体的には防衛庁、アルコール専売事業が国家公務員共済組合連合会の特別借受宿舍として設置し、造幣局、印刷局、郵政事業および国有林野事業の現業4特別会計においては、それぞれ単位共済組合の特別借受宿舍として設置していた。

特別借上宿舍は、国有財産ではなく、その位置づけは「国有財産法」の体系から異質のものであるが、「国家公務員宿舍法」の基準に基づき、政府がその居住者を選定し、その宿舍使用料を行政財産である公務員宿舍と同一の扱いとするものである。特別借受宿舍は国の設置計画に基づいて連合会が建設し、国に賃貸するものであるが、具体的な建設事務(設計、監督等)については国(各財務局)に委任し、国(財務局)が連合会の代理人としてその委任事務の範囲内で執行する。建設された宿舍については、連合会が宿舍台帳、特別借受宿舍補助簿、長期経理元帳に所要の事項を記載し、物件の維持管理については、賃借人(国)が善良な管理者の注意義務をもって管理し、その維持管理費用は国が予算に計上して負担することとなっている。こうして設置された連合会からの特別借受宿舍は中堅職員以下層のための宿舍であった。

こうして有力な宿舍設置の方法として特別借受宿舍の建設が促進されたが、昭和48年6月1日に衆議院大蔵委員会で、公務員宿舍は国が責任をもって建設すべきであり、現在行われている連合会の特別借受宿舍に充てられている連合会の資金は組合員の福祉のために使うべきであるとの質問を受けて、愛知大蔵大臣は公務員宿舍の設置は国が直接行う性質のものであり、48年度以降は特別借受宿舍の建設はとりやめ、連合会の資金を組合員の福利厚生のために充当することとすると答弁し、⁷⁾ 48年度より大蔵大臣の建設する宿舍に特別借受宿舍はなくなった。ただし宿舍状況の著しく悪い防衛庁の宿舍建設には、48年度も連合会の資金による特別借受宿舍の設置が行われた。47年度までに連合会の資

金で設置された大蔵大臣設置の合同宿舍は3万1470戸、567.87億円であり、それに対する50年度の借上費は41.24億円であった。⁸⁾

〔注〕

- 1) 「「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」(昭和23年法律第117号)の改正について」(昭和33年9月5日管財局)(大蔵省資料H41.3-51-10)。
- 2) 「昭和33年度第2回宿舍審議会議事概要について」(昭和33年9月22日管財局)(大蔵省資料H41.3-51-10)。
- 3) 「公務員宿舍関係について」(昭和40年4月国有財産局)(大蔵省資料Z202-7)。
- 4) 「国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部改正について」(昭和33年10月管財局総務課)(大蔵省資料Z201-9)。
- 5) 前掲、「公務員宿舍関係について」。
- 6) 同上。
- 7) 『第71回国会衆議院大蔵委員会議録』第36号(昭和48年6月1日)、20ページ。
- 8) 連合会からの特別借受宿舍は、昭和49年12月末で大蔵省のほか防衛庁1万4048戸、321.28億円、アルコール専売事業69戸、1.71億円、計4万5587戸、890.87億円あり、そのほか単位共済組合からの特別借受宿舍として、造幣局49戸、印刷局670戸、国有林野事業4037戸、郵政事業2万8379戸、計3万3135戸が設置された。

第3節 旧軍財産の処理

1 旧軍財産処理の概観

旧陸海軍省所管財産と旧軍需省所管財産は戦後連合軍により接收され、連合国の管理下にあったが、占領に必要な財産以外は逐次返還された。これらの旧軍財産は、昭和20年8月28日の閣議決定により、大蔵省へ引き継ぎ、食糧増産、国民の民生安定、財政上の財源として活用することとなり、「国有財産法」(昭和23年法律第73号)により、普通財産として管理されることとなった。旧軍財産の処理に関する法律として、「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」(昭和23年法律第74号)が公布され、同法に基づいて占領期に旧軍用財産の処理が行われることとなった。そのほか旧軍港4市に対する議員立法として「旧軍港市転換法」が昭和25年法律第220号として公布され、これらの法律により、旧軍財産が処理された。取得した旧軍財産は26年9月現在の調査によると、土地9億4593.2万坪、26億2053.2万円であったが、そのうち連合軍から返還された8億1539万坪のうち、民間等への売払処分をしたものは5272.5万坪、行政財産に所管換えしたものは6億4824.4万坪となっている。昭和26年9月末で大蔵省所管の普通財産は、貸付中のもの、未利用のものおよび連合軍からの未返還のものを合わせ、合計2億4496.3万坪が残っていた。旧軍財産にはこのほか建物延べ1305万坪、24億8555.7万円、機械器具132.1万台、18億3801.8万円、および船舶、立木竹等がある。

機械器具は本来動産に分類すべきであり、「国有財産法」上の国有財産とはみなせないが、「国有財産法」施行前に物品として各省各庁の長に移管されたものおよび「物品管理法」(昭和31年5月22日法律第113号)施行前に、事業所、作業所等において、その用に供したものを除く旧軍財産の機械器具に限り「物品管理法」の適用を受けない国有財産として管理処分されることとなっている。旧軍財産の総取得額は92億1654.1万円、連合軍から返還済みの財産63億4364.4万円、そのうち売払処分されたもの22億3816.1万円、行政財産に所管換

えされたもの9億5416.3万円、貸付中のもの11億9175.5万円、未利用のもの19億5956.6万円で、未返還の旧軍財産とあわせた旧軍財産の現在額は60億2421.7万円と見積もられていた。

以上の旧軍財産のうち特に土地の処分状況をみると、処分の形態では昭和25年度までは所管換えが多く、そのなかでも特に自作農創設特別措置特別会計への所管換えがほとんどを占めている。占領期の旧軍財産の土地の処分は、自作農創設のため重点的に投入された。22年度から売払いそれも時価売払いがかなりの額を示すが、これは譲与と並び地方公共団体に対する処分が多い。なお講和後の昭和27年6月30日に「国有財産特別措置法」(昭和27年法律第219号)が公布され、昭和23年法律第74号が廃止された。

土地以外の建物、工作物、機械器具、船舶等についても、民生の安定と戦後経済の復興の一助とするため、処分が続けられた。昭和31年3月31日現在で、国有財産の戦後最初の価格改定が行われ、改定後の旧軍財産の現在額は土地647.82億円、建物433.44億円、工作物216.95億円、機械器具132.2億円で、計1444.49億円となり、残余の旧軍財産に占める土地の比率が上昇していた。その後も処分が進み35年3月で1300.26億円にまで低下したが、翌36年3月31日に2度目の国有財産台帳価格の改定があり、土地価格が引き上げられたため1884.34億円に増大した。しかし他の旧軍財産はその後も減少を続け、土地数量の減少もあり、40年3月には1620.34億円に低下したが、41年3月の3度目の国有財産台帳価格の改定で、土地価格が2.38倍増したため台帳価格は3172.57億円に増大した。旧軍財産に土地が含まれ、その急速な処分がなされない限り、評価額はむしろ増大するものとなった。こうして旧軍財産は土地評価額の増大でかなりの台帳価格が残ったが、国有財産全体に占める旧軍財産の台帳価格の割合はわずかなものとなった。

2 旧軍港市所在の国有財産の処理

(1) 「旧軍港市転換法」と旧軍港市国有財産処理審議会

旧軍港4市(横須賀、呉、佐世保、舞鶴)の旧軍財産であった普通財産の処理に関しては、昭和25年6月28日公布の議員立法「旧軍港市転換法」(昭和25年法律

表 2-1 旧軍港市転換法による処理 (昭和25年10月～昭和40年3月)

(単位:1000坪,100万円)

	件数	土地		建物		工作物	機械器具		その他	合計
		面積	価格	面積	価格	価格	個数	価格	価格	
譲与										
横須賀	48	484	273	23	164	2,264	—	—	4	2,707
呉	85	480	194	20	157	999	2,478	5	21	1,376
佐世保	74	507	218	15	94	800	36	3	11	1,128
舞鶴	26	224	34	8	54	847	8	1	4	941
小計	232	1,696	720	67	470	4,912	2,522	9	41	6,154
売払い										
横須賀	74	760	2,859	99	1,536	412	395	36	2	4,848
呉	64	607	1,697	166	3,194	666	3,159	911	82	6,552
佐世保	18	200	493	35	433	513	2,151	646	—	2,087
舞鶴	16	127	110	6	46	15	554	16	32	221
小計	172	1,696	5,161	309	5,211	1,607	6,259	1,610	117	13,709
合計	404	3,392	5,881	376	5,681	6,519	8,781	1,619	158	19,863

(出所)「旧軍港市所在の国有財産の処理状況について」(昭和40年4月国有財産局)(大蔵省資料Z202-7)。

第220号)により、当該地方公共団体に対し、普通財産管理処分的大幅な優遇措置が規定されている。同法は、旧軍港市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現に寄与し(第1条)、旧軍港市転換事業のため当該区域内の旧軍用財産を「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」(昭和23年法律第74号)(昭和27年法律第219号「国有財産特別措置法」に切り換えられる)の例により処理することができる、地方公共団体の医療施設、社会事業施設もしくは引揚者の寮の用に供するときまたは「学校教育法」(昭和22年法律第26号)に規定する学校の用に供するときは、当該地方公共団体または学校の設置者に対して、時価の5割以内において減額して譲渡できる、旧軍用財産を譲渡した場合において、売払代金または交換差金を一時に支払うことが困難である場合には、確実な担保を徴し、利息を付し10年以内の延納の特約をすることができる(第4条)、国は旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認められる場合には「国有財産法」の規定にかかわらず、事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し普通財産を譲与しなければならない(第5条)、第4条、第5条に規定する旧軍用財産の処理および普通財産の譲与に関し、その相手方、

財産の範囲、譲渡価格、延納期限その他の重要事項について調査審議するため、大蔵省に旧軍港市国有財産処理審議会を置く(第6条第1項)、委員は大蔵事務次官、建設事務次官、関係府県知事4人、旧軍港市の市長4人、大蔵省、通商産業省、運輸省、建設省および経済安定本部の職員各1人、学識経験者5人を委員とする(第6条第3項)、委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する(第6条第4項)。こうして公布された「旧軍港市転換法」により、国が旧軍港市転換事業に要すると認めた場合には、当該地方公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならないこととなり、一般の普通財産の処分についての優遇措置が「国有財産法」等においてきわめて制限的に認められているのに対し、格段に当該地方公共団体を優遇する規定となっている。

法律施行の昭和25年10月から40年3月までの土地のみならず建物・工作物等の「旧軍港市転換法」による譲与もしくは売払いにより処分された財産は、譲与では土地169.6万坪、7.2億円、工作物49.12億円等、計61.54億円、売払いでは土地169.6万坪、51.61億円、建物52.11億円等、計137.09億円であり、合計土地3392坪、58.81億円、建物56.81億円等、計198.63億円となっている(表2-1)。地域別では処分の土地で横須賀、呉、佐世保、舞鶴の順となっている。後述のように53年の法律改正で、旧軍港市国有財産処理審議会が関東財務局に移管されたが、移管までの審議会の活動状況をみると、審議会は53年まで67回開催され、諮問内容は売払い200件、譲与263件で、地域別では呉の175件、横須賀の162件の順となっている。呉が最も多いのは、後述のように31年に国連軍の全面的な撤退があり、それによる提供財産の返還をみて、その積極的な処分が行われたためである。

こうした譲与および減額売払いの条件は、他の地方公共団体にとっても魅力的なため、昭和29年には広島市および数名の国会議員から「広島平和記念都市建設法」(昭和24年法律第219号)に基づく譲与の範囲を「旧軍港市転換法」に基づく譲与の範囲と同様に取り扱われたい旨の陳情と要望が出されていた。これに対し管財局の見解としては、①旧軍港市は戦時中、財政的基盤をほとんど軍に依存していたため、国の財政援助なしでは事業を推進することができない、したがって国の財政援助を必要とする程度に差があって当然である、②旧軍港市内において旧軍用施設の占める重要度および役割はきわめて大きく、この旧

軍施設の転活用を除外しては平和産業港湾都市としての公共的施設の整備は期しがたい、したがって旧軍用施設転活用の必要性において差異があるのはやむをえない、このように考えていた。¹⁾旧軍港市国有財産処理審議会の審議内容は、国有財産地方審議会の審議内容と事実上重複しているため、行政管理庁から行政改革の一環として旧軍港市国有財産処理審議会を国有財産地方審議会に吸収し統合するよう求められ、統合するのも妥当と思われたが、旧軍港市側が国有財産処分に関する「旧軍港市転換法」の処理の見直しにつながるとして強く反対した。そのため53年5月の「旧軍港市転換法」の改正で、旧軍港市国有財産処理審議会は関東財務局に移管され、審議会は統合されずそのまま残ることとなった。関東財務局に移管された旧軍港市国有財産処理審議会は、関東、近畿、中国および北九州財務局長の諮問機関として位置づけられている(第6条)。

(2) 呉地区の国有財産処理

呉地区の国有財産は、昭和31年初において土地約150万坪、建物約31万坪であり、そのうち米軍への提供財産となっていたものは、土地約46.6万坪、建物約13.6万坪等であり、これが31年の米軍の全面的引揚げにともない、31年7月から12月にかけて全部返還された。これにともない一時に約7500人の大量の失業者が発生し、これが呉市民の生活に重大な影響を与えることとなったため、呉市と広島県ではこの対策のため政府に積極的な施策の推進方を要望してきた。政府は31年4月24日の閣議了解「呉地区の国連軍引揚に伴う対策について」で、呉地区の産業振興・雇用対策を打ち出す方針を固め、さらに同年6月5日の閣議報告「呉地区国連軍引揚に伴う対策について」で、基本的対策を固めるとともに、同日の閣議了解「特需等対策連絡会議の拡充について」で、呉地区の具体策について特需等対策連絡会議にゆだねることとした。同会議は30年8月5日の閣議了解で内閣に設置されたものであるが、呉地区の対策のために会議の構成員として、各省各庁の代表者のほか特に学識経験者、地元代表、産業界代表等を参与として加え、企業誘致等により呉地区の経済的發展を図るとともに、米軍関係の離職者の吸収策を講ずるなどの方策について検討を続けた。他方、中国財務局においても呉地区の国有財産に関する特別処理班を編成して、大企

業誘致に適する地区と認められる施設の評価の促進並びに中小企業に利用せしめるのが適当とする地区の処理の推進に努めることとした。あわせて従来から国有財産を貸し付けていた既存の有力企業に対する当該施設の売払いの検討を行った。その結果、31年9月14日の閣議報告「呉地区国有財産の産業利用の促進についての特需等対策連絡会議参与会議の意見について」で、参与会議の意見を検討した結果、その方針を妥当なものとして認めた。²⁾

以上の方針は呉地区が「旧軍港市転換法」の適用地域であるため、呉地区における国有財産の処理については、上記の特需等対策連絡会議の意見を取り入れるとともに、国有財産地方審議会の意見を徴して処理案を作成し、最終的に旧軍港市国有財産処理審議会に諮問したうえで、その処理方針を決定することとなった。「旧軍港市転換法」にかかわるものとしては、呉市所在の旧軍需品置場所属財産の土地建物を呉市直営でミシン縫製加工等の女子の副業斡旋補導センター並びに共同作業場として利用するため、法律第5条に基づいて呉市に譲与することについて、大蔵大臣から旧軍港市国有財産処理審議会に諮問され、当局案を妥当なものとする決定をした。同様の処分としては、旧第11海軍航空廠官舎所属の土地、立木、建物、工作物を広島県に譲与するものなどがあった。³⁾

(3) 貸付料率と延納利率

旧軍港市にある旧軍財産・普通財産を当該自治体もしくは法人に貸し付けてある場合に、諸物価を勘案して貸付料を引き上げることとなっているが、昭和29年度の普通財産に対する貸付料についても29年4月より前年度の1.1倍とする措置をとった。ところが旧軍港4市の関係者および国会議員から、旧軍港市の継続貸付料に関し、「旧軍港市転換法」の趣旨をくみ、前年度貸付料に据え置いてほしいという強い要望があり、これに対し管財局では既定方針どおりに処理する意向であった。⁴⁾ こうした要求はすでに27年度から旧軍港市所在の普通財産貸付料について、その立地条件の特殊性、平和産業港湾都市への転換の必要性等を理由として、その据置きの陳情、要望として現れていた。こうした要求が毎年強力に大臣・政務次官等に対し繰り返されていた。

これに対し管財局としては、既往年度より継続して貸し付けてある普通財産

の継続貸付料が、現行の貸付料算定基準で算定された新規貸付料に対し相当な低額である現状にかんがみ、その是正に努めていた。特に昭和30年度の継続貸付料については、30年12月から数カ月にもわたり、旧軍港市における普通財産について、その利用価値の減少を考慮しつつ、貸付料軽減のための再検討をした。しかし、既往の貸付料率が低すぎるためこれにより負担が軽減されたのはごく一部の貸付案件にとどまり、ほとんど従来の貸付料率のままとなった。⁵⁾ こうした経緯のなか31年度貸付料の算定をどうするかで、管財局でも検討を続けていたが、31年4月24日に「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」(昭和31年法律第82号)が公布され、同法により有償貸付の普通財産に関しては交付金交付の対象となったため、この交付額を30年度の貸付料に加算した金額をもって31年度の貸付料とした。そのため31年度の普通財産貸付料率がその分引上げとなるが、実際は従来普通財産の使用者に課せられていた固定資産使用者税が課税されなくなるため、その実質負担は、旧軍港市以外の地域と比べれば軽減されることとなる。⁶⁾ このように旧軍港市は旧軍財産の譲与・売払いの条件の大幅緩和のみならず、貸付料率でも優遇されていた。

国有財産の延納売払いにともなう延納利率は昭和26年に資金運用部資金の金利を考慮して、地方公共団体、公益法人への売払いの延納利率は6.5%、その他の場合は8%と定められてそのまま固定されていた。その後の経済情勢の変化にともない、利率引下げの要望があり、引下げの方向で検討した。その際に利率の引下げ幅と既契約分にまで引き下げるか否かが問題となった。結局34年5月の省議で、「旧軍港市転換法」による処分の場合に8%から7.5%に引き下げることにしたが、既契約分については、法制局の見解によれば「国の債権の管理等に関する法律」第29条の規定が適用できないとして、別途考慮することとした。⁷⁾ そしてこの省議決定により34年5月28日の「旧軍港市転換法に基づく国有財産処理標準の取扱細目の一部改正について」で、管財局は旧軍港市所在の普通財産を地方公共団体以外の者に延納売払いする場合に、延納利率は34年5月28日以降に契約するものについては、従来の年8%から7.5%に引き下げることにした。

あわせて管財局は、現行法制上は、既契約分の利率引下げは不可能であり、年8%ですでに契約した者は、延納期間が満了するまでは、今後延納契約する

ものが年7.5%になっても、年8%の割合で利息を納めなければならない、しかし既契約分に新低利率をまったく適用しないのは、均衡を失する結果となるので、普通財産を延納契約で譲渡した場合における延納利率の変更にともなう国の債権の変更については、法律の改正により今後解決することとするとして、延納利率の事後的な引下げを検討するとした。⁸⁾ これは旧延納利率で契約しかつなお延納期間中にあるものについて、「国の債権の管理等に関する法律」第29条の市場金利の低下による利率の引下条項が適用されず、新規契約分との均衡を図るため、既契約分についても新利率を適用する法律を制定してほしいとの強い要望が、旧軍港市振興協議会と関係国会議員から提出されており、こうした要望を管財局が受け入れ、法律改正を考慮するとしたものである。⁹⁾ ちなみに昭和34年6月1日現在の「旧軍港市転換法」により延納売払いしたもののうち、年8%の適用を受けているものは、残高で横須賀2億7750万円、呉26億7485万円で、呉が圧倒的に多く、合計29億5235万円であり佐世保および舞鶴には該当がない。この合計額の8%、2億3618.8万円が、7.5%に軽減されると34年度で利子2億2142.6万円となり1476.1万円の軽減となる計算であった。¹⁰⁾ この軽減措置を享受できる民間法人は、製鉄会社等20社に及んでいた。¹¹⁾ こうした方針のもとで管財局は「旧軍港市転換法の一部を改正する法律案」をまとめ、そのなかに既契約延納金利の引下条項を含ませた。¹²⁾

しかし主計局の見解は「国の債権の管理等に関する法律」第29条の特例を設けることとなるとして反対したため、¹³⁾ 法律の改正は見送りとなった。その後も第34国会に提出された「国有財産法」改正案で水道設備の譲与等が規定されているが、あわせて国会議員より延納金利の引下条項を追加するよう要求されたため、これについても主計局との調整が必要となり、主計局は同様に反対し、¹⁴⁾ 旧軍港市のみならずすべての延納金利さらには交付公債の利子等にも波及する恐れがあるとして譲らず、結局、昭和35年6月8日の省議決定で、既契約分の延納金利の引下げの立法措置は見送ると決定された。

〔注〕

- 1) 「広島平和記念都市建設法及び旧軍港市転換法による譲与について」(昭和29年8月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-2)。
- 2) 「呉地区の国有財産の処理状況について」(昭和32年2月管財局国有財産第2課)(大

蔵省資料Z202-6)。

- 3) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第1集(昭和32年6月)、78-89ページ。
- 4) 「普通財産に対する昭和29年度継続貸付料について」(昭和29年12月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z201-6)。
- 5) 「旧軍港市所在普通財産の昭和31年度継続貸付料について」(昭和31年12月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z201-6)。
- 6) 同上。
- 7) 「普通財産売払代金の延納利率の引下についての経緯」(昭和34年12月3日管財局国有財産第1課)(大蔵省資料)。
- 8) 大蔵省資料。
- 9) 「普通財産売払代金の延納利率の引下げについて」(昭和35年7月管財局)(大蔵省資料Z201-10)。
- 10) 「軍転法に基く延納利息額等調(年利8分適用分のみ)」(昭和34年11月26日管財局国有財産第2課)(大蔵省資料)。
- 11) 前掲、「普通財産売払代金の延納利率の引下げについて」、「国有財産延納売払の延納利率引下について」(昭和34年3月18日主計局法規課)(大蔵省資料)。
- 12) 日付なし、昭和34年と思われる(大蔵省資料)。
- 13) 「既契約延納金利の引き下げの問題について」(昭和34年12月2日主計局法規課)(大蔵省資料)。一連の法律改正の検討については第1章第1節の「国有財産法」の改正参照。
- 14) 「旧軍港市における延納金利の引き下げの問題点」(昭和34年5月20日主計局)(大蔵省資料)。

3 旧軍工廠財産の処理

(1) 旧軍燃料廠の処理

終戦とともに膨大な旧陸海軍および軍需省の財産が大蔵省所管の普通財産に所属することとなった。旧軍財産のうち、連隊跡地や練兵場跡地は直ちに転用できる設備はないが、旧軍工廠は陸海軍が積極的に設備投資して維持していたため、戦争で被害を受けていても、その設備のうち直ちに産業用に転換できるものも少なくなかった。これらの産業用に転換可能な旧軍工廠の財産の管理処分方式が、講和後の管財行政で産業政策と大きなかわりをもっていった。旧軍工廠といっても種類があるが、その内容は造船・造機・機銃を生産していた軍工廠または軍工部、火薬を生産していた火薬廠、火工品および弾丸を生産し

ていた製造所、航空燃料を生産していた燃料廠等がある。講和後の処理として問題となった旧燃料廠としては、四日市の旧第2海軍燃料廠、岩国の旧陸軍燃料廠、徳山の旧海軍燃料廠大浦燃料置場がある。このうち四日市の燃料廠の処理については、石油の需給状況、業界への影響、外資導入等の問題があるが、施設の有効活用を図る方針で処理を決めたいとしていた。¹⁾ 四日市の旧海軍燃料廠の処理については、昭和24年ごろから日本鉱業会社等10社から払下げまたは貸付を前提とした一時使用申請書の提出があった。だがその処分の決まらなまま講和条約の発効となり、旧軍財産の一時使用制度が廃止され、確定的な処理が必要となっていた。その後は東海硫安工業会社と四日市石油精製会社(仮称)からの売払いの申請があった。28年9月に石油精製合同9社にこれを貸し付ける旨の方針が固められたようである。あわせて徳山の旧海軍第3燃料廠の処分に関しても、東川以西については昭和石油会社に、東川以東地区の一部については出光興産会社に売却した。²⁾ 四日市燃料廠についてはそのため28年に各社共同出資の新会社を設立し、四日市燃料廠を借り受けて石油精製事業を行う案が具体化しつつあった。³⁾ そして四日市燃料廠の設備の売払いの転用を要望する法人として、四日市石油株式会社の設立が企画されており、同社の発起人代表から28年12月に四日市の旧海軍燃料廠の貸付申請が提出された。その申請によると施設の使用範囲や事業計画および資金計画等について不明の部分が多く、管財局としても審議できない状態であるため、改めて計画書の提出を行うこととなった。⁴⁾ そして29年9月に改めて貸付申請書が提出された。この燃料廠の一部は売り払いまたは貸し付けており、未利用となっている土地は約40万坪で、石油精製施設の主要部分は未利用のままとなっていた。ただかなりの戦争による被害を受けていた。管財局はこの四日市石油会社からの申請書の検討を続けていた。他方、通商産業省ではこの施設の一部を昭和石油会社に払い下げて石油精製を行わせるとともに、その一部については石油化学工業等に活用させる方針の検討をしていた。⁵⁾ このほか30年1月14日に徳山の旧第3海軍燃料廠の東川以東のうち未処分地約11万坪が接収を解除された。それに対し昭和石油および出光興産から売却の申請があり、またそのほか岩国の旧陸軍燃料廠についても、すでに売払いまたは貸付をしているものを除き未利用地約18.5万坪があり、その施設は良好な港湾を控え、それに対しても日本鉱業会社、

興亜石油会社、日本揮発油会社、三池化成工業会社および設立準備中の岩国油化学工業会社が売払申請書を提出していた。岩国の燃料廠については三井系8社を発起人とする三井石油化学会社が設立され、新設会社は三池化成化学会社に代わって燃料廠を買い受け、石油化学工業を起こす構想をもっている。⁶⁾ この構想ともならみ合わせ、四日市、徳山、岩国の各燃料廠の処分方法が検討された。これらの処理方針に関する通商産業省の意向について各方面で意見の調整を経たうえで、30年8月26日に閣議了解が行われた。⁷⁾ それによれば四日市の燃料廠については昭和石油に地上施設を払い下げ土地を貸し付ける、徳山の燃料廠は東川以東地区を出光興産に払い下げる、岩国の燃料廠は東川地区を三井石油化学工業に西側地区を日本鉱業に払い下げることとなった。この方針を受け国有財産東海地方審議会で、31年7月30日に旧第2海軍燃料廠所属の建物を随意契約で昭和石油会社に売り払うことに決定した。⁸⁾ また31年7月30日に旧第2海軍燃料廠所属の土地を12月19日に随意契約により昭和石油会社に貸し付けることに決定した。⁹⁾ 徳山燃料廠については石油精製に必要な土地および地上施設に限り、東川以東を31年4月に出光興産に売払いを行った。また岩国燃料廠については東側地区は31年5月に石油化学工業施設として三井石油化学工業会社に売り払い、また西側地区は31年8月に磁硫鉄鉱の選鉱場の施設とし、日本鉱業会社に随意契約でそれぞれ売払いを行った。¹⁰⁾

このほか旧徳山海軍燃料廠大島貯油所(大浦)の処理に関しかなりの時間を要した。同貯油所は、総面積13.7万坪、建物約370坪、その他(工作物等)であり、このうち土地5.4万坪、建物170坪を昭和23年2月より出光興産に貯油施設として貸し付けていた。31年に残りの土地8.3万坪とその他工作物に関し、貯油施設として利用する計画の出光興産と、石油精製施設として利用する計画の日本精蠟会社の両社が、払下げを求めて申請してきた。この処理方法について中国地方審議会に諮り検討してもらった。¹¹⁾ そのほかこの貯油所に関し、自由民主党政務調査会国防部会はこの施設を貯油施設として活用することを強く要望していた。理由は、この施設に接する水深が、防衛用の貯油施設として適しており、国において保有すべきものであるというものであった。¹²⁾ そのためなかなか結論が出なかった。中国財務局は国有財産中国地方審議会の32年1月28日の決定に基づき、広島通商産業局長の意見を中心に両者の話し合いを斡旋する中国

財務局調整案を示したが、出光興産はこの調整案の配分では貯油施設は不可能であるとして反対した。そのためさらに出光興産の土地を上乗せし、日本精蠟はその減少分を隣接農地を買収して工場敷地に充てるとする別案が示されたが、これに対しては日本精蠟が反対し、合意に至らなかった。結局、大蔵大臣の指示により出光興産に対しては中国財務局調整案による売払予定地区に、現に貸付中の敷地を考慮したものとして2000坪を加えて売り払うこととし、残余の土地を日本精蠟に売り払うこととするようにした。¹³⁾ この方針を国有財産中国地方審議会に諮り、33年11月5日に旧大島燃料置場所属財産の土地建物ほかを出光興産に貯油施設の用に供するため「国有財産特別措置法」により9年間の延納で随意契約で売り払うことを決定した。¹⁴⁾

(2) 旧軍火薬廠、製造所等の処理

旧軍火薬廠は戦後の産業用設備に直ちに転換できる旧軍財産として、燃料廠に次いで資産が多かった。旧軍火薬廠は群馬県岩鼻の岩鼻製造所、埼玉県明戸の大里製造所、埼玉県川越の川越製造所、神奈川県平塚の海軍火薬廠、名古屋市熱田の高蔵製造所、京都府宇治の宇治製造所、大阪市枚方の香里製造所、大分県坂の市の坂の市製造所がある。これらの処分に関し、産業用への転換希望が提出されていた。これに対し通産省の旧火薬廠の産業用への転換の方針としては、国有民営形態をとる共同出資に係る複数合同会社に貸し付ける案を検討していた。¹⁵⁾ こうした通産省側の処理方針がみられたものの、結局、民間会社に貸し付けることとなった。そして旧火薬廠を活用する目的で昭和28年7月15日に火薬会社3社が設立され、各社から貸付申請が提出された。¹⁶⁾ これにともないそれまでの火薬業者からの単独申請は取り下げられた。こうした申請に対し、29年3月9日の省議で川越製造所施設については事業計画等が適当であれば貸し付ける、その他の製造所等についてはさらに検討することとなった。¹⁷⁾ 以上の方針で当面は川越製造所の処理が決まったが、これに対応して、29年4月9日に通産省軽工業局長から川越製造所施設のうち、火薬会社2社に対して、至急貸付の要望が提出された。この要望について具体的に検討した結果、両社に対する貸付について支障がないものと認め、貸付を決定した。¹⁸⁾ そのほかについては、旧名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所施設の一部は、32年3月7日の国有

財産東海地方審議会で、土地建物等を日本硝子会社に随意契約で売り払うことに決定した。¹⁹⁾ また群馬県高崎市および群馬郡軍南村にある旧東京第2陸軍造兵廠岩鼻製造所、同製造所八幡原火薬庫および同製造所官舎の土地建物等を、現にこの施設を使用中の日本火薬会社に時価で売り払うことを決定した。²⁰⁾ そのほか都市部の造兵廠の処理としては旧大阪陸軍廠跡地があるが、その土地建物等は26年と31年の2回にわたり大阪市交通局に売り払い、他の土地については公園として無償貸付しまたは一般に売り払ったが、残りの土地の処分については国有財産近畿地方審議会に旧大造処理部会を設け慎重審議し33年4月9日の近畿地方審議会で、大阪市交通局、大阪市土木局、車両工業会社に売り払い、そのほかの土地を大阪城公園用地とすることに決定した。²¹⁾

〔注〕

- 1) 「旧軍工しょうの処理について」(昭和28年5月管財局)(大蔵省資料Z201-5)。
- 2) 「四日市及び徳山旧海軍燃料廠の活用について」(昭和30年8月10日通商産業省)(大蔵省資料Z204-9)。
- 3) 「旧軍工しょう施設の処理について」(昭和29年1月管財局)(大蔵省資料Z202-3)。
- 4) 「旧軍工しょうの処理について」(昭和29年9月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z201-5)。
- 5) 「四日市等の旧陸海軍燃料しょうの処理について」(昭和30年7月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-4)。
- 6) 「四日市等の旧陸海軍燃料廠の処理について」(昭和30年3月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-4)。
- 7) 大蔵省資料Z204-9。
- 8) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第1集(昭和32年6月)、59-60ページ。
- 9) 同上、65-66ページ。
- 10) 「旧陸海軍燃料しょうの処理について」(昭和31年12月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z201-6)。
- 11) 「旧徳山海軍燃料しょう大島貯油所(大浦)の処理について」(昭和31年12月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z201-6)。
- 12) 「旧徳山海軍燃料しょう大島貯油所(大浦)の処理について」(昭和32年1月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-6)、同題(昭和32年7月)(大蔵省資料Z201-7)。
- 13) 「旧大島燃料置場(大浦)の処理について」(昭和33年6月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z201-8)。
- 14) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第3集(昭和34年11月)、86ページ。

- 15) 「重要旧軍工廠等の処理方針について」(昭和28年5月管財局)(大蔵省資料Z201-5).
- 16) 「旧軍工しょうの処理について」(昭和29年8月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-2).
- 17) 同上.
- 18) 同上.
- 19) 前掲, 『国有財産地方審議会の審議経過』第1集, 61ページ.
- 20) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第2集(昭和33年9月), 15ページ.
- 21) 「旧大阪陸軍造兵しょうあと(大阪市城東地区)の処理について」(昭和32年12月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-6). 前掲, 『国有財産地方審議会の審議経過』第2集, 37ページ. 同上, 第3集, 37ページ.

4 国有中古機械処分

旧陸海軍省所管の軍工廠等のほか軍需省の資産のうち機械類は, 一般会計大蔵省所管普通財産となった。これらの旧軍から引き継いだ機械類は46.1万台あり, このうち昭和20年12月のポーレーの対日賠償声明により連合軍司令部により賠償機械の指定を受けたものが多数みられた。¹⁾ 36.2万台の賠償指定を受けたが, そのうち賠償指定解除を受けるものもあり, 実際には賠償指定物件として撤去されたものとして, 4万3969件のみであった。賠償指定資産とされながらも連合軍司令部の許可を得て, 稼働していた旧軍機械もある。賠償として撤去された機械の評価額は1.63億円であった。以後の賠償による撤去はないため, 27年4月28日の講和条約の発効とともに指定解除となった。その他の旧軍機械の占領期の処理としては売払いおよびくず化による処理がある。22~26年度では22.5万トンの中古機械がスクラップ処理された。昭和23年法律第74号によれば地方公共団体への無償での貸付や, 地方公共団体の医療施設や学校に供する場合には2割以内の減額譲渡が認められていたが, これに該当する機械は乏しく, 実際に旧軍機械の処理としては, 先にみたように不要機械として積極的に廃棄処分にされていたと思われる。

講和発効後の昭和27年6月30日に「国有財産特別措置法」(昭和27年法律第219号)が公布され, 第9条で機械器具の処理の特例として, 旧軍機械器具については, 設備の改善による企業の合理化を推進するため必要と思われる場合に

は, 政令で定める事業者に対してその所有する老朽機械および器具と交換することができ(第9条第1項), これにより国が取得した老朽機械は遅滞なく, くず化するものとする(同第3項), とされた。こうして中古機械の民間企業との交換による処理が可能となった。27年4月30日現在の旧軍中古機械の内訳として, 25.2万台の機械のうちスクラップ以外に利用価値のないもの4.2万台, すでに一時使用の許可を与えているもの6.4万台, 駐留軍への提供財産となっているもの15.8万台, 施設と一体処理が適当のもの3.3万台, 特殊機械等で中小企業の使用に不適當のもの0.6万台, 一時使用許可申請中のもの2万台, 所管換え等の処理をすべきもの1.8万台等があり, 結局, 民間企業との特別措置法による交換が可能な中古機械は5.1万台にすぎなかった。とりわけ交換可能な機械は工作機械・電気機械・産業機械等であった。この地域別分布をみると所管別の機械総台数は関東財務局が最も多いが, 交換可能な機械の台数は東海財務局が最も多く, 次いで関東財務局という順であった。

特別措置法が施行されると, 中古機械の交換の割当に関し, 交換該当機械の最も多い東海財務局が地元の要望をくんで, 交換機械器具の配分枠の決定に関し財産所在の都道府県に優先配分することを求める意見を, 管財局に寄せた。そして遠隔地の交換は事務の手数と経費がかかり, 旧軍工廠は戦前より地元産業界と密接な関係を有しており, その残有資産は地元産業の振興に役立てるべきであるなどと主張していた。²⁾ こうした中古機械配分の地元優先はおおむねいれられて, 機械処分が実施されたと思われるが, 交換は法律によれば, 等価交換が原則であり, 差額があれば現金で事業者が補足することとなるが, 特別措置法による民間事業者との等価交換は十分な成果を得ることができなかった。ただし交換制度が導入されたため, 昭和27年度よりスクラップ処分にされた機械が減少したが, 民間との交換で政府が取得した老朽機械は直ちに処分されるため, スクラップ処分が続いた。30年3月末までに特別措置法第9条により交換処分した国有機械は7771台, 取得した民有機械は1万1073台, 交換差金は3億2772.3万円である。そして30年8月11日の「国有財産特別措置法」改正前の交換累計は, 交換処分した国有機械7987台, その評価額7.71億円, 取得した民有機械1万1483台, 評価額4.39億円となり, その交換差金3.33億円と, 取得した老朽機械のうち, 1万377台がくず化され, その売払処分益1.01億円が一般

表 2-2 機械器具交換実績 (昭和31年3月31日現在)

(単位:1000円)

財 務 局	相手方の所有		国 の 所 有		交換差金	くず化した機械器具		
	台 数	評価額	台 数	評価額		台 数	屯 数	売払価格
国特法改正前 計	7,987	771,888	11,483	439,568	333,037	10,377	5,125	101,907
国特法改正後 計	883	93,072	1,191	69,062	14,045	96	32	924
合 計	8,870	864,960	12,674	508,630	347,082	10,473	5,158	102,830

(注) 昭和31年8月11日の国有財産特別措置法の改正。交換差金と評価額の差との不合は権利放棄等による。改正以後の交換差金合計は合致せず。

(出所) 『財政金融統計月報』第71号、97ページ。

会計の歳入となった(表2-2)。処分の地域別をみると、関東2416台、東海2190台であるが、評価額は東海が2.57億円、関東が1.65億円である。しかしなお交換された国有機械は少なかったため29年12月末で19.2万台の機械が未利用のまま残されていた。このうち交換可能の機械は27年4月現在の交換可能機械台数から勘案して、4.3万台ほど残っていたと思われる。特別措置法による国有機械の処理ははかばかしくなく、その管理処分による人員と経費も無視しがたい負担となっていた。他方、国内のくず鉄需給が逼迫し、旧軍国有機械のくず鉄としての処分の必要性が検討され、そのため大蔵省は30年3月8日に「国有機械等の処理促進について」を省議決定した。³⁾ それによれば国有機械のうち優秀なものや中小企業合理化に役立つ機械等を除きすべてくず化する、くず化を促進するためおよび中小企業と機械を交換するため特別措置法を改正するなどであった。以上の国有機械の処理方針を固めた。このほか30年3月10日の閣議決定「鉄くずの必要量確保について」で、国内くず鉄需要に対応し、輸入等のほか国有機械のくず化処理が方針として打ち出されていた。⁴⁾ こうした方針を受けて特別措置法は30年8月11日に一部改正された(昭和30年法律第159号)。この法律改正により機械の交換対象企業は中小企業とされ(第9条第1項)、交換する場合の機械および器具の価額は、時価から3割5分を減額した額とする(同第2項)、そして旧軍国有機械のうち、国が直接利用するものなどを除きくず化するものとする(第9条の2)、これに該当する機械かどうかの判定が困難な場合には学識経験者の意見を徴するものとする(同第2項)とされた。

この新たな交換に該当する機械は2万台と見込まれていた。そして国有機械の処理の促進は、その機械の管理処分に必要な要員と予算の減少をもあわせて期待されていた。この国有機械の処分はおおむね昭和31年度で終了することを目途としていた。そして30、31年度では売払処分収入の増大が期待された。しかし30年度の途中で特別措置法の改正となったため、改正後の規定による処分をみると、30年度にはわずか883台の機械を処分しただけで、その評価額は0.93億円にすぎなかった。しかし30年度末で国有財産の評価換えがはじめて行われ、この国有機械の評価額は戦後のインフレーションによる現在価格の修正で10.37億円から132.74億円に増大していた。特にくず化による処理については31年度末までに完了したいと考えていたため、31年度末で100.92億円に減少している。ただし国有機械のうち、旧軍工場等のなかに含まれる国有機械は旧軍工場の処理と一括で処分されるものがあり、その処分がはかどらないものもあった。しかし31～35年度でくず化処分も進み、あるいは旧軍工場財産の一体としての処分も進んだため37年度末では機械1万台、台帳価格16.47億円、合計17.58億円にその台帳価格は減少していた。それ以後の機械の処分が少しずつ進むが、国有財産台帳の総額からみればほとんどに足りない額に減少していた。

(注)

- 1) 詳しくは、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「賠償・終戦処理」(昭和59年、東洋経済新報社)、第1・2章を参照。
- 2) 「国有機械器具交換制度運営要領案について」(昭和27年7月19日東海財務局管財部)(大蔵省理財局資料)。
- 3) 大蔵省理財局資料。
- 4) 「鉄くずの必要量確保について」(昭和30年3月10日閣議決定)(大蔵省理財局資料)。

第4節 物納財産処理

1 物納不動産の処理

戦後激しくなったインフレーションへの対策等として、昭和21年11月12日に「財産税法」(昭和21年法律第52号)が公布され、21年3月3日現在の時点での個人財産が課税された。納付においては物納も多く、財産税物納累計で土地46億3418.3万坪、建物134.7万坪が国に納付された。¹⁾ それらの財産の管理は大蔵省が行うこととなった。これらの財産税として物納された不動産の処分は、30年度までの累計で、土地の所管換え44億3077万坪、売払い9719万坪、建物の所管換え10.1万坪、売払い73.1万坪であった。このうち山林は国有林野事業特別会計所属の企業用財産に所管換えされ、農地等は自作農創設特別措置特別会計の財産に所管換えされたものが多い。そのほか「相続税法」(昭和22年法律第87号)による相続税の物納もある。相続税物納財産も30年度までの累計で、土地362.1万坪、建物14.9万坪が国に収納された。その相続税物納不動産の処理は30年度までの累計で土地の所管換え1.8万坪、売払い139.2万坪、建物の売払い6.1万坪であった。30年度末で財産税物納財産とあわせて、土地3051.5万坪、建物36.7万坪が大蔵省所管で残されていた。講和後も相続税の物納財産が収納されることとなる。これらの物納不動産の処理促進のため民間業者に売払いを委託し、財務局長名で売り払う委託売払制度が採用され、それによる売払いが行われていた。26～30年度の委託売払いによる処分は、土地595.9万坪、43.06億円となっている。

相続税物納財産の場合も小規模な不動産が多く、昭和40年代に地価が高騰を続けたため、物納不動産の処理をめぐり問題が発生した。問題となるのはその評価についてであった。国が物納を受けて、その物納不動産が国税局から財務局に引き継がれ、それを財務局で処分するときの価格が、物納として国が収納した価格と比べると著しく高い例が多く、この点が問題となった。その理由としては、相続税の課税価格が、相続者の負担を考慮して売買実勢価格より低め

の評価となっており、そのため課税価格と実売価格との間に開きを生ずるなどのためであった。これに対処するため47年6月19日に「相続税法」を改正し(昭和47年法律第78号)、相続税物納撤回制度が発足した。この改正法によれば、税務署長は、物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となっている不動産がある場合においては、当該物納の許可を受けたものが、その後物納にかかる相続税を、金銭で一時に納付し、または政令で定めるところにより延納の許可を受けて納付することができるものとなったときは、当該不動産については、その収納後においても、当該物納の許可を受けた日から1年以内に申請があれば、その物納の撤回を承認することができることとなった(第43条第5項)。こうして相続税の物納許可があつてから、相続人は1年間はその物納財産の物納の撤回ができる制度となった。

そのほか物納により国有財産となった不動産の使用者に対し国は撤回期間終了後に、貸付契約を締結することとなる。相手方が貸付料の延滞をした場合に、その遅延利息を課すこととなる。普通財産の賃貸契約書に規定されている遅延利息の利率は年14.5%であった。これに対して、「民法」で規定されている遅延利息の利率は年5%であり、物納財産となったからといっていきなり地権者に対し遅延利息の利率をあげるのはおかしいという議論が国会で起きて、その意見を一部いれて、債権管理に一般的に採用されていた遅延利息の利率8.25%に改めることとなった。²⁾

(注)

- 1) 「財産税」については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第7巻「租税(1)」(昭和52年、東洋経済新報社)を参照。財産税等収入金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 小幡琢也「昭和46～48年の国有財産行政」(昭和55年4月30日)(大蔵省資料Z 108-8-2)。

2 物納証券の処理

「財産税法」により不動産のみならず、有価証券も課税対象資産となり、株

式社債・国債が物納された。このうち財産税等収納金特別会計で収納した物納国債は国債整理基金特別会計で償却した。株式のうち、財閥一族保有の株式等が物納された。占領期の株式社債の処分としては持株会社整理委員会による財閥会社の保有証券の処理等もある。占領期の特殊な要因による証券処理が必要となったため、証券処理調整協議会が設置され、同協議会が国に帰属した証券の処理を行っていたが、この協議会は昭和26年度末で廃止された。¹⁾以後は政府保有株式の処分は、大蔵省が直接行うこととなり、これらの物納証券は大蔵省所管普通財産として処理された。そして講和後に物納株式は各財務局に管理を移し、そこで処理することとなった。財産税で収納された物納証券は国債を含むが、30年度までの取得額累計23.09億円、そのうち売払処分15.27億円、その他減もあるため、31年3月で2.8億円が未処理で残っていた。未処理の財産税物納証券は株式といえよう。相続税物納証券は、30年度末までの取得累計1.02億円で、そのうち売払処分0.46億円、その他減もあり31年3月末の未処理は0.43億円となっていた。財産税物納株式と相続税物納株式はその後も処理が進み、減少を続けた。こうした処分を進めるなかで、未処理として残っていた物納有価証券の内訳は、32年3月末の株式では、清算中、休業中の法人が多く、これらの法人の株式の処理は困難であった。また上場銘柄の株式はわずかに1社のみで、そのほか店頭取扱銘柄が2社あった。これらのうち横浜正金銀行株式は財産税物納である。これらの物納株式のうち売払い可能なものについては、一般競争入札で処理された。

こうした処理の進展で、物納株式は昭和35年度末で1.03億円にまで減少していた。これらの物納株式の処分に関しては、26年の通達により、政府売出株式が多いときなどには、時価の1割減によって処分することが認められていた。この減額売払いが可能であったため、物納株式の売払いが促進されたと思われる。しかし37年度より有価証券による物納財産が増大し、物納財産の収納高では、物納不動産収納高を越える年度も多くなり、物納株式の保有高は増大を続けていった。そして租税物納等による株式保有高は42年度まで毎年度増加を続けてきた。その背景には高度成長を続けるなかで、証券市場が拡大し、保有株式で相続税を物納する場合が増大したことによる。

これらの物納株式の処理に関しては、経済の実勢、産業構造の変遷、当該企

業の業種、体質および証券市場の動向等の諸般の条件を考慮して、当該株式を早急に処分することが有利であると判断された場合に、その処分を行っていたが、そのほか新たに物納株式の処分方針をまとめた通達が、昭和42年8月25日(昭和42年蔵国第1378号)に各財務局に与えられた。それによると上場株式が物納財産となった場合には、収納価格の10%を上回る価格で処分することとされた。この場合には無償交付株式の処分または新株引受権の処分を考慮して、10%以上上回ることとなった場合も含まれている。この方針のもとに株価が回復してきた証券市場で、43年度および44年度に上場株式に関しては、証券市場を通じて積極的に処分を行った結果、43年3月の2734.3万株から45年3月の2496.8万株に減少した。しかし収納価格を10%上回らない株式の処理は、先の通達ではできないため、そのまま保有されるものも少なくなかった。

しかし株価が低迷している株式を長期にわたって保有することに意義が乏しく、その処理方針が検討された。そして物納株式の処理について昭和47年1月の第17回国有財産中央審議会に報告し、従来の処分の方針を改正した。そして同年5月より次の方針により物納株式の処分の促進を図ることとした。①物納株式は、本来換価処分されるものであることにかんがみ、従来の方針を弾力的に運用して、収納後5年以内にできるだけ早期に処分することを原則とする、②その場合には物納株式の各銘柄に関して、年2回以上定期的に点検を行い、処分の適否について検討することとし、収納後の時価が長期にわたり低迷し、近い将来に課税単価を10%以上上回る見込みがないものについては、民間精通者の意見を徴したうえで証券市場の動向等を勘案して、有利と認められる一定の価格を定め、それを上回る価格で処分できることとした。²⁾ こうして収納価格の10%を上回る価格に、物納株式が騰貴するのをまたなくとも、市場で妥当と思われる価格で物納株式を処分することが可能となった。

物納株式は国有財産台帳に登載されている数量と、現物との差異が大きく、現物数量がかなり少ない場合が多かった。税務署が物納株式を収納し、日本銀行に納めると、日本銀行から寄託済通知書が届き、それを各財務局が本省に報告し、それをもとに本省が国有財産台帳を整理していた。ところが手続上の誤りが多く、同一株式が二重、三重に計算されることとなり、台帳上の株式数量と現実の数量との誤差が生じた。その処理を会計検査院との話合いで進めた結

果、50年代になってからやっと誤謬訂正で台帳を整理しなおして、現物数量と台帳数量が対応することになった。³⁾

〔注〕

- 1) 証券処理調整協議会については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第14巻「証券」(昭和54年、東洋経済新報社)参照。
- 2) 小幡琢也「昭和46～48年の国有財産行政」(昭和55年4月30日)(大蔵省資料Z108-8-2)。
- 3) 松田勝美・林原正三・野上修七「講和後の国有財産行政」(昭和63年1月19日)(大蔵省資料)。

第5節 普通財産実態調査, 要処理財産処理, 旧軍未登記財産処理

1 普通財産実態調査

終戦後に旧軍財産が膨大に大蔵省に引き継がれたが、これらは戦後の軍関係書類消却等のため、実測図・財産台帳等も処分されており、しかも引継ぎの際の現地立会いもないまま大蔵省に引き継がれた。戦後に財産税等で物納財産が大蔵省の普通財産となったが、それらについても現物の確認や現地立会いのないまま引き継がれたものが多かった。旧内務省から引き継いだ財産に関しても完全ではなく、河川・道路等の用途廃止による普通財産も、現状に変化をきたしたものも少なくなかった。しかし戦後の普通財産の実態把握や台帳整備にはほとんど手が回らなかった。そのため台帳に記載されている数量と実在数量とが合致しなかったり、無断で第三者に使用されていたりする例も多く見いだされた。このような状態をそのまま放置することは財産の適正な管理処分を行ううえで支障をきたすので、その実態把握と適正な管理体制の確立が不可欠と痛感されていた。

このような普通財産の管理処分の不備のため、会計検査院や行政管理庁より指摘を受けていたが、たとえば昭和31年4月11日に行政管理庁は「国有財産の管理及び処分に関する監察結果について」で大蔵省に次の指摘を行った。未利用財産管理の不適切として、大蔵省が利用していない財産は、29年9月30日の調査当時台帳価格で約15億円に上るが、財務局では実態を把握していない、抽出調査の結果では減失または処分済財産で台帳に登載されているもの約24%、存否不明または一部減失のもの約15%で、台帳記載通り存在しているものは約60%にすぎない、正式の契約なくして使用されているものは約40%に上っている、よって財務局は今後実態把握を十分行い擅用を排除し、維持管理に努力して国損の防止に徹底を期すべきであるとされた。¹⁾ こうした指摘を受けて、管財局も実態調査の着手を検討し31年6月15日の国有財産中央審議会第1回審査

部会で「国有財産の実態は握について」を諮問し、7月31日の第2回審査部会で「国有財産の実態調査について」が決定された。²⁾

以上の基本方針のもとに昭和31年7月に「普通財産利用状況現在数量等調査」を行い、特に土地・建物の利用状況調査を行なった。その結果存在するかな否か不明のもの、未利用のもの、国との正式賃貸契約のないまま使用されているもの、隣接地の民有地との境界が判然としないもので実態を調べる必要のある国有財産として、土地18万1600件(14万7765坪、台帳価格256.11億円)、建物1万8597件(133.3延べ万坪、台帳価格99.15億円)があると見込まれ、このうち31年8月に全国で土地490件、建物125件の普通財産模範実地調査を行い、³⁾ この結果を審査部に報告し、32年2月15日の中央審議会総会で管財局は「昭和32年度普通財産実態調査要綱」を提出し了承された。調査対象は、調査を効率的に行うため経済的価値の比較的高い財産から先に調査し、土地については宅地および宅地に準ずる土地を先に調査することとし、32年度においては6大都市および財務局所在都市に所在するものを調査する、建物については、上記の調査対象となった土地の上に存する建物をあわせて調査するとした。⁴⁾ 全国で土地1万1486件、250.5万坪、53.75億円、建物3687件、18.2延べ万坪、8.14億円、計61.9億円(うち関東29.97億円、近畿16.53億円)を調査の対象とした。特に調査方法については、調査の促進を図るため立入調査および境界確定等に関する規定を「国有財産法」を改正して設けるとしていた。この管財局の諮問は32年度を初年度とする3カ年計画として位置づけられていた。「国有財産法」は答申どおり32年5月17日に改正された(昭和32年法律第107号)。

なおやはり第6回総会で決定された「普通財産の管理処分の基本方針」でも管理の適正化を強く求めており、早急かつ計画的に実態調査を行い台帳を整備し適正な処理計画の樹立を求めていた。⁵⁾ 昭和31年5月に「昭和32年度普通財産実態調査事務処理要領」を定め、具体的な手続きの細部を固めた。こうして管財局の指導で普通財産実態調査が開始された。年度別調査数量は32年度の土地723.5万坪から35年度の1588.4万坪に増大したが、以後減少する。この間、先の32年度の事務処理要領は33年4月の「普通財産実態調査事務処理要領」にかえられている。⁶⁾

当初は3カ年計画で調査作業を開始したが、昭和34年9月28日の第8回国有

財産中央審議会総会で「昭和35年度以降における普通財産の実態調査について」が決定され、⁷⁾ 現在実施中の実態調査の終了後も引き続き現行と同様の調査方法により経済価値が高い順から順次実態調査を実施することとして、その対象は次の3種の財産とした。①当初調査対象として策定した財産と同様の台帳記載済財産、②公共用財産の用途を廃止し大蔵省所管一般会計普通財産として台帳に登載すべき要引継財産、③脱落地等普通財産として台帳に登載すべき脱落地等がそれである。この答申を受けて脱落地と要引継財産の調査は36年度以降に着手された。比較的大きな財産の実態調査はほぼ終了したので、さらに38年度より雑種財産の零細財産にも実態調査が広がっていった。こうした実態調査については国会でもその継続を求めていた。⁸⁾ これらの決議や勧告を受けて、実態調査がそのまま継続されていく。

昭和38年度末での実態調査の累計をみると、要調査財産は数量では旧軍財産、雑種財産、租税物納財産の順に多いが、そのうち調査完了したものは雑種財産、租税物納財産、旧軍財産の順であった。脱落地と要引継財産調査は36年度以降である。これらの実態調査のなかで、土地については測量したり、引継漏れ発見登載、脱落地登載、整理替え、種目変更等で、国有財産数量と価額の増大があるが、逆に種目変更や財産の不存在が確認されて減少があるため、差引きの純減がある。調査完了時点で確認されたものとしては土地については存在していたもののうち不法占拠、契約未済の無権使用、手続未済、未利用等である。不存在的ものの内訳は処理済みであったものや処理が誤っていたものなどである。また調査完了財産のうち土地の台帳整理も進行していた。だが要登記財産では1/4が未登記として残っていた。調査の結果、占拠者や契約未済使用者に貸付料を遡及して徴収し、新たに貸付契約を締結し、あるいは売払処分したものもある。この種の売払いと有償貸付による処分も行われた。その後も先述のように国会等の要望もあり、実態調査が持続されていった。

〔注〕

- 1) 国有財産局「普通財産実態調査報告書」(昭和38年度)、260ページ。
- 2) 同上、262ページ。
- 3) 大蔵省理財局資料。
- 4) 同上。

- 5) 同上。
- 6) 前掲、「普通財産実態調査報告書」, 7ページ。
- 7) 大蔵省理財局資料。
- 8) 昭和37年2月23日の決算に関する衆議院の議決, 38年2月5日の決算に関する参議院の議決, 39年5月15日の決算に関する衆議院の議決(前掲、「普通財産実態調査報告書」, 267-68ページ)。

2 要処理財産の処理

普通財産実態調査の進行により, 貸付契約が締結されたことのない状態で使用されている財産が多数確認され, 累積していく状態となった。おおまかにいってこれらの要処理財産は不法占拠財産とその他の財産に分類できる。不法占拠財産とは使用する権限がないのを知っている者が使用しているものである。他方, その他の財産とは, 要処理財産のうち不法占拠財産以外のものをいう。¹⁾ これらの要処理財産の処理に関しては, 昭和33年4月21日の「普通財産の無断使用等に対する措置について」(昭和33年蔵管第1213号)で, 無断使用等に対する措置について統一的な処理方針と具体的措置内容を定め, 34年2月25日「無断使用財産に対し相手方が有益費を負担している場合の取扱等について」(昭和34年蔵管第402号)で, 一部の処理方針を示し, さらに36年5月11日の「普通財産の簡易処理について」(昭和36年蔵管第1195号)で, 無断使用財産の処理の特例等を設け, 同年10月19日には「不動産侵奪罪等に該当する事案の取扱について」(昭和36年蔵管第2355号)で, 明らかな国有不動産に対する侵奪とみられるものに対する処置をまとめた。また同年12月27日には「緊急処理財産の現況整理簿等の取扱について」(昭和36年蔵管第3005号)で, 要処理財産の現況把握を進めた。

さらにその後は昭和37年3月31日の「不法占拠等処理を要する普通財産の処理について」(昭和37年蔵管第1065号)で, 不法占拠財産について, より包括的に要処理財産の処理方針を示した。²⁾ その通達では, 要処理財産は不法占拠財産および契約未済財産に分類され, 契約未済財産は無権使用財産および手続未済財産に分類されている。不法占拠者は取得時効を主張する場合があります, またこれらの要処理財産の規模が小さい場合の処理を促進するため, 39年8月26日

に「普通財産のうち小規模財産及び取得時効の援用を主張されている財産の処理について」(昭和39年蔵国第502号)で, その方針を示した。³⁾ それによれば先の「不法占拠等処理を要する普通財産の処理について」で規定する契約未済財産のうち, 地形狭長等単独利用困難な土地で面積が相手ごとに50坪以下のもので, かつ見積評価額が20万円以下のものについては, 売払いに際しての評価の簡便化を図り, 時効が成立しているものについては和解の要素を加味した売払評価を行うこととした。

第46国会に提案された「国有財産法」改正案が昭和39年6月23日に参議院大蔵委員会で可決される際に, 付帯決議が付され, 国有財産の公正かつ効率的な処理を図るため, 売払い等の契約条件を整備改善し, 国有財産の不法占拠等の不当な使用関係について積極的な改善を図るよう政府は速やかに適切な措置を講ずべきであるとされた。⁴⁾ この決議により, 国有財産局も契約条件の改善のための用途指定要領の改正等を行ったが, そのほか不法占拠等に対する措置として, 40年4月27日に「不法占拠等処理を要する普通財産の処理について」(昭和40年蔵国第865号)が通達された。⁵⁾

この通達により, 要処理財産は不法占拠財産とその他の財産として契約未済財産に分類された。そして不法占拠財産の処理方針としては, 原則として所有権に基づく妨害排除請求権および返還請求権を行使するとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求権を行使するものとし, これに応じないものについては実情に応じ訴訟により解決を図ることとした。ただし旧里道, 旧水路等の地形狭長で単独利用が不可能なとき, わずかの財産であり返還されても処理困難と認められるときなどの場合には, 損害賠償請求権または不当利得返還請求権を行使したうへ, 現使用者にも売払いまたは貸付の処理をすることができるの特例が設けられた。次に契約未済財産については, 原則として既往使用料を請求し, 相手方の資力等からみて売払いの見込みのあるものについては売り払い, 売払いが困難なものについては貸付に移行する。ただし取得時効が明らかに完成していると認められるものについては, 土地面積500坪以下でかつ見積価格が500万円以下のもので, 相手方が買受けの希望のあるものについては, 既往使用料の請求は行わず売り払うことができる, 将来に公用等の用に供することが適当であると認められるときは, 財産の返還を請求することができるとした。

契約手続未済財産は、畦畔等の脱落地、法定外公共物の用途廃止にともなう建設省から大蔵省への引継財産で、国と契約を行わず占有しているものである。宅地造成地内に残る国有の旧里道畦畔が発見され、また東名自動車道路の建設に用地を買収する際に、神奈川県下で多くの旧里道畦畔が発見され、その迅速な処理が求められた。そのため昭和40年4月1日の「宅地造成地内に所在する旧里道畦畔等の処理について」(昭和40年蔵国有第666号)を通告し、⁶⁾ 早急な処理を図ることとなった。この通告で規定している旧里道畦畔とは、「道路法」(昭和27年法律第180号)、「河川法」(昭和39年法律第167号)等の規定を受けない法定外の公共用財産で、用途廃止により引継ぎを受けた財産、「農地法」(昭和27年法律第229号)により自作農創設等のために所管換えした財産のうち通路、水路の用に供されている財産で、所管換えを受けた財産、「農地法」により自作農創設等のために所管換えした財産のうち、農地転用不相当財産、畦畔その他の脱落地等で国有に属し、普通財産となった財産および普通財産とすべき財産等で、比較的小規模のものである。以上の処理として、用途廃止財産として大蔵省に引き継がれたものについては、当該財産の数量、価格が確定するまでは用途廃止財産等整理簿に記載し、数量および価格が確定したのちに売払い等の契約日において、国有財産台帳に記載する。用途廃止公共用財産の処理の円滑化のため、40年4月1日に「公共用財産の用途廃止に伴う引継ぎについて」(昭和40年蔵国有第665号)で、特に建設省との間で、引継処理の簡易化を図った。旧里道畦畔等の処分については、住宅団地、工場用等の敷地としておおむね1000坪程度以上の規模を有する宅地等が造成される場合に、宅地等造成事業者が、土地を買収する際に、当該土地に介在しあるいは隣接する旧里道畦畔等についての処理の促進が要請される場合に適用し、この旧里道畦畔は原則として事業者に対して売り払うこととされた。こうした措置により、旧里道畦畔等が、宅地造成に際して処理された。要処理財産のうちで「民法」上の取得時効が成立している場合があり、その認定に関して、大蔵省だけで判断しがたい面があるため、法務省の協力を得て、財務局の管財部長と法務局の訟務部長で構成する国有財産時効確認連絡会を設けて、そこで1件1件付議して、時効確認の認定を行った。⁷⁾

〔注〕

- 1) 「不法占拠等処理を要する普通財産の処理について」(昭和40年4月27日蔵国有第865号国有財産局)(大蔵省資料Z26-81)。
- 2) 同上。
- 3) 大蔵省資料Z26-74。
- 4) 『第46回国会参議院大蔵委員会議録』第41号(昭和39年6月23日)、7-8ページ。
- 5) 大蔵省資料Z26-81。
- 6) 同上。
- 7) 松永勇「昭和40～42年の国有財産行政」(昭和54年10月19日)(大蔵省資料Z108-8-2)、高橋茂「国有財産行政について」(昭和63年12月21日、平成元年3月15日)(大蔵省資料)。

3 旧軍未登記財産

旧軍未登記財産とは、戦争中に旧陸海軍省等が軍用施設設置のために民有地を買収等により国有地としたものの、その移転登記がなされていない土地のことである。旧陸海軍の会計規則によれば、陸海軍の負担で買収した土地は国有財産台帳に登載することとなっており、これらの戦時中に買収された土地が国有財産台帳に登載された。敗戦後に大蔵省がその台帳を引き継いだ。そのうちのかなりの件数が移転登記未済となっていた。こうした未登記財産の発生した理由は、軍事上の要請によるあわただしい買収のほか、実際の買収業務の代行を当該市町村に行わせており、その介在による被買収者に対する代金の未払い等があると思われる。特に買収の相手が不在地主の場合には、その所在確認のため市町村からの買収代金の支払が遅滞することが多く、かかる事態が発生しやすかったと思われる。こうした国有財産台帳には登載されているが、現実に所有権の移転が行われていない国有地があり、しかも買収した事実を告げる資料が不備なものも多くみられ、この財産の処理には多くの困難がともなった。これらの旧陸海軍から大蔵省が引き継いだ土地は昭和30年度末で33.51億平米であるが、そのうち登記未了のまま引き継いだ土地は32年度末で、相手方件数約2.3万件、土地数量2445.9万平米であった。¹⁾

これらの旧軍未登記財産は、買収の事実を告げる資料があれば、それを根拠に説得し国有地として移転登記を行った。説得が成功して国有地としての登記

が行われる場合もかなりみられたが、買収証拠書類の乏しいものはほとんど進捗していなかった。こうした旧軍未登記財産の処理を促進するため、昭和42年6月24日に「旧軍未登記財産の処理について」(昭和42年蔵国有第1072号)を通達し、処理の促進を図ることとなった。その通達によれば、旧軍未登記財産の買収拳証資料の整備されているものから順に甲、乙、丙に分類し、甲類は訴訟に移行しても維持が可能と認められる程度に買収拳証資料が存在するもの、乙類は訴訟に移行してもその維持が可能と認められるほどの買収拳証資料が存在しないもの、丙類は買収拳証資料が皆無のもの、とした。そして甲類については極力旧所有者に対し説得し、説得に応じないときは原則として法務局と協議のうえ、訴訟提起の措置をとる、乙類と甲類については、買収拳証資料の収集につとめ、甲類への移行を図るとともに、国が占有しているものについて、同一口座等の旧軍未登記財産については、甲、乙、丙類を一括して処理する方針で事務の集中化を図り、処理を促進した。こうした積極的に処理する方針を採用したため、42年度末の6544件、957.4万平米が、43年度末で4422件、634.7万平米に急減した。年度内異動の新規発生は旧軍未登記財産が普通財産実態調査で新たに確認されたものと、提供財産の返還で確認されたものである。処理減は説得により登記されることとなったものや、実態調査の結果、旧軍未登記財産でないことが判明したものなどである。

そのほか処理の方法として、昭和48年に各財務局ごとに法務局との間に旧軍買収未登記処理連絡会を設け、旧軍未登記財産についての法的手続きや取得時効の確認等について検討を求めることとなった。取得時効が進行中の旧軍未登記財産については、甲類についてはあえて訴訟に持ち込む必要がないが、時効中断の場合で説得ができない場合にのみ訴訟となったため、訴訟件数は多くはない。こうした処理の促進により、48年度には1186件、163.3万平米に旧軍未登記財産は減少したが、乙類、丙類の旧軍未登記財産で、国との間で紛争となっている土地に関しては時効の中断があり、個別事案では早期の解決が困難な事例も残されている。

〔注〕

1) 『第68回衆議院決算委員会議録』第15号(昭和47年6月6日)、10ページ。質問に対す

る小幡琢也理財局次長の答弁。

第6節 出資財産の処分

1 国際電信電話株式会社株式

政府出資財産は一般会計所属については大蔵省所管普通財産で、産業投資特別会計ほか各特別会計からの出資は、当該特別会計各所管省庁の普通財産である。政府出資法人は公社、公庫のほか公団、事業団等多岐にわたるが、いずれも行政的な要請により法律に基づいて設置されたものである。政府出資法人は増大を続けたが、そのうちの株式会社形態をとる場合には民営化や、政府出資株式の処分が行われる場合がある。その出資財産の処分を紹介する。

国際電信電話株式会社は昭和27年8月7日の「国際電信電話株式会社法」(昭和27年法律第301号)により28年3月設立された。その前身の国際電気通信株式会社は大正13年に設置され(大正13年法律第30号)、通信事業特別会計からの出資を経て昭和24年度より電気通信事業特別会計の出資となり、その政府出資は27年8月1日設立の日本電信電話公社に引き継がれた。これらの出資資産を基礎に昭和27年法律第301号により、国際電信電話株式会社が設置された。政府の持株は当初はなかったが、同社が公社の資本的な支配関係に置かれるのを好まず、また公社の資金調達の実効性があるため、昭和27年法律第301号の附則として公社の国際電信電話会社に対する割当株式を、政府に譲渡し(第20項)、政府はそれを速やかに処分し(第21項)、政府はその譲渡の対価を公社に支払う(第22項)と規定された。こうして政府が公社からその出資株式を譲り受け、政府がその株式を処分することとした。国際電信電話会社の資本金は33億円、660万株のうち公社から政府が譲り受けた株式は全株式の99.35%の655.7万株であった。

さて政府保有株式の処分は「予算決算及び会計令」等に依拠して処分を行うこととなった。大量の放出をする場合にはそれが市中に与える影響が問題となる。国際電信電話会社の株式は次のように処理された。昭和26年8月に「予算決算及び会計令臨時特例」の一部を改正する昭和26年政令第287号で、政府保

有有価証券の売払いを円滑に行うため、複数落札入札制度を採用しうることにし、また一般競争入札に付するときは市場に混乱を与える恐れがある場合や当該証券の発行法人の経営の安定を図る必要がある場合には随意契約により売り払うことができる道をあわせて開いた。処分は28年度に2回行われた。その第1次処分では処分の相手方を安定株主として期待しうる関連産業、金融機関、事業関係団体、従業員等に決定し、400万株20億円の処分を目標とし、4大証券に販売を委託し随意契約で処分した。その結果373万株を処分し、そのうち従業員等には委託ではなく直接処分した。その後29年3月の第2次処分では、100万株の処分を目標に、関東・近畿の両財務局で入札を実施したが、29年の株式市場は低迷していたため、証券会社が入札に参加せず、落札はわずか1140株にとどまった。このほか随意契約で2万株を従業員等に処分し、合計375.2万株の処分を終えた。¹⁾ こうして28年度に375.2万株が処分された。それにより18.76億円が大蔵省所管一般会計歳入となり、それを公社に交付金として交付した。29年度には落札の結果が悪かったため競争入札による処分を見送り、30年1月になり株式市場が好転していたため改めて残りの株式を入札で処分した。148.4万株を8.97億円で売り払いそれを公社に交付した。売払留保分132万株については、昭和31年3月30日法律第45号で、公社は国際電信電話会社の株式の2割を保有することができることとなり、それが売り払われずに政府から公社に戻された。²⁾ こうして政府保有株式の処分は完了した。

〔注〕

- 1) 「国際電信電話株式会社株式の処理について」(昭和30年6月1日管財局)(大蔵省資料Z26-31)。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和31年度)、745-46ページ。そのほか日本電信電話公社の収入については、本巻「政府関係機関」編を参照。

2 帝国石油株式会社株式

帝国石油株式会社は「帝国石油株式会社法」(昭和16年法律第73号)により昭和16年に設置された特殊法人である。24年度に同社は増資したが政府持株は資本金10億円のうち、460万株、2.3億円の政府出資となっていた。しかし25年4

月1日に法律が廃止され、同社は民間法人となり、この株式は29年12月28日に上場された。さらに同社は資金調達のため増資することとなり、政府保有の増資新株引受権を売り払うことに決定した。その230万株余の増資新株引受権を、一挙に処分する方針のため、その処分が株式市場に与える影響が考慮された。同社の上場後の同株の1日の売買出来高は1万数千株にとどまっており、その市場に与える影響は重大であると判断された。そのため競争入札により処分する場合には、量的にも広く分散させて処分できるため利点が認められるが、実際には処分期間が制約されるため、関東・近畿の両財務局でしか入札処分ができない、したがって4大証券に譲渡し、間接的に政府保有株式の増資新株引受権の分散を図る方法が望ましいとされた。¹⁾

そのため「予算決算及び会計令臨時特例」第5条第19号により随意契約をすることとし、権利落推定価格63円から払込額面50円を引いた13円を4大証券への売払価格とし、その際の引受手数料は2.6円として4大証券に随意契約で処分された。²⁾そして残りの政府保有株は昭和29年度末で3.45億円であった。その後30年8月9日の「石油資源開発株式会社法」(昭和30年法律第152号)で、国策石油開発会社が設置され、その1/2以上を政府が出資することとしていたため、その出資財源として帝国石油株式会社の株式で石油資源開発株式会社の出資に充てることとし、同法附則第3項で、政府は設立に際し帝国石油株式を出資に充てることができると規定し(附則第6項)、そのため30年10月16日～11月15日の終値の平均価格83.43円を1株として690万株、5.76億円を帝国石油株式で現物出資し、30年12月に設立された。³⁾さらに31年3月にも一般会計より現物出資を行い、資本金13億円、うち政府出資8.56億円の法人となった。

〔注〕

- 1) 「帝国石油株式会社増資新株引受権の処理について」(仮題)(昭和30年1月18日管財局(と思われる))(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「大量の政府所有株式を随意契約で売り払った事例」(昭和43年4月26日主計局法規課)(大蔵省資料)。
- 3) 前掲、「帝国石油株式会社増資新株引受権の処理について」。

3 日本合成ゴム株式会社株式

日本合成ゴム株式会社は「合成ゴム製造事業特別措置法」(昭和32年6月1日法律第150号)により昭和32年12月に、日本開発銀行からの10億円および関係業界の出資で資本金25億円で設立された。同法附則によれば、日本開発銀行の出資は法律施行日から1年以内に別に法律の定めをもって、政府出資に切り替えるとされていた。そして昭和33年4月1日法律第50号で法律の題名を「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改称し、政府が10億円を越えない出資をすとし(第2条)、政府が会社の経理的基礎が確立したと認めるときは、有価証券市場の状況を考慮し、なるべく速やかにその所有する会社の株式を処分する(第11条)とした。そして附則で日本開発銀行の出資は34年3月31日までに政府に譲渡しなければならず、それを産業投資特別会計の出資とするとした。こうして33年度より日本合成ゴム株式会社は産業投資特別会計の出資法人となった。同社は合成ゴムの国産化を35年に始めた。

当初は営業上の困難を有したが、その後業績は好転し昭和38年度下期から配当を持続できたため、会社の経理的基礎が固まったと通産省は判断し、法律第11条に従って同社株を処分する方針を固めた。¹⁾そして通産省は42年11月に大蔵省に、その処分方針を諮った。²⁾産業政策の見地より、特定の者に株式が集中しないように配慮し、1割程度を競争入札に付するにとどめ、残余は随意契約の方法で役員、従業員、その他縁故関係者に広く処分することが必要であるとし、随意契約中心の方針を求めた。これを受けて理財局は1割相当10万株、額面計1億円を42年11月22日に一般競争入札で処分した。その結果、三菱化成工業株式会社が1株3160円(額面1000円)で全株を落札した。このままでは一般競争入札による処分で特定少数株主に株式が偏在する恐れが認められるため、43年5月14日に、随意契約により株主を分散させる必要性があるとして、処理方針の見直しを求めた。³⁾これは32年5月14日の衆議院商工委員会で、昭和32年法律第150号の制定にあたり、会社の株式の引受けについては利害関係の深いものに集中しないよう指導することとする付帯決議が付されており、その趣旨にも合致するものだと強調されていた。以上の通産省の要求をいれて、理財

局も処分方針の検討を開始した。

理財局では90万株を随意契約で処分する必要があると認めたが、昭和33年5月より主計局法規課はその処理手続きのため「予算決算及び会計令臨時特例」の改正案の検討に着手し、政令改正案が練り上げられていた。しかしさらに検討を続けた結果、政令案は「日本合成ゴム株式会社の株主の処分に関する政令」案として単独の処分のための政令に切り替えられ、同案は5月27日の法制局修正で「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律第11条の規定に基づく政府所有株式の処分に関する政令」に改称された。⁴⁾ この間の理由として理財局は、この随意契約の法令的基礎については、当初「予算決算及び会計令臨時特例」の改正で検討をすすめてきたが、特別法に基づく政府所有株式の処分であってきわめて異例であり、通産省の要請を受けて随意契約による処分を行うものであるなどからみて、法令の適用に疑問の余地のないよう措置することが望ましいと判断されたので、単独政令の制定を行うこととなったと説明している。⁵⁾

この方針により「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律第11条の規定による株式の処分に関する政令」(昭和43年6月10日政令第155号)が公布され、同社の株式を処分する場合には、大蔵大臣は、通産大臣と協議して、その定めるところによりその株式を会社の株主、役員および従業員その他会社と特別の縁故関係がある多数の者に随意契約により売り払うことができた。この政令により処分先を通産省と協議して昭和43年7月に売出公告を行い、同月中に随意契約で売却した。売却相手として、同社の役員・従業員に対しては申込み50株単位とし役員2万株、従業員10万株を限度とする、株主と特別縁故者への処分については通産省が責任をもって割当数を決める、株主については従来の保有株、特別縁故者については同社との関係を勘案して割当株数が決定された。株主と特別縁故者で78万株を限度とした。この処分価格は前回一般入札株価と最近の取引実例を参考にして、通産省と協議して決定するとした。⁶⁾ なおこの検討の結果、売払株価は2800円であった。この売却により産業投資特別会計の日本合成ゴム会社に対する出資はなくなった。この43年度に日本合成ゴム会社株式のほか日本航空会社株式も売却処理され、産業投資会計の出資財源に充当された。⁷⁾

〔注〕

- 1) 「日本合成ゴム株式会社の政府所有株式の処分について」(昭和43年5月14日通商産業省)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「日本合成ゴム株式会社の政府保有株式の処分について」(昭和42年11月1日通商産業省)(「日本合成ゴム株式会社の政府所有株式の処分方針(案)」(昭和43年6月5日理財局)(大蔵省理財局資料))。
- 3) 前掲、「日本合成ゴム株式会社の政府所有株式の処分について」(大蔵省理財局資料)。
- 4) 「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律第11条の規定に基づく政府所有株式の処分に関する政令」(昭和43年5月27日法制局修正)(大蔵省理財局資料)。
- 5) 「日本合成ゴム株式会社の政府所有株式の処分方針(案)」(昭和43年6月5日理財局)(大蔵省理財局資料)。
- 6) 同上。
- 7) 「産業投資特別会計所有の株式処分」(昭和43年6月理財局)(大蔵省資料B41.40-44-2-11)。

4 日本航空株式会社株式

日本航空株式会社は「日本航空株式会社法」(昭和28年8月1日法律第154号)により昭和28年に設立された政府出資法人である。同社は43年度においても2割増資を計画していた。運輸省航空局は43年1月24日に政府保有日本航空株式の売払いにより増資引受財源を調達する提案を行った。¹⁾ それによれば日本内で政府保有株式を処分するが、欧州の金融情勢が許せば欧州での処分も検討する、処分方法としては、随意契約により、証券会社またはそのシンジケートに委託して市場で売却する委託販売方式、直接日本航空の役職員に売却する直接販売方式、証券会社またはそのシンジケートに対し一括売却し、売出し等の処分を行う方式等とする、処分価格は随意契約の場合は市場価格の1割引きとする、などを大蔵省に諮った。大蔵省は外国市場での日本航空株式売却は当面の問題ではないとしたが、その他の点に関して検討を行った。そしてその処分方法は、大蔵省が運輸省と日本航空とも協議した結果、4大証券会社の引受証券団に対して買取引受けの方法により引き受けさせ、証券会社を通じて株主、役員、従業員および一般投資家に売り出す方法を採用した。売出株式数250万株、売払価格1230円、売払収入30.75億円で処分を実施した。

なおこの処分を行うために、「予算決算及び会計令臨時特例」を改正し(昭和

43年7月10日政令第237号)、随意契約で処分できる場合として、国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付すると、当該有価証券に係る取引価格を変動させ、証券市場を混乱させる恐れがある場合を追加し、随意契約による処分が可能となった。ちなみに日本航空株の当時の月間10万~15万株の取引の水準からみて、250万株の放出は市場を混乱させる恐れが十分に認められた。処分は昭和43年7月11日に証券会社と契約を締結し、7月16~19日に売り出した。売払相手は法人株主約90万株、役員・従業員約30万株、一般投資家約130万株という構成であった。この売払代金30.75億円と増資払込金28.7億円、手数料0.75億円との差額1.3億円は44年度に繰り越され、44年度の一般財源に充てられた。

昭和43年度に行われた日本合成ゴムと日本航空の株式処分は、産業投資特別会計所属普通財産であり、「国有財産法」第6条により、普通財産は大蔵大臣が管理処分することとなっているが、政令で指定する特別会計所属の株式については、所管大臣が管理処分することができ、また第14条第8号の規定により、その処分については大蔵大臣に協議しなくともよいこととなっており、産業投資特別会計は政令で指定された特別会計であった。43年度の日本合成ゴムの株式処分が国会でも問題とされ、株式処分について慎重を期すよう求める付帯決議がなされたため、改めて株式処分の方針を検討し、44年3月の省議決定で、特別会計所属株式の処分についても必要なら大蔵大臣が審議会に付議する、特別会計所属株式の処分については大蔵大臣への事前通知に改めることとした。²⁾

こうした方針のもとで、昭和44年度より産業投資特別会計所属の株式の処分についても、国有財産中央審議会に付議するものとなった。さらに44年度において産業投資特別会計の出資財源に充てるために同特別会計保有株式の一部を売り払うこととした。特別会計の株式売払収入86.49億円と見込まれ、この内訳は電源開発株式会社株式額面1000円を額面で600万株、計60億円と日本航空株式額面5億円215.4万株を1230円で売り払い26.49億円の売払収入が予定された。しかし先述のように43年度の日本合成ゴム株式の処理方法と処分価格に問題があり、さらに電源開発株式会社の株式は上場されていないため、その実際処分価格の設定方針が問題となる。額面での処分は国有財産の処分方式として

納得できる説明を得られないものであった。

両社の株式処分の方法を適正ならしめるため、昭和44年5月28日に開催された第15回国有財産中央審議会で「政府所有の電源開発株式会社及び日本航空株式会社の株式の処分」が諮問された。日本航空株式の処分価格について6月9日より4回にわたり小委員会で審議された。この小委員会での検討の結果、8月27日に国有財産中央審議会に「政府所有の日本航空株式会社の株式の処分について」を報告した。そしてこの報告が8月30日の国有財産中央審議会の答申となった。³⁾ それによると、処分価格は契約締結日の東京証券取引所終値または前1週間の終値の平均を基準価格とし、1割を限度として値引きすることはやむをえないとするものであった。そしてこの答申が実施に移されることとなったが、先の小委員会の方針がほぼ固まった44年8月に、理財局は政府所有株式処分案を検討している。⁴⁾ それによると、処分する日本航空株式への政府出資を50%に引き下げることが前提に、215.4万株を買取引受けによる売出しとし、引受証券団は大手4社とする、処分価格は契約締結日の終値または前1週間の終値の平均を基準とし、1割以内の調整を加えるが1430円を目途とする。引受手数料は1株30円とし9月5日契約、9月10~13日売出しと予定していた。この方針が理財局で44年9月5日に決定された。⁵⁾ ただし1430円の売出価格を下回る場合には、売出しを中止するとしていた。こうして「予算決算及び会計令臨時特例」第5条第1項第8号の規定により、随意契約で大手4証券会社を通じて処分された。さらにその後、47年7月24日にも4大証券の買取引受方式により、258.3万株が52.43億円で処分された。

〔注〕

- 1) 「政府保有株の放出に関する基本方針(案)」(昭和43年1月24日運輸省航空局)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 「産業投資特別会計所有の電源開発株式会社及び日本航空株式会社の株式の処分について」(昭和44年8月理財局)(大蔵省資料B41.40-44-2-12)、「発電、日航の株式処分を国有財産中央審議会に付議することについて」(昭和44年5月22日理財局)(大蔵省資料Z26-93)。
- 3) 「政府所有の日本航空株式会社の処分価額について」(昭和44年8月30日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。
- 4) 「日本航空(株)の政府所有株式処分案」(昭和44年8月25日理財局資金課)(大蔵省理財局資料)。

- 5) 「日本航空株式会社の政府所有株式について」(昭和44年9月5日理財局資金課)(大蔵省理財局資料)。

5 電源開発株式会社株式

電源開発株式会社は「電源開発促進法」(昭和27年7月31日法律第283号)により、昭和27年9月16日に設立された。その資本金の99%が政府からの出資で成り立っていた。同社の株式を先述のように44年度の産業投資特別会計の財源とするために、処分することとしたが、同社の株式が市中で流通していないため、その売却価格が問題となった。そこで日本航空株式と同様に44年5月28日の国有財産中央審議会に、その処分方法が諮問され、やはり同一の小委員会で審議された。電源開発の場合には5回の審議で結論に到達した。¹⁾ この小委員会では株式についての一般的な評価を行うのではなく、政府所有の同社株式を産業政策の一環として特定の者、すなわち9電力会社を対象に処分するという目的に即して評価することを基本的な方針とした。そして審議の結果、11月17日に「政府所有の電源開発株式会社の株式の評価について」を国有財産中央審議会に報告した。²⁾ 国有財産中央審議会はそれを44年11月27日の国有財産中央審議会の答申として提出した。その方針は同社の財務諸表を基礎に純資産を算出し、1株当りの純資産額を基準とするが、そのほかの調整を加えるというものであった。以上の方針の決定により、政府の産業政策の一環として行われる随意契約は、現行法令では認められていないため、前年度の日本合成ゴムの先例にならない、特別の政令を制定する必要性が生じた。そのため44年12月1日に「国の所有に係る電源開発株式会社の株式の処分に関する政令」(昭和44年政令第276号)が公布され、電源開発株式会社と一般電気事業者との協力関係の促進に資するため適当であると認められる場合においては、大蔵大臣および通産大臣が協議して定めるところにより、その株式の一部を一般電気事業者に随意契約の方法で売り払うことができることとなった。そして同年中に600万株が国から直接9電力会社に売り払われ、その売却収入が、同年の産業投資特別会計の資産処分収入として歳入に計上された。他方、この財源により産業投資特別会計からは、電源開発会社に対して貸付金が貸し付けられている。その後も49年度まで

毎年度電源開発会社の株式は9電力各社に対して、産業投資特別会計から売却処分された。

〔注〕

- 1) 国有財産中央審議会に対し、電源開発会社の株式処分について、通商産業省がまとめた文書によれば、9電力会社に随意契約で売却する方針が示されている(「政府所有に係る電源開発(株)の株式の売却について」(日付なし、通商産業省)(大蔵省資料Z26-93))。
- 2) 大蔵省理財局資料。

第7節 返還領土財産

1 奄美群島

昭和21年3月16日に北部南西諸島米国海軍軍政府が開設され、この軍政府の監督のもとに大島支庁長による行政が始まった。その後25年11月25日には自治体制をなす群島政府(奄美・沖縄・宮古・八重山)が成立した。さらに25年12月には軍政府は民政府と改称した。26年12月5日の総司令部民政局の覚書で、奄美群島の一部をなすトカラ列島は講和条約の発効をまたずに日本に復帰している。他方、4群島政府を統合する中央政府の樹立準備が26年4月1日より開始され、27年4月1日に琉球政府に統合された。その後28年8月8日のドレス國務長官による奄美群島を返還する用意がある旨の表明があり、日本政府も返還準備を開始した。¹⁾

大蔵省は昭和28年10月ごろに奄美群島への調査団を派遣し包括的な調査を行ったが、そのうちでも国有財産は重要な調査項目であった。その調査報告によれば、奄美群島には土地3160万坪、建物97棟、2375坪、その他立木竹、工作物、国有沈船、動産等がある。琉球政府財産管理課の台帳による土地数量計3529.1万坪との齟齬は国有財産台帳への登載不要の道路・河川敷・海浜の公共用財産と公社財産となったものを含んでいるためである。建物では戦前の軍用財産以外の公用財産は2350坪あったが、その30%が戦災で焼失し、そのほか戦後民政府により売り払われたものもある。

旧軍用建物のほとんどは琉球政府等に有償・無償で貸し付けまたは管理委託されていた。国有沈船はアメリカ側の調査によれば、奄美群島付近で20隻、5.5万トンあったが、そのうち10隻、2.9万トンは民政府の手で売却処分済みで、残りの10隻、2.6万トンが現存していた。²⁾ これらの国有財産を管理していたのは、琉球列島米国民政府行政法務部琉球財産管理課である。ただし営林財産に関しては民政府資源局林野課が管理していた。日本の行政権停止の昭和21年1月28日の前日までに施行されていた日本法令で、米国海軍軍政府布告第1号第

4項の規定によりなお効力を有すると解されているものに旧「国有財産法」、
「河川法」等があるが、実際上はほとんど運用されていなかった。³⁾ こうした国有財産の管理は営林財産のみ区分されて管理されているが、そのほかの財産については物品とも区別されていない。貸付(有償・無償)と売払いの制度は確立していたが、交換、譲与、延納、用途指定売払等の制度はない。台帳は1集団地ごとに1口座が設定され、所在、区分(土地・不動産・動産)、種目、数量、評価額、配置図等が記載されている。21年から4年間にわたり、財産の実態調査が行われており、26年前後の評価額で台帳価格が改定されていた。⁴⁾ このほかアメリカ政府と琉球政府所有財産がある。アメリカ政府財産は土地1件、250坪、建物25棟、650坪(このうち5棟、94坪は琉球政府で借受け中)あり、このほか琉球政府や市町村で借り受けている船舶、動産(発電機、消防車等)がある。これらは日本復帰後に日本側に譲渡されるものとなる。これらの取得にあたっては、24年度以降アメリカ政府よりかなりの補助金が交付されているといわれていた。

「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和28年条約第33号)は昭和28年12月24日に署名、25日に公布された。この協定によればアメリカ政府は現に利用している設備および用地は安全保障条約による行政協定でアメリカ軍隊が利用するが(第2条第1項)、日本政府は名瀬測候所を引き継ぐ(同第2項)、琉球政府財産は無償で日本政府に移転する(第3条第4項)、日本政府財産でアメリカ政府管理下にあったものは無償で返還するものとなった。こうして12月25日より日本に復帰した。それにより、先に奄美群島が日本に復帰するのが確実となっていたため、「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」(昭和28年11月16日法律第267号)が公布され、復帰に備えた。しかし同法は、「奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項」に関しては他の法律の規定にかかわらず政令で規定できるとした(第10条)。そして12月24日に同法第10条の規定により、「奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令」(昭和28年政令第406号)が公布された。この政令によれば、国有財産に関しては「国有財産法」と「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和22年法律第53号)に関する適用の暫定措置が規定されている。「国有財産法」に関しては、奄美群島所在の国有財産(アメ

リカ・琉球政府所有財産で復帰に伴い国有財産となる譲受財産を含む)について復帰の際に奄美群島にある琉球政府機関等が現に使用または収益することが認められているものについては、法施行後1年間の限り同一条件で使用または収益することを認める(第15条)、復帰の際に琉球政府において事務、事業または職員の居住に供しているもので鹿児島県でその用途に供すべき事情がある場合には10年以内の無償貸付を認める(第16条)、21年1月28日まで鹿児島県の公用財産であったもので業務に必要なものは同県に譲与する(第17条)、譲受財産を所属の異なる会計間で所管換えもしくは所属替えをし、または所属を異にする会計をして使用させるときは1年以内を限り無償として整理することができる(第18条)。次に社寺等については、社寺境内地等が国有財産となったもので、21年1月28日に社寺等に無償で貸し付けられていたものについては、その社寺等が宗教法人となったときは復帰後1年以内に申請すれば宗教活動に必要なものに限り、当該国有財産をその社寺等に譲与できることとなった(第19条)。

奄美群島の日本への復帰で、それまで管轄外であった国有財産の管理が始まる。復帰当時の国有財産は大島刑務所、大島税務署等があり、⁵⁾ これらの国有財産(公社財産を含む)は昭和28年12月25日に一括大蔵省に引き継がれた。その他のアメリカ・琉球政府財産も同様に引き継がれた。この引継ぎを受けた国有財産は南九州財務局が一括管理にあたるが、先述のように各省にまたがる行政財産を関係各省庁に引き継がせる必要があり、この手続きが問題となった。

昭和28年度の国有財産増減および現在額報告書作成のため、特に引継ぎ手続きを本省で行うか財務局で行うかについて早急に決めてほしいとの財務局の要望があり、⁶⁾ それに対し29年3月30日に回答した。⁷⁾ その要旨は本省で引渡し通知をし、その写しで鹿児島財務部名瀬出張所で関係機関の現地出先機関に引き渡させることとし、特に旧内務省所管行政財産と琉球政府よりの譲受財産は大蔵省所管普通財産とするなどの措置を決めた。⁸⁾

以上の手続きで国有財産の関係省等への引継ぎが完了したが、このほか台帳整理に関しては、各省所管行政財産については特に台帳整理の必要はないが、引渡し数量との差についてのみ増減整理し、増減理由を「米国政府により」等と明記した。旧内務省所管財産または琉球政府から譲与を受けた国有財産は大蔵省所管普通財産として台帳に登載する必要があり、その登載事由として「引

継洩発見登載」、「国庫に帰属」等により整理し、台帳備考欄に「奄美群島の復帰に伴い米軍(琉球政府)から引継(譲り受け)」等が明記されて処理された。⁹⁾ そして奄美群島所在の国有財産は昭和32年3月の国有財産台帳の評価替えの際に同時に時価に評価替えされた。

〔注〕

- 1) 奄美群島は、昭和20年11月26日に米国海軍南西諸島軍政長官による布告で北緯30度以南の南西諸島およびその近海に関する行政上の最高責任は米国海軍軍政府に属すとされ、日本政府の行政権は停止された。ただし米国海軍の占領は開始されておらず、鹿児島県大島支庁長による行政が続いていた。21年1月29日の連合軍司令部民政局覚書「離れた地域の日本からの政治的行政的分離について」(SCAPIN677)により、北緯30度以南の南西諸島における日本の行政権行使の停止が命ぜられ、軍政長官より2月2日より効力を発する声明が出され、奄美群島は軍政下に置かれることとなった(金子一平・小幡琢也・茂串俊・村西淳一『奄美群島調査報告書』(昭和28年10月)、4-6ページ)。
- 2) 同上、73-75ページ。
- 3) なお軍政府および民政府期の奄美の国有財産に関する法令は「財産の管理」(1948年4月7日軍政府布告第7号)、「琉球財産の管理」(1948年4月7日琉球列島米軍政本部指令第19号)、「日本政府財産」(1951年2月2日琉球列島米国民政府訓令第16号)、「日本国有林財産」(琉球列島米国民政府指令第4号)等により規定されている(同上、82-84ページ)。
- 4) 同上、85-86ページ。
- 5) 「復帰当時奄美群島に所在した国有財産調」(日付なし)(大蔵省資料 Z26-91)。
- 6) 「大島群島の復帰に伴い引き継いだ国有財産の処理について」(昭和29年2月17日南九州財務局)(大蔵省資料 Z26-91)。
- 7) 「奄美群島の復帰に伴い引継を受けた国有財産の取扱について」(昭和29年3月30日管財局)(大蔵省資料 Z26-91)。
- 8) 「奄美群島の復帰に伴い引継を受けた国有財産の取扱について」(各省宛)(昭和29年3月30日蔵管第1186号管財局)(大蔵省資料 Z26-91)。
- 9) 「奄美群島所在国有財産の処理について」(昭和29年3月5日蔵管第1194号管財局国有財産第2課)(大蔵省資料 Z26-91)、「奄美群島の復帰に伴い米国政府から返還を受けた国有財産等の引渡しについて」(各省宛)(管財局)(大蔵省資料 Z26-91)。

2 小笠原諸島

小笠原諸島は講和条約第3条により、講和後もアメリカの信託統治下に置かれ、米国海軍が管理していた。昭和42年11月15日の佐藤総理大臣とジョンソン

大統領との共同声明により、小笠原諸島は早期に返還されることとなった。そのため総理府特別地域連絡局は、沖縄問題等連絡担当官会議で政府調査団を小笠原に派遣することを決定した。小笠原諸島では戦後に残留日本人と行政機関は退去させられ、それに代わりアメリカ系住民が小笠原に戻って暮らしていた。日本系住民が皆無に近い状態で返還されたことにより、奄美群島の返還とは異なっていた。小笠原の国有財産については、昭和17年当時各省各庁が作成した国有財産台帳により、対外的に発表していた財産現在高は、土地0.73億平米、価額138万円、立木16万立方米、価額100万円、このほか合計し282万円となっている。土地のほとんどは国有林の旧営林署財産である。そのほか旧軍財産等の大蔵省所管普通財産があり、それらを合計した国有地7389.4万平米、価格2609.4万円、総計2822.7万円が簿価として残っていた。そのうち行政財産として登録されているもののうち省庁別財産としては、小笠原警察署の諸庁舎・宿舎の土地建物、東京法務局出張所土地、東京営林局土地であった。¹⁾このほか、旧内務省財産土地建物(小笠原支庁、宿舎、試験場等)、船舶、旧陸軍省所管土地建物(憲兵隊司令部、父島要塞司令部等)、旧逓信省所管で18年1月に海軍省に所管換えされた父島飛行場の土地建物および大蔵省所管雑種財産があった。この帳簿価格は17年3月31日現在による価格をそのまま踏襲したものである。²⁾しかしこの国有財産も終戦時にかなりの異動があり、終戦時の所在・数量・価格等の増減等については新たな調査が必要であった。そのため小笠原に対する調査団が派遣された。³⁾さらにより細かな国有財産の調査のため、43年5月に関東財務局管財部の職員2名を小笠原諸島に派遣し2回目の調査を行った。⁴⁾その目的は、①アメリカ政府から引継ぎを受けて国有財産となるものについての現況、各々について最も適切と認められる用途およびその敷地の所有権関係、②国有地を使用している現住島民の住宅の敷地についての使用状況、③電電公社の建設しようとする仮設送受信施設の敷地、④その他旧軍財産の現況につき特に必要と認められる事項、以上であった。小笠原返還が決まったため、政府の準備の一環として43年2月23日に「小笠原諸島の復帰に伴う同諸島の行政区域の所属等について」を閣議決定し、小笠原の行政区域は東京都とする、復帰にともない住民および同地域について国内法令の適用に関する暫定措置を講ずる立法措置をとる、復帰事業に関し国がとるべき措置については同地域の实情

を考慮したうえで、関係省協議で決定するなどを方針とした。⁵⁾他方、小笠原のアメリカ系の島民の自治組織である5人委員会からは非公式に復帰後の処置に関して申入れがあり、国有地との関連で復帰後の配慮が要望された。⁶⁾こうした要望をふまえて、小笠原諸島復帰にともなう立法措置がとられることとなった。

昭和43年4月5日に東京で「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が署名され、6月12日に昭和43年条約第8号として公布された。その内容は、米軍が現に利用している硫黄島および南鳥島の通信用施設は安全保障条約による地位協定によりそのまま米軍が使用する(第3条第1項)、それ以外の施設は日本に返還される(同第2項)などであった。この返還協定交渉での、アメリカ側の特段の要望としては、硫黄島の摺鉢山における米国海兵隊の硫黄島戦勝記念碑を残しておいてほしいというものであった。そのために国有財産局の意向として、林野庁財産である硫黄島の一部の底地を提供財産として随意契約で貸し付けることとなった。⁷⁾この協定草案の検討とあわせて、先の閣議決定で表明している小笠原復帰にともなう暫定措置法案の検討がすすめられ、43年3月7日の「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(案)」で大蔵省での検討にかけられていたが、⁸⁾これに関して特に国有財産の処置に関連して国有財産局で検討を加え、学校、診療所の無償譲渡を認めるが、国有地の利用者に対する貸付売払いの措置は適当ではないと考えていた。⁹⁾以上の国有財産局の指摘をいれて、「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」(昭和34年6月1日法律第83号)が公布された。それによると、賃借権の設定にともなう権利関係の調整では国有地の貸付または交換を認めたが(第11条)、当初の法案にあった「国有財産法の規定にかかわらず」とする条項は削除されていた。また国有財産の譲与等を定めた第33条では、国は当分の間「国有財産法」等の法令によるほか、国が小笠原諸島に所有する国有財産または物品を関係地方公共団体等に無償または減額で譲渡しまたは貸し付けることができるとし、国有財産の管理処分をおおむね従前の法令で所管できるものとした。

以上の国有財産の管理処分権の回復にともない、国有財産局では国有財産台帳の改定は必要だと考えていた。その理由として、「国有財産法施行令」(昭和

23年政令第246号)により国有財産台帳は5年ごとに改定しなければならないとされており、できるだけ時価を反映させることが望ましい、また小笠原復帰にともなう暫定措置法により法定賃借権が設定されるとその賃借料を早急に定めなければならないが、その賃借料の算定基準として利用する必要がある、一般に普通財産は台帳価格によらないが、小笠原には時価がないため台帳価格によらざるをえない。しかしこの台帳価格の決定にあたっては、戦前の台帳価格に一定の倍率を乗じて算定するにしても類似離島の時価の倍率をそのまま利用するのは、ほとんど人間が住まなくなっていた土地に対しては適用しがたい面があるが、¹⁰⁾細かい考量を加えたうえで倍率を乗ずる方法が採用される。政令の制定作業と並行して、国有財産管理処分の処理方針の検討がすすめられていった。国有財産局は昭和43年4月に処理手続方針を固め、小笠原の財産は一括して大蔵省が引き受け、防衛庁が使用する財産については大蔵省が使用承認することとなった。¹¹⁾以上のように小笠原諸島の日本復帰に関連する国有財産の処理に関する方針が固まり、6月1日に復帰となり、上記の法律および各種の処理方針が施行された。さらに先の閣議決定にあるように、復帰後の小笠原の経済基盤強化のために「小笠原諸島振興特別措置法」(昭和44年12月8日法律第79号)が公布された。そこでも小笠原に所在する国有財産の譲与等について規定されており、国は関係地方公共団体の復興計画事業の公共の用に供する施設に対し、必要があるときは「国有財産法」等の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより国有財産を関係地方公共団体に無償または減額譲渡または貸付をすることができるとした(第13条)。こうして復帰直後の権利関係の調整のみならず、小笠原の復興計画に国有財産も必要なかぎり利用されることとなった。

〔注〕

- 1) 「小笠原群島所在財産調」(昭和41年3月31日現在)(大蔵省資料Z26-91)。
- 2) 大蔵省資料Z26-91。
- 3) 「小笠原群島への第1回調査団派遣について」(昭和42年11月20日国有財産局総務課)(大蔵省資料Z26-91)。
- 4) 「小笠原諸島調査計画書」(昭和43年5月6日国有財産局)(大蔵省資料Z26-90)。
- 5) 大蔵省資料Z203-217。
- 6) 「小笠原群島復帰に伴う5人委員会の要望」(昭和43年1月12日文書課より連絡)(大

蔵省資料Z26-91)。

- 7) 「硫黄島摺鉢山山頂に所在する米軍戦勝記念碑の取扱いについて」(昭和43年3月13日国有財産局)(大蔵省資料Z26-90)。
- 8) 大蔵省資料Z26-90。
- 9) 「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(案)について」(昭和43年4月1日国有財産局国有財産第1課)(大蔵省資料Z26-90)。
- 10) 「小笠原諸島に所在する国有財産の台帳価格について」(日付なし、国有財産局国有財産第1課)(大蔵省資料Z26-90)。
- 11) 「小笠原所在国有財産の当面の処理手続きについて」(昭和43年4月1日国有財産局国有財産第1課)(大蔵省資料Z26-90)。

3 沖 縄 諸 島

(1) 復帰にともなう国有財産処理方針

沖縄所在の公有地(国有地および県有地)は1948年4月7日の「財産管理に関する布告」(第7号)第2条により、米国民政府が管理するところとなった。この布告の公布後講和条約第3条により、米国民政府に日本政府の国有財産の管理権限が規定されている。国有財産台帳に登載されている昭和17年3月31日現在の国有財産は、大部分土地である。これらの国有財産のほか、台帳に登載されない公共物や土地以外の建物・国有林野事業特別会計所管の立木もある。これらもすべて米国民政府管理下にあった。大部分の土地と立木の全部は国有林野事業会計の企業用財産であり、1962年の高等弁務官指令第2号により、琉球政府が米国民政府の委任を受けて管理していた。民政府の資料による国有財産は公共物、旧軍財産も含まれていた。旧軍財産には昭和18年度以降の旧陸海軍による軍用地の取得によるものがあり、それは沖縄本島のみならず、多くの離島に及んでいた。そのほか戦後新たに取得された国有財産として、沖縄北方対策庁沖縄事務所所属財産の土地建物、科学技術庁所属財産の宇宙開発推進本部の土地建物および工作物があり、これらを合計すると、土地3億7841.6万平米、立木463.9万立米、建物延べ4.7万平米となっていた。¹⁾国有林野事業特別会計所管の林野以外には、一般会計所属の国有地は米軍基地として那覇飛行場用地13万平米、那覇市内の米軍家族住宅用地等1.7万平米等となっていた。そのほか米国民政府が掌握している国有地として、旧軍財産、公共物等もあるが、旧

軍財産は国有財産台帳に未登録であった。この国有財産の状況を調査するため、44年3月に第1回調査団を派遣して現地調査を行った。さらに44年度以降、台帳登録国有財産の現状、台帳未登録財産の有無およびその現状、貸付その他の権利設定状況、アメリカの投資財産の現状、庁舎建設等に関する事項の調査をすすめた。²⁾

沖縄諸島のなかで、宮古群島、八重山群島の登記簿は戦災がなかったため無傷で残り、そのまま民政府のもとでも登記簿として継続されていたが、沖縄群島の登記簿は戦災で消滅してしまったため、1951年6月13日の「土地所有権」(布告第8号)で、沖縄群島について、土地所有権確認作業を行い、これにより土地所有権証明書を発行し、その謄本を登記所に送付し、所有権の保存登記を行った。しかしこの土地所有権証明書も、調査時点での資料の不足、測量技術の不備のため正確な位置と面積が確認されているとはかぎらない。また戦後の混乱期に従来の所有権とは関係なく道路が設置され、住宅が建設されたため、従来の地形区画の復元図を描くのはきわめて困難となっていた。³⁾ こうした国有財産の復帰にともなう管理の引継ぎについては、理財局内での考えによれば、昭和17年の国有財産台帳と民政府管理台帳との照合、後者に基づく国県有地別の現場調査、国有地については大蔵省所管普通財産として一括引継ぎと各省庁への所管換え、民政府が国県有地を貸し付けているものの処理、アメリカからの承継資産の適切な引継ぎ、管理およびその処理等を行うものとされた。⁴⁾

さて日本政府の沖縄復帰対策の包括方針として、昭和43年11月5日の閣議決定「日本本土と沖縄との一体化に関する基本方針について」がまとめられ、⁵⁾ 復帰に備え44年度以降3カ年間で本土との一体化を完了するものとされた。そして44年11月21日の佐藤総理大臣とジョンソン大統領との日米首脳会談で、47年中に沖縄の施政権が返還されることとなった。そして45年3月31日に「沖縄復帰対策の基本方針」(閣議決定)をまとめた。⁶⁾ それによれば、復帰対策として政府が行うもののうち、公有財産およびアメリカ資産の引継準備があり、この業務を主管する行政機構として45年5月1日に「沖縄・北方対策庁設置法」(昭和45年法律第39号)が公布され、同日施行された。そしてこの対策庁が中心となって、45年11月20日に「沖縄復帰対策要綱」(第1次分)(閣議決定)がまとめられた。⁷⁾ この第1次要綱は沖縄住民の生活に直接かかわりの深い事項をと

りまとめた。続いて46年3月23日に「沖縄復帰対策要綱」(第2次分)(閣議決定)がまとめられた。⁸⁾ それによれば国有財産にかかわる琉球政府の関係機関の処理として、大衆金融公庫、琉球開発金融公社、琉球政府産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計の業務を引き継ぎ、沖縄振興開発公庫を設置する。そのほか国有財産に関連するものとしては、明治42年勅令第32号に基づき沖縄県に貸し付けた国有林野は従前と同様の条件で沖縄県に貸し付ける、沖縄の「森林法」により貸し付けられている国有林野については原則として復帰後一定期間、従前と同一の条件で貸付を継続する、西表島等における開拓地については、国有林野事業に著しく支障を生じないかぎり譲渡するなど定めた。

その後、昭和46年6月17日に「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和46年条約第2号)が調印された。そのうちの国有財産に関連する条項として、琉球電力公社、琉球水道公社および琉球開発金融公社の財産は、協定発効とともに日本政府に移転し、これら公社の権利および義務は日本政府が引き継ぐ(第6条第1項)、その他のアメリカ政府財産で提供財産となるもの以外のものは、同様に日本政府に移転する(同第2項)、アメリカ政府が埋め立てた土地並びに取得した土地も日本政府財産となる(同第3項)、これら移転される財産に加えられた変更に対してアメリカ政府は補償する義務を負わない(同第4項)、これらの資産の移転でアメリカ政府が復帰後に雇用分野等で余分の費用を負担することとなるため、5カ年に3億2000万ドルをアメリカ政府に支払う、そのうち1億ドルを協定効力発生の日から1週間以内に支払い、残りを4回の均等払いとする(第7条)。そして同日にこの協定に関して合意された事項についての了解として、第6条第2項の規定により日本政府に移転される財産としては、①那覇空港施設、②行政用建築物(那覇の裁判所庁舎、那覇の英語センター、那覇等5カ所の文化センター、那覇の琉球政府庁舎、民政府の八重山庁舎、民政府の宮古庁舎)、③道路9路線、概算計200キロ、④空港関連航空保安施設、⑤航路標識、⑥那覇ホイール地区並びに那覇空軍・海軍補助施設および渡嘉敷陸軍補助施設地区の日本政府による使用のため開放される部分にある設備、とするものとされた。46年9月3日に「沖縄復帰対策要綱」(第3次分)(閣議決定)がまとめられた。⁹⁾ このうち国有財産に関係するも

のとしては、沖縄の振興開発計画に基づく事業で、公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産を関係地方公共団体等は無償または減額で譲渡し、または貸し付けることができる、沖縄県所在国有財産で21年1月28日まで沖縄県で事務等の用に供していた公用財産であったものについては、これらの用途に供する場合は沖縄県に譲与または無償で貸し付ける、米国民政府が貸し付けている国または県の所有に属する不動産については、原則として復帰後1年間は従前と同一条件で貸し付ける、アメリカから引継ぎを受ける行政用建物のうち、沖縄県または市町村において管理することが適当なものは、当該地方公共団体に譲与する、などが規定された。以上の方針に基づいて、第67国会に法案が提出され、可決され、46年12月31日に「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(昭和46年法律第129号)、「沖縄振興開発特別措置法」(昭和46年法律第131号)および「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」(昭和46年法律第132号)が公布された。このうちアメリカ資産の承継以外の国有財産に関する規定は、昭和46年法律第129号では、国有財産の管理処分の特例として、国有財産のうち返還協定に基づき、アメリカから譲渡を受けた財産で公用または公共の用に供される財産については、関係地方公共団体に対し無償または減額で譲渡し、または貸し付けることができる(第90条第1項)、国有財産のうち社寺等に無償で貸し付けていた財産については、当該社寺等が宗教法人となったときは、その宗教法人に無償または減額で譲渡することができる(同第2項)、国有財産のうち琉球政府、沖縄の市町村その他の法人または個人が使用し、または収益することを認められている財産で、国が引き続き使用または収益させるものについては、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用または収益させることができる(同第3項)とされた。昭和46年法律第131号では、国は関係地方公共団体等が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要あるときは、国有財産を関係地方公共団体等に対し、無償または減額で譲渡し、または貸し付けることができる(第9条)とされた。以上の暫定使用、無償もしくは減額譲与、貸付等の規定は、奄美、小笠原の返還の際の法律とほぼ同様である。以上の返還協定と法律の整備を経て、沖縄の国有財産が日本政府の管理下に戻ったが、アメリカ側資産を承継した分もあるため、国有財産の異動がかなりみられた。歳出

をとともなわない増加として、帰属と出資が含まれているが、この歳出には、返還協定第7条による対米支払を含まない。そのため後述の対米資産承継は、帰属もしくは出資に計上されていた。対内的移動の整理上の増加に含まれる新規登載の多くは、旧陸海軍による、土地の取得分の国有財産台帳への登載にとともなうものである。沖縄における旧陸海軍により戦争末期に取得された土地のうち、旧軍未登記財産は少ないようであったが、沖縄復帰後には戦争中に取得された旧軍財産の返還要求が相次ぐこととなった。

(2) アメリカ資産の承継

大蔵省がアメリカ側と交渉した際に、在沖縄の米軍・米国民政府等の資金による投資により形成された資産に関する承継方式が問題となった。この資産承継問題については、アメリカは日本政府に買取請求を行ってきた。返還交渉の進行している段階で、形式的にアメリカ側に承継資産の所有権があるとみられている資産としては、次のものがあった。ガリオア資金や民政府の一般資金で設置された資産として、琉球銀行(1948年5月4日米国民政府布告第1号「琉球銀行の設立」により設置、51%出資)、琉球開発金融公社(前身は1950年設置の琉球復興金融基金、1959年9月30日高等弁務官布令第25号「琉球開発金融公社の設立」により設立)、琉球電力公社(1954年2月26日米国民政府布令第129号「琉球電力公社の設立」により設置)、琉球水道公社(1958年9月4日高等弁務官布令第8号「琉球水道公社の設立」により設置)、そのほか石油配給基金がある。これら一般資金所属資産のほかに、行政上の構築物として、琉球行政府建物、裁判所建物、視聴覚研究所(英会話センター)、自動車操作所の建物、文化センターがある。このほか道路、航行援助施設、通信施設が買取請求の対象となっていた。また公有水面を米軍が埋め立てた造成地も承継資産の対象となった(表2-3)。

これらの承継資産のうち、後述の琉球銀行株式は証券市場での処分、日本政府の承継資産の対象から除外され、それ以外の返還協定第7条による日本政府の承継した資産は合計1.75億ドルと算定され、そのほか沖縄米軍基地からの核兵器撤去費用70万ドル、その他の軍労務者に対して復帰後に直接雇用から間接雇用へ切り替えることにとともなう費用増大分0.7億ドルがあり、これら合計が、3.2億ドルとして、協定による対米支払債務となった。アメリカからの承

表 2-3 米国民政府一般資金の構成 (1968年6月現在)
(単位:1000ドル)

流動資産		
現金	金	4,094
利息	息	89
計		7,182
投資		
全額出資法人		
琉球開発金融公社		46,170
琉球電力公社		25,998
琉球水道公社		27,146
51%出資法人		
琉球銀行		4,080
その他投資		
石油配給基金		58
計		103,451
固定資産		
石油施設		2,913
資産総計		113,547

(出所)「米国民政府の一般資金の構成について」(日付なし)(大蔵省資料)。

継資産の評価の基準日をアメリカの会計年度の関係から昭和45年6月30日とし、固定資産は再調達費用を算出し、そこから減価償却を差し引くことで、現在価格を算出する方式をとった。そのほか返還の日までの営業等による増減を加味して、算出することとなった。それにより返還時点でのアメリカからの承継資産は1.78億ドルと算出されたが、この評価額を丸めて1.75億ドルとし、その他の支払額と合算して、返還協定に基づきアメリカ側に支払うこととなった。¹⁰⁾以下、沖縄におけるアメリカ資産の処理のいくつかの事例について言及しておく。

琉球銀行

沖縄におけるアメリカ資産のうち、琉球銀行については、民政府所有の琉球銀行株式の売却により、資産処分した。昭和47年2月19日に民政府所有の株式114.7万株の額面1株1.5ドルを2.65ドルで売り出すことを公告し、同年3月1日から7日の間に、琉球銀行窓口で売払処分された。そしてこの購入申込みは

4.5倍となった。¹¹⁾好評のうちに売払処分が行われ、琉球銀行株式は復帰前にアメリカ資産から処分された。株式売却により、政府の民政府資産承継の対象外となった。

琉球電力公社

沖縄の電力供給は米軍の戦後建設した発電設備からの余剰電力の供給を受けることから始まり、その電力の配電会社として昭和28年以降、沖縄配電等5社が設置され、一般市民に供給され、そのほか発電および卸売りの電力業として29年に琉球電力公社が設置された。この公社から配電会社に卸すほか、一部離島と大口顧客や琉球政府等に直接販売し、40年以降は米軍に直接販売することとなった。¹²⁾この沖縄電力公社設立時(29年2月26日)の出資は、米軍がガリオア資金によって建設した牧港発電所および関連送電施設で現物出資したといわれている。その評価額は715.1万ドルであり、この金額が29年6月30日の資本金とされている。先の布令「琉球電力公社の設立」によれば、公社の収入および支出は基金を設定して、この基金を通じて行われると規定されているが基金は設定されておらず、また公社が解散した場合には債務支払後に生ずる残額すべてが、民政府一般資金に納入されることとなっている。¹³⁾

琉球電力公社の昭和46年6月30日の資本金は1540.6万ドル(民政府一般資金・経済開発資金からの出資)、利益剰余金2605.4万ドルであり、そのほかアメリカ財務省からの長期借入金964.2万ドルがあった。¹⁴⁾この琉球電力公社の復帰後の処理として、すでに5配電会社は統合する意向を示していたが、当初の通産省の考えでは、民営の発電配電一貫の会社が琉球電力公社の資産を取得し、その譲渡価格に応じて15~30年の長期延払いとし、その間無利子とするというものであった。¹⁵⁾その後、通産省は民営化するためには資産の無償譲渡が必要と判断したため、次のように方針を転じた。それは政府は琉球電力公社の資本金と剰余金に係る国の債権を放棄する、公社の債務(財務省債務、建設工事未払金債務)は国が肩代りし、その元本について15~20年で無利子で返済する、税制上の優遇措置を講ずるというものであった。¹⁶⁾

大蔵省でも経営形態では民営がふさわしいとの意見でほぼ一致をみていたが、理財局では通産省の提案を検討したうえで、昭和46年7月に方針を検討し

た。¹⁷⁾ それによれば、処理案としては、①民間会社に対して有償で払い下げる、ただし5年間据置きの長期延払いを認めるが、一定額以上の利益が出た場合は繰上償還を求める、②特殊法人(株式会社・民間出資)を設立し、公社の事業を無償で引き継ぐ、特殊法人については配当制限等の措置を講ずる、③県に無償譲渡し、県営として公社の事業を引き継ぐ、④国は公社資産を民間会社に管理委託し、公社債務を承継させ、債務に見合う公社資産を譲与する、このように民間会社への無償譲与は認めがたいと判断していた。しかし主計局の意見では、¹⁸⁾ 通産省の意向をいれて、本土同様に発送電一貫の民営形態とする、民営以外の形態としては国営・公営・特殊法人の形態が考えられるが、民営以外はいずれも親方日の丸的な経営となり、長く国の助成に期待される危険がある、また収支改善のため電力料金を引き上げる際に、民営以外の経営形態では抵抗が強まろう、このように考えていた。

他方、沖縄・北方対策庁の考えとしては、¹⁹⁾ 復帰時に配電会社を統合することができなければ、民営電力会社とするまでの暫定措置として、①県営、②電源開発会社、③新設法人(国有民営・県有民営・公益法人)が考えられるが、①は資産の無償譲渡は可能であるが、電力公社負債の引継ぎに抵抗が予想される、職員の身分の切替えがむずかしい、電力事業経営の経験がないなどの難点がある、②は法律の改正ですむが、沖縄の電力事業の赤字を本土の電力会社へしわ寄せするのは好ましくない、③は国有民営の場合には資産譲渡・税制上の特別措置は容易である、県有民営の特殊法人の前例はなく難点がある、などと検討された。しかし理財局ではまだ完全に民営化する場合には難点があるとみており、次の2案を検討していた。すなわち第1案、県に無償譲渡し、県営として公社の事業を引き継がせるか、または県から民間会社に貸し付ける、第2案、政府出資の特殊法人(株式会社)を設立し、これに公社の事業を引き継がせる、以上の検討を行ったが、第1案では県営とすると赤字企業を引き受けさせることとなり、将来にわたり国の財政援助の約束をさせられる可能性が強い、民間に貸し付けるとすると電力公社債務の処理がむずかしい。第2案では後年特殊法人に対し政府の追加出資を要求される可能性が強い、電力料金引上げの場合に民営以上に抵抗が強くなる、²⁰⁾ このようにみていた。

最終的に第67国会に提出する「沖縄振興開発特別措置法案」に沖縄電力に関

する条項を盛り込む必要があることから、昭和46年9月20日に「沖縄振興開発特別措置法中沖縄における電気事業の振興に関する規定(案)」で、政府出資の特殊法人とする方針が固まり、新設される沖縄電力会社に現物出資することとなった。²¹⁾ そして特別措置法によれば、第5章として「電気事業のための特別措置」を設け、沖縄電力株式会社の規定を設けた。それによれば、沖縄の電気事業およびこれに付帯する事業を営むことを目的とし(第31条)、政府は予算の範囲で出資でき(第32条第2項)、政府以外の株式に対し10%の配当に達するまで、政府保有株式に配当する必要がない(第35条第1項)というものであった。旧琉球電力公社からの引継資産は4490万ドルと算定された。それを47年5月15日現在で算定すると4500万ドル余となる。それを評価額として確定して、復帰にともなう円ドルレート305円で換算して沖縄電力会社に出資した。こうして沖縄電力会社は特殊法人として47年5月15日に資本金147.28億円で設置された。そのうち政府出資は147.26億円(うち一般会計137.26億円、産業投資特別会計10億円)であった。国のほか一部地元沖縄県からの出資がある。

琉球水道公社

沖縄の水道施設は戦災で全壊し、戦後米軍により水道施設が基地とその周辺に整備された。そのほか那覇市の水道施設として、米軍がガリオア資金100万ドルを投じて設置し、昭和28年12月21日に工事完了した施設は那覇市に譲渡された。アメリカの4軍はそれぞれ独自に水道施設建設に乗り出したため、その非効率が目立ち、そのため沖縄本島の上水道の運営・管理は米国陸軍が全面的に行うこととなった。そして33年9月4日の高等弁務官布令で琉球水道公社が設立され、上水道の卸売りを開始し、琉球水道公社は米国陸軍の浄水施設から上水の供給を受け、それを市町村と分水協定を結び、18市町村に水道を供給していた。この琉球水道公社の事業資金は、米国民政府の一般資金、アメリカ議会による割当資金および公社の利益剰余金よりなっていた。²²⁾ その後沖縄返還が決まると、軍関係の水道施設を水道公社に移管することとし、47年1月1日より水道公社に移管され、それ以後は米軍は水道公社から上水を購入することとなった。²³⁾ この琉球水道公社資産は、沖縄返還後は沖縄県に譲渡することとなった。琉球水道公社の資産には貯水池や送水管、浄水設備等があるが、返還

前に工事未了のダム等の資産もあり、復帰前の工事完了が不可能と見込まれた。復帰の際にアメリカ側から引き継ぐ資産が実物資産であるとみなされたため、工事未了の財産の引継ぎが国会で問題となった。²⁴⁾ このダム工事に対しては、アメリカ側がその建設資金を工事完了までの予算として拠出する旨の約束をとり、引継資産には工事完了とみなし、その実物資産としての評価額をアメリカ承継資産とした。このアメリカからの承継資産額は4730万ドルとなった。²⁵⁾

琉球開発金融公社

琉球開発金融公社は昭和34年10月1日の高等弁務官布令により、民政府の補助機関として設置された。25年4月10日の布令「琉球復興金融公庫の創設」(布令第4号)により琉球復興金融公庫が設置された。その資本金として琉球列島軍政長官より琉球復興金融基金が設置され、その基金が公社の前身であった。この基金の34年12月31日現在の残高(資本金2025.7万ドル、利益剰余金448.3万ドル)の合計2474.1万ドルが琉球金融公社設立時の資本金となった。当初の基金への出資財源としては、ガリオア資金、民政府一般資金等が投入された。²⁶⁾ 琉球開発金融公社はその解散の際に、資本金が民政府一般資金に吸収されると布令で規定されていた。その後も民政府一般資金からの出資が続き利益剰余金も増大し、琉球開発金融公社債による資金調達も行い、そのほか公法第480号に基づく米国余剰農産物売上資金としての米国商品融資公団からの借款も行った。こうした琉球開発金融公社の45年6月30日の貸借対照表によると、民政府からの出資金2700.8万ドル、利益剰余金2444.3万ドル、米国商品融資公団借款債務669万ドルとなっており、これらが対米債務となるものである。²⁷⁾ これを返還の日までの債務として積み上げると5790万ドルとなる。これが対米承継資産であった。返還後は琉球政府の融資会計の資産を統合して、琉球開発金融公社資産を沖縄復興金融公庫に出資した。

文化センター

文化センターは米国民政府の広報局文化事業部の管理に属していた。文化センターは那覇(昭和22年5月21日設立、建設費15万ドル)、石川(22年4月19日設立、3万ドル)、名護(22年11月11日設立、5.4万ドル)、平良(27年7月設立、4万5560

ドル)、石垣(27年2月14日設立、4万7980ドル)の5カ所に設立され、文化センターの建設資金は米国陸軍の資金から拠出された。運営費は設立以来民政府より交付されていた。ただしこれには従業員の給料は含まれていない。沖縄の返還が確定したのち、この文化センターに対する民政府の直接的な資金交付および民政府による運営は、那覇文化センターを除き、昭和45年10月19日で打切りとなる見込みであったが、その活動継続の要望が強いため、アメリカ会計年度の1971年度末まで、高等弁務官の各自治体に対する特別援助金の一部が振り向けられることとなり、存続されることとなった。²⁸⁾ そして46年6月末までに民政府と那覇を除く各自治体との間に管理および引継ぎの合意書が取り交わされ、7月1日付で各市当局により運営されることとなった。²⁹⁾ この文化センターは沖縄復帰後、各自治体に譲与される見込みとなっていた。理財局国有財産総括課としても、47年4月25日の「文化センターの処理について」で、当該地方公共団体に譲与する方針であった。ただし、那覇文化センターについては沖縄県史編集審議会が沖縄県資料館として譲渡を受けたいと要望しており、³⁰⁾ 那覇市の譲与要望と併願となった。そのため理財局としても両者の調整を期待し、最終的に那覇市に譲与された。

英語センター

昭和38年8月6日の民政府布令「英語センター設立」(第19号)で、38年3月18日に那覇市に設立され活動を開始した沖縄英語センターは民政府の一機関であった。そして教育機関等の英語教育を行った。この運営費として39年度より46年度まで合計63.4万ドルが支出された。そのうち46年度は民政府一般資金よりの割当であった。³¹⁾ この英語センターの運営に関して46年6月25日にその管理権の引取りを、琉球政府が民政府に求め、³²⁾ 同月28日にその無償貸与が認められた。³³⁾ そして英語センターは46年7月1日より沖縄教育研修センターとして琉球政府文教局の下部機関として活動することとなった。しかしその後、文教局の財政上の事情により46年11月1日より閉鎖することとなった。その後復帰にともなう措置として、英語センターの処理に関し沖縄県に譲渡する場合の条件が検討され、理財局としては次のように回答した。沖縄で教育・学術または文化に関する事業の用に供することを条件に、沖縄県に譲与する、この場合

は譲与契約の内容として用途指定を付し、これに違反した場合には当該契約を解除することがある、沖縄県が英語センターの事業を財団法人に委託して行うのもさしつかえない。³⁴⁾ 結局こうした条件を付して、英語センターは沖縄県に譲渡された。文化センター・英語センターの承継資産額は、その他の庁舎等を含み約100万ドルと算定された。

道路構築物

沖縄の基地外道路は米軍と沖縄住民が共用しているが、これらの道路は当初はガリオア資金で建設された。それは約685万ドルと見積もられている。それ以外の道路はすべて純軍事費をもって建設されたものであり、その維持・改良・管理はすべて沖縄米軍が行っていた。ガリオア資金により建設された道路もその後の改良・維持の工事で、その現存価値は橋梁を除けばほとんど残っていなかった。道路のほとんどは私有地であり、主要幹線の私有地にある面積は3平方キロメートルで、これに対して米軍から年間約36万ドルが借地料として支払われていた。この主要幹線については米軍から琉球政府に対し、管理を移管したい旨の打診があったが、琉球政府は財政上および交通管理の理由でそれを断ってきた。³⁵⁾ 44年10月に入手した琉球政府の調査による軍道路資産は、軍道・軍営繕道合計18路線、合計延長21.2万メートル、面積合計260.1万平米、価格合計1923.6万ドルというものであった。³⁶⁾ 47年になり道路の引継ぎの準備を開始した。道路のような償却資産の評価は、現在価格を評価する場合に困難な面があるが、最終的に道路の資産承継額は1460万ドルとなった。

その他の施設

その他行政的施設としては、次のようなものがあった。那覇空港の返還される空港施設960万ドル、沖縄各地の米軍により建築された灯台等の航路標識30万ドル、航空保安施設50万ドルおよび渡嘉敷島にある陸軍補助施設190万ドルが、アメリカからの承継資産として計上された。そのほか米軍による公有水面埋立てによる土地造成は88万平米あり、これも承継資産に含まれたようである。³⁷⁾ こうしたアメリカからの承継資産は復帰と同時に、一括大蔵省所管普通財産として引き継ぎ、必要なものについては運輸省・建設省等の所管の行政財

産に所管換えした。沖縄返還協定によれば総額3億2000万ドルをアメリカに承継資産の対価として5年間で支払うこととなっていたが、昭和47年度には沖縄返還協定特別支出金308億円が大蔵省所管一般会計予算に計上されている。³⁸⁾ 以後も対米支出金が昭和51年度まで計上されて、沖縄返還にともなう対米債務支払は完了した。

〔注〕

- 1) 「沖縄関係」(昭和44年8月理財局)(大蔵省資料Z202-10)。
- 2) 同上。
- 3) 梶崎泰昌「沖縄の土地事情」(『財政金融統計月報』第230号, 昭和46年2月), 3-4ページ。
- 4) 前掲, 「沖縄関係」。
- 5) 大蔵省資料Z203-226。
- 6) 大蔵省資料Z203-244。
- 7) 大蔵省資料Z203-253。
- 8) 大蔵省資料Z205-178。
- 9) 大蔵省資料Z203-268。
- 10) 小幡琢也「昭和46~48年の国有財産行政」(昭和55年4月30日)(大蔵省資料Z108-8-2)。
- 11) 「民政府保有のりゆう銀株式の売却」(昭和47年3月9日高瀬大使発本省宛)(大蔵省資料)。
- 12) 「沖縄の電気事業について」(昭和46年4月10日通産省公益事業局)(大蔵省資料)。
- 13) 「琉球電力公社について」(日付なし)(大蔵省資料)。
- 14) 「琉球電力公社の1971年度決算資料について」(昭和46年10月5日)(大蔵省資料)。
- 15) 前掲, 「沖縄の電気事業について」。
- 16) 「琉球電力公社の復帰後の処理について」(昭和46年7月20日前田審議官室)(大蔵省資料)。
- 17) 「琉球電力公社の復帰後処理について」(昭和46年7月1日理財局国有財産総括課)(大蔵省資料)。
- 18) 「沖縄電気事業に対する措置について」(昭和46年7月7日主計局通産1・2係)(大蔵省資料)。
- 19) 「沖縄電気事業体制について(検討メモ)」(昭和46年7月8日沖縄・北方対策庁調整部)(大蔵省資料)。
- 20) 「琉球電力公社の復帰後の処理案」(昭和46年7月29日理財局国有財産総括課)(大蔵省資料)。
- 21) 同上。
- 22) 「沖縄の水道」(昭和45年1月)(大蔵省資料), 山口健治「琉球文化会館設立時の出資関係について」(昭和44年7月30日)(大蔵省資料)。

- 23) 「軍関係水道施設の水道公社移管について(追)」(昭和47年1月7日前田審議官室(大蔵省資料)).
- 24) 質問に対する、福田赳夫外務大臣、小幡理財局長の答弁(『第67回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録』第11号(昭和46年12月9日), 18ページ, 第12号(昭和46年12月11日), 46-48ページ, 第13号(昭和46年12月13日), 36-39ページ).
- 25) 前掲, 小幡琢也「昭和46~48年の国有財産行政」.
- 26) 「琉球開発金融公社に関する調査報告」(昭和44年8月2日沖縄事務所)(大蔵省資料). なお琉球開発金融公社の復帰後の沖縄復興金融公庫への承継については、本巻「政府関係機関」編を参照.
- 27) 琉球開発金融公社「年次報告書」(1970年度)(大蔵省資料).
- 28) 「準備委員会に提出するための中間報告」(昭和45年10月)(大蔵省資料).
- 29) 「代理会議」(昭和46年7月2日高瀬大使発外務省宛電報)(大蔵省資料).
- 30) 「沖縄県資料館として那覇琉球文化会館施設を譲渡していただきたいことについて(要請)」(昭和47年4月7日沖縄県史編集審議会)(大蔵省資料).
- 31) 「英語センターについて」(昭和47年4月15日前田審議官室)(大蔵省資料).
- 32) Choby Yara, Chief Executive, Government of the Ryukyu Island, Request for Free Use of the Building, Facilities and Equipment of the English Language Center, 25 June 1971(大蔵省資料).
- 33) B. T. Falis, Acting Civil Administrator, USCAR, to Yara, letter(大蔵省資料).
- 34) 「英語センターの処理について」(日付なし, 理財局(と思われる)), 英語センターを沖縄県に引き渡す場合に付す条件についての昭和47年4月12日に外務省宛の高瀬大使からの問合せに対する回答と思われるので、47年4月と思われる(大蔵省資料).
- 35) 「米国政府関係の在沖資産(軍道など)について」(昭和44年12月琉球政府)(大蔵省資料).
- 36) 「軍用道路資産額(琉球政府試算)について」(昭和44年11月17日)(大蔵省資料).
- 37) 前掲, 小幡琢也「昭和46~48年の国有財産行政」.
- 38) 「琉球諸島および大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」第7条により特別支出金をアメリカに支払うこととなった(財政調査会編『国の予算』昭和47年度, 436ページ).

第8節 提供財産

1 行政協定・地位協定による提供財産

「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」(昭和27年4月28日条約第6号)に基づき、同日に「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定」が公布された。それにともない、昭和27年4月28日の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」(昭和27年法律第110号)が公布され、米軍に接収されている国有財産は提供財産に切り替えられた。この法律によれば国有財産を米軍に無償で使用を許すことができ(第2条)、当該財産が返還された場合にはその原状回復またはこれに代わる補償の請求を行わない(第3条)、この米軍に使用を許した国有財産について、他の者に使用または収益を許すことができる(第4条第1項)、特別会計に属する国有財産を米軍に使用を許す場合に、当該財産は一般会計に所管換えもしくは所属替えをし、または一般会計の使用として整理する(第6条)。この法律は条約の効力発生の日より施行された。

講和条約発効後の新規施設等の提供が減少したため、提供財産は管理が主体となった。提供財産の管理を行う管財局では提供財産となったものの施設および区域について、そこに動産(国有機械)が含まれている場合にその使用が無償となるかが問題とされた。¹⁾この検討がなされた結果、その使用は無償とされた。しかし提供財産として米軍に使用を認めているもののうちにも、行政協定の具体的な運用について、日米双方に問題が発生していた。これらの問題点については外務省と協議して日米合同委員会に諮り協議を続けた。しかし次の諸点については、双方で合意に達することなく続いた。すなわち、①提供工場施設、②機械、タンク車、船舶およびブイ、③日米共同使用施設、以上である。①については、在日米軍の専用の請負業者がサービスを提供している工場は、日本政府はこの業者に将来とも米軍にサービスを提供することを条件に貸付をする形で米軍側と交渉を続けてきた。日米合同委員会工場分科会で民間所有の

工場についてのみ日本側の主張を認め、これを合同委員会に諮ったが、民間工場、国有工場の両者についても合意が成立しなかった。②については、これらの米軍が使用中の物件は行政協定第2条第1項の「当該施設区域の運営に必要な現存の設備備品及び定着物」に含まれがたいものとして、日米合同委員会で交渉していたが、米軍側はその範囲に含まれるものと主張し合意に達していなかった。③については、在日米軍使用施設で、空港等について民間航空会社等が使用しているものについては、その使用について大部分が、日米双方に合意されていなかった。そのほか工場以外にも米軍側が提供財産として使用を求めている施設および区域があるが、日米双方で合意をみていないため留保している施設があり、昭和30年3月で33カ所が提供留保されていた。²⁾ただし現実には27年2月28日の「ラスク特別代表から岡崎国務大臣あての書簡」、岡崎国務大臣からラスク特別代表あての書簡により、日米合同委員会で提供財産としての合意をみるまでの期間についても、条約の効力発生後の90日以内に合意が成立しない場合もその継続使用が認められており、事実上は米軍が使用中となっている。

「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」(昭和29年6月1日条約第12号)が公布され、その第5条に基づき国連軍に対してその必要とする施設等の財産の使用を認めることとなるが、それにより呉地区における港湾施設の一部等を貸し付けることとなった。協定締結前に大蔵省と外務省との間で、国連軍使用中の国有財産の使用料を無償とするか有償とするかで議論が行われた。そのほか、大蔵省としては呉地区港湾施設等については従来から平和産業港湾都市に転換するため返還を要求しており、できれば国連協定締結前に国連軍側に返還を約束するよう要望していたが受け入れられなかった。結局、国連軍に対しても基地使用については無償となった。しかしその後、国連軍の一部引揚げにともない、昭和30年6月に広範な施設の返還を行うとの予告があり、国連軍への提供財産は返還された。³⁾

普通財産のうちの提供財産の土地数量は、昭和29年度をピークとし、29年度末で1億2178.9万坪に達していた。建物は28年度をピークとし、28年度末で318.5万坪に達していた。しかしその後は提供財産の返還で減少をたどる。特に32年6月22日の日米共同声明による在日米軍の整理統合方針で、提供財産の

表2-4 普通財産の米軍への提供状況

(単位：1000坪, 1000平米, 100万円)

年度	土地		立木竹	建物		工作物	機械器具	船舶	地上権	合計
	面積	価格		延面積	価格					
昭28	106,688	1,017	80	3,185	13,335	16,472	69	18	—	30,991
29	121,789	2,424	95	3,137	15,556	19,079	97	16	53	37,320
30	112,438	30,271	287	2,967	47,493	30,438	2,016	275	53	110,833
31	112,010	25,466	293	2,680	43,487	28,764	1,957	241	53	100,260
32	76,526	21,544	281	2,234	36,834	27,696	1,889	239	53	88,535
33	64,554	23,256	235	1,823	35,343	32,052	1,783	503	53	93,225
34	47,069	24,296	232	1,539	31,575	32,894	1,578	435	53	91,064
35	50,161	55,546	264	1,394	27,199	29,421	1,191	295	55	113,971
36	50,008	57,266	280	1,348	27,453	29,766	1,109	253	55	116,181
37	50,296	57,603	278	1,322	27,124	29,309	1,086	295	55	115,751
38	49,719	52,071	275	1,289	26,705	29,846	1,072	295	55	110,319
39	49,743	52,301	263	1,282	26,666	30,008	1,067	295	55	110,655
40	163,904	122,014	237	4,158	30,715	31,653	1,049	97	55	185,822
41	165,323	121,671	242	4,138	30,708	31,806	1,003	71	55	185,557
42	164,439	123,945	241	4,143	30,938	31,787	990	71	55	188,029
43	133,820	128,529	—	4,182	31,685	—	—	—	—	160,214
44	134,517	131,904	—	3,925	30,011	—	—	—	—	161,915
45	134,548	261,295	—	3,794	33,711	—	—	—	—	295,006
46	122,245	236,161	—	3,488	32,337	—	—	—	—	268,498

(出所) 各年度「財政金融統計月報」(国有財産特集)。

大規模な返還が始まる。32年度に提供財産は急減し、その後も減少を続けた。提供財産の価格をみると、29年度末まで土地の価格は建物や工作物より低いものであったが、30年度末の評価額の改定で、土地の価格が跳ね上がり、35年度の評価額の改定で、土地の価格が最も多額となる(表2-4)。32年4月の国有財産は米軍施設の土地456件、3億406.3万坪のうち1億8585万坪、建物285.7万坪のうち255.6万坪であった。この提供財産(土地)に占める国有財産の使用形態の主なものは、演習場施設39件、2億2789.6万坪のうち1億2722.1万坪、飛行場施設39件、3618.6万坪のうち2722.9万坪、倉庫施設74件、1415.9万坪のうち1292.5万坪となっていた。この国有財産については大蔵省所管の普通財産のみならず他省庁所管の一般会計、特別会計所属行政財産を含むものである。

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約等の締結等に伴う関係法令の整備に関する法律」(昭和35年6月23日法律第102号)により、

昭和27年法律第110号は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律」に改称された。ただし法律の内容に大きな改正はない。同様に昭和27年法律第140号も「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」に改称された。

〔注〕

- 1) 「在日米軍に提供する施設及び区域について」(昭和27年10月管財局)(大蔵省資料Z201-4)。
- 2) 「日米行政協定の実施に伴う措置について」(昭和30年3月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-3)。
- 3) 「国有財産関係」(昭和29年1月管財局)(大蔵省資料Z202-3)、「国連協定第5条に基づき国連軍に使用を許す施設について」(昭和30年3月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z202-3)。

2 提供財産の返還と転活用

昭和32年6月22日の岸総理大臣・アイゼンハワー大統領による日米共同声明により、在日米軍の大幅削減方針が発表され、在日米軍の撤収が促進されることとなった。提供財産が返還される見込みとなったため、大蔵省は返還財産について各財務局に報告書の提出を求めることとなった。それ以前の提供財産の返還後の処理状況については、まとまった調査は行われていない。日米共同声明に基づき、32年6月から33年12月にかけて多数の在日米軍基地が返還された。この間に返還された92施設の内訳は、兵舎住宅施設41件、786.9万坪、飛行場10件、477.1万坪、演習場17件、3477.5万坪、工場6件、179.4万坪、その他18件、255.4万坪であった。¹⁾ その返還後の処理に関し、付議基準に達しているものについては国有財産地方審議会で審議されたほか、都心の大口の返還財産に関しては、個別の跡地処理方針を国有財産中央審議会に諮問し、その方針に従い処理された。

昭和32年12月23日の第2回国有財産中央審議会では、「旧海軍技術研究所(エ

ビス・キャンプ)の最終処理について」および「在日米軍から返還される国有財産の処理について」が報告された。後者では、日米共同声明による返還財産の処理見込み等が報告されている。そのほか国有財産中央審議会に付議された個別事案としては、33年11月12日の第5回国有財産中央審議会で、「国立劇場の敷地として「パレス・ハイツ住宅地区」の一部を予定することについて」が答申された。34年5月18日の第7回国有財産中央審議会で、「麻布及び市ヶ谷地区にある返還施設の処理について」が答申され、この旧軍財産については防衛庁、その部隊および機関の一部並びに調達庁を移転させるための施設として使用することなどが決定された。²⁾ また34年9月28日の第8回国有財産中央審議会で、「「ジェファーソン・ハイツ住宅地区」の一部を衆議院議長公邸及び参議院議長公邸の敷地等とすることについて」が答申され、さらに39年2月24日の第9回国有財産中央審議会で、「最高裁判所の敷地として、「旧パレス・ハイツ住宅地区」の一部を所管換することについて」が答申された。³⁾ 政府としても提供財産の返還を求め、防衛施設庁を通じて折衝していた。そのほか都心の提供財産の返還については、39年の東京オリンピックの会場施設の整備の一環で、キャンプ朝霞の一部と、渋谷区のワシントンハイツ地区およびリンカーンセンター住宅地区が、代替施設の提供を条件に返還された。⁴⁾

昭和43年12月23日の日米安全保障協議委員会で、アメリカ側から在日米軍基地等整理統合に関する計画が示され、その計画により日本に返還されるものとして含まれる在日米軍基地施設は53施設あり、その施設の返還については、日米合同委員会施設分科委員会の下部機構として、日米双方の事務レベルで構成する施設調整部会を設置し、この部会において具体的な協議を行い、その結果を施設分科委員会および日米合同委員会に付議して検討し、これらの基地等の施設の返還の早期処理を図った。その結果、44年12月末現在で22施設の返還が実現しており、さらに3施設の返還等が日米合同委員会で合意されている。この25施設のうち全部返還20施設、一部返還4施設、使用転換1施設で、土地数量5989.6万平米であった。45年に新たに返還となった基地施設は1施設にとどまった。これら26施設のうち大蔵省所管普通財産として引渡しを受けたものは16施設である。

昭和45年6月11日の外交防衛連絡会議において、中曽根防衛庁長官から提供

財産の防衛庁への使用転換について、次のような発言があった。在日米軍基地の今後の取扱いについてはアメリカ側と協議のうえ、今後も整理し、そのうち可能なものから自衛隊の管理に移行させていくことを基本方針とするが、防衛庁による基地自主管理の実現にあたっては、国内で反対運動等が派生する可能性があり、こうした事態に対処するため関係各省庁に、協議をしたい。こうした提供財産の防衛庁使用への転換を求めた意向に対し、大蔵大臣としても原則として異論ないが、なお検討したいとした。⁵⁾ 大蔵省としてはこうした要望に対し、国有財産の効率的活用の観点から、防衛庁には使用転換時には所管換えせずに使用承認し、その際に今後不要となった場合には大蔵省に引き継ぐことを約束させる。調査の結果、防衛庁が真に必要な部分を所管換えする、使用承認についてもそのつど国有財産地方審議会に付議する、以上の方針で望むものとした。⁶⁾

昭和48年1月26日の日米合同委員会で「関東平野における合衆国軍施設の整理統合計画」（「関東プラン」と呼ばれる）が合意をみて、関東地方の米空軍基地は今後3年間にわたり横田基地、厚木基地等に集約されることとなった。それにともない既存基地は廃止されるが、集約にともなう提供施設整備は特定国有財産整備計画で行われた。そのほか相模原市に所在するキャンプ淵野辺を49年3月を目途に返還することが合意された。こうして48年には関東地方の基地の返還が増大する。そして48年には多くの返還に慎重に対処するために国有財産中央審議会で、新たに返還財産小委員会を設置することとし、48年4月26日の第22回国有財産中央審議会で、返還財産処理小委員会の設置が決定された。⁷⁾ 当面審議の対象とする返還予定財産は、府中空軍施設、キャンプ朝霞、立川飛行場、大和空軍施設、関東村住宅地区、ジョンソン飛行場、水戸対地射爆場、キャンプ淵野辺、横浜海浜住宅地区および北富士演習場であった。

あわせて国有財産中央審議会に「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」が諮問された。この返還財産処理小委員会は、昭和48年5月17日に第1回小委員会を開催し、返還基地跡地の現状説明を行った。続いて6月14日に第2回小委員会を開催し、返還基地跡地の一部を返還後暫定的に使用させる場合の取扱いについてを検討した。その後、ジョンソン飛行場、キャンプ朝霞、立川飛行場および大和空軍施設を現地視察した。⁸⁾ この間に48年6月22日の衆議院

大蔵委員会で、「国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」として、提供財産の返還後の処理については、国民の福祉に役立つ公用・公共用に優先的に充てることを原則とし、できるだけ住民の意思を反映させ地域の再開発、住民福祉の向上等に資するように配慮するように要望が付された。⁹⁾ 48年10月12日の第5回小委員会で、「ジョンソン飛行場住宅地区跡地の一部転用について」と「東京防衛施設局のジョンソン飛行場住宅地区跡地の一部使用について」がまとめられ、10月20日の第23回国有財産中央審議会(持回り)で公園、駐車場等への転用の処理方針が答申された。¹⁰⁾ さらに48年11月12日の第6回小委員会で、横浜海浜住宅地区およびキャンプ淵野辺の現地視察を行い、12月7日の第7回小委員会で、横浜海浜住宅地区跡地の利用についてなどを審議し、49年3月14日の第24回国有財産中央審議会で、「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」として諮問したもののうち、「横浜海浜住宅地区跡地の利用について」の答申がなされた。答申によれば、全体を通じて土地の区画整理を行い、国有地の集約化を図り、都市再開発の用に充てる方向で処理することが適当であるとされた。その具体的な利用計画および処理方針については国有財産関東地方審議会で審議されることとなった。¹¹⁾

その後の経緯にも若干触れておくと、昭和51年2月6日の返還財産処理小委員会で、返還された提供財産の3分割処理方針と処分価格基準の統一方針を検討し、同年6月21日の第27回国有財産中央審議会で「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の答申を受け、大都市およびその周辺に所在する10万平米程度以上の提供財産が返還された場合に、その転活用の処理基準として、その土地を3等分して、地元地方公共団体等が利用するA地区と、国、政府関係機関等が利用するB地区および当分の間処分を留保するC地区とした。¹²⁾ この3分割答申に基づき、その後の大都市周辺の大口提供財産が返還された場合に処理が行われることとなった。

〔注〕

- 1) 「主要提供財産の返還状況とその転活用状況調査書」(昭和33年12月31日管財局)(大蔵省資料Z26-36)。
- 2) 大蔵省理財局資料。
- 3) 同上。

- 4) 同上.
- 5) 「提供財産の防衛庁への使用転換問題について」(昭和45年6月理財局)(大蔵省資料A00.0-41-10).
- 6) 同上.
- 7) 大蔵省理財局資料.
- 8) 同上.
- 9) 『第71回国会衆議院大蔵委員会議録』第42号(昭和48年6月22日), 23ページ.
- 10) 大蔵省理財局資料.
- 11) 同上.
- 12) 同上.

第9節 国有施設等の設置

1 オリンピック関連施設

(1) 国立競技場

国立競技場の用地は元来明治神宮内外苑国有境内地の一部であり、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和22年法律第53号)により、明治神宮から昭和23年4月に譲与および半額売払いの申請がなされたため、27年9月および12月の社寺境内地処分中央審査会に諮問されて、内苑については譲与20.2万坪、減額売払い1.6万坪、外苑については譲与0.5万坪、減額売払い13.5万坪とする処理方針が決定された。これに従い20.8万坪は27年12月に明治神宮に譲与されたが、減額売払分の15.1万坪は明治神宮の資金繰りの関係もあり、未処理となっていた。

文部省からアジア大会の会場用施設として国際陸上競技場を外苑内の既存の神宮の陸上競技場の所在地に建設したい旨の申し出があった。管財局としても、従来の境内地の処理方針を変更することとし、昭和31年7月13日の国有財産中央審議会第2回審査部会に「明治神宮内苑及び外苑国有境内地の処理について」が諮問され、大蔵省の原案を審議した結果、31年10月12日の第3回国有財産中央審議会で処理案を適当と認め、その旨を答申した。¹⁾ その方針は競技場敷地と道路敷地を国有財産として存置し、残余の土地を神宮に減額売払い(5割)することとした。この方針に従い処理事務を促進し、陸上競技場敷地1万7401坪および道路敷地1万9364坪、計3万6165坪を国有財産として存置し、残余の9万8318坪を明治神宮に減額売払いすることとし、31年12月15日に売買契約を締結した。こうして旧神宮陸上競技場敷地を国有地とし、新たな陸上競技場の建設に着手した。

昭和33年3月27日に「国立競技場法」(昭和33年法律第20号)が公布され、建設された国立競技場は、同法により設立された特殊法人国立競技場に、33年4月1日に現物出資され、その管理運営は当該特殊法人が行うこととなった。同

競技場は、33年5月のアジア大会の会場として利用された。さらに国立競技場はアジア大会のみならず、その後の大改修を経て、39年10月の東京オリンピックの主要会場として利用された。

(2) オリンピック選手村

東京オリンピックの招致が確定すると、その会場のほか選手村の確保が必要となる。昭和34年12月2日の「オリンピック東京大会施設大綱」では、オリンピック村については、埼玉県朝霞町のキャンプ・ドレイク南地区にオリンピック村を建設し、そこに選手約8000人とその関係者のための宿舎および共同施設の建設並びに各種練習場を整備するものとされた。²⁾しかし朝霞は主要会場からは遠く、交通に不便なことから、オリンピックを機会に都心に残る米軍施設の撤退を求めるのが望ましいと判断されたため、³⁾朝霞にかえ代々木のワシントンハイツの住宅地区米軍宿舎を利用する案が検討されるに至った。最終的にアメリカ政府にワシントンハイツの提供解除を求めることとなった。36年4月の日米合同委員会で、代替施設の確保を条件に米軍はワシントンハイツを明け渡すこととなった。選手村およびそのほかの競技施設について、36年10月24日に「オリンピック選手村等問題の処理方針」が閣議決定された。⁴⁾これにより選手村はワシントンハイツの米軍住宅を整備して利用し、オリンピック終了後は森林公園として整備することとなった。米軍人住宅の代替施設としては、調布の水耕園地域に住宅880戸とその付帯施設14.7万平米を建設したほか立川、府中等に建設し、代替住宅は計18.2万平米であった。⁵⁾これらの代替住宅の完成とともにワシントンハイツの米軍関係者の移転が完了し、ワシントンハイツは選手村として整備されることとなった。ワシントンハイツを選手村として整備するためには多くの費用がかかるため、大蔵省主計局と東京都が相談し、オリンピック終了後に森林公園として東京都に無償貸付するという条件で、選手村の施設費用として、東京都が40億円を国に支払うこととなった。ただしその後の計画の変更で東京都の負担は30億円(2年払い)に減額されている。⁶⁾こうして東京都からの資金協力も得て、ワシントンハイツはオリンピックの選手村に整備された。ただしワシントンハイツの一隅にある旧米軍の独身将校用の鉄筋住宅11棟については、東京都に渡さずに転用することとしていた。そしてオリンピ

ック終了後に、これらの鉄筋住宅は、「オリンピック記念青少年センター法」(昭和40年4月9日法律第45号)に基づき、設立された特殊法人オリンピック記念青少年総合センターに同年4月13日に現物出資され、宿泊研修施設として当該特殊法人が管理運営を行うこととなった。

(3) その他のオリンピック関連施設

オリンピック競技の水泳会場として明治公園内の旧近衛連隊跡地や新宿御苑等が候補地となっていたが、成案をみずにいた。昭和35年8月にオリンピック組織委員会は、ワシントンハイツに体育館を新設し、水泳・柔道会場および付属体育館の建設を要望した。そして35年12月に政府を通じてワシントンハイツの接收解除を求めた。先述のように36年4月の日米合同委員会で、米軍住宅の代替施設の建設を条件にワシントンハイツの接收解除の方針が示された。36年5月8日の文部省の「ワシントンハイツ屋内総合競技場建設の基本構想」では別館の建設は盛り込まれていなかったが、36年7月の「ワシントンハイツ屋内総合競技場建設協議会」が建設答申案を出し、水泳のほかバスケットボール会場の建設も計画に盛り込むとした。⁷⁾しかし先の閣議決定の前提となる関係閣僚協議会36年10月20日の方針「オリンピック関係閣僚懇談会了解事項」では水泳場のみであったため、大蔵省側は強い難色を示した。⁸⁾その結果、先述の10月24日の閣議決定となった。結局その後の折衝を経て屋内総合競技場の別館も設置することとなり、そこをバスケットボールの会場とすることとなった。建設に移り38年1月に工事の入札が行われ、2月に着工し39年8月に竣工した。この屋内競技場は特殊法人国立競技場に39年9月1日に現物出資された。

昭和15年の第12回オリンピック東京大会の会場として荒川北岸の小川を、ボートコースとして整備した。しかし15年のオリンピックは開催されぬままに、このボートコースの管理を文部省がそのまま続けていた。オリンピック東京大会の会場として、ボートコースの会場がいろいろ検討され、結局先の閣議決定で国有施設としてすでにオリンピック用として整備されていた戸田の漕艇場が正式に選定された。⁹⁾そして戸田漕艇場の建物と工作物に現物出資した。オリンピック期間中は無償貸与された。この施設も42年10月16日に特殊法人国立競技場に現物出資された。

朝霞射撃場は旧陸軍予科士官学校射撃場として建設され、戦後は米軍への提供財産(キャンプ・ドレイク)として利用され、その後は米軍と自衛隊との共同使用施設となっていた。オリンピックの開催が決まったため、朝霞駐屯地の返還を求め、朝霞射撃場をオリンピックの射撃会場とする方針となった。返還後にその会場としての整備のために、会場整備の建設予算を文部省に計上し、それを防衛庁に移し替えて工事を実施した。そしてピストルおよびライフルの競技場として整備された。この射撃場は防衛庁所管の国有財産となったが、オリンピック期間中は射撃競技と近代5種競技の射撃部門の会場として無償で貸与された。

秩父宮ラグビー場は旧女子学習院の跡地の国有地に昭和23年に建設され、28年に秩父宮ラグビー場と命名された。秩父宮ラグビー場もオリンピック施設として利用するため、特殊法人国立競技場に37年4月1日に現物出資された。東京オリンピックのサッカー競技会場と公開競技となったラグビー会場として使用された。

昭和36年6月に武道館建設議員連盟が発足し、37年1月に財団法人武道館が文部省から設立許可を受けた。8月28日に衆議院本会議において「国技の総合会館建設に関する決議案」が採択され、38年7月2日に東京オリンピックの柔道会場としての使用を申し入れた。¹⁰⁾すでにその建設が予定されている千代田区北の丸地区の整備方針については、38年5月21日の閣議決定「皇居周辺北の丸地区の整備について」で、公園とする方針が決まっていた。¹¹⁾そこへ武道館の建設が要求されており、それに対して大蔵省では38年度に1000万円の武道館建設の調査費を計上していたが、反対の意見が強かったようである。たとえば、次のような意見であった。武道館建設の補助金を38年度に予備費使用または補正予算の計上によって措置するのは法律上困難である。北の丸地区に武道館を建設することによる国有地利用上の問題として、武道館を建設することにより科学技術館と合わせると一般都市公園の法定建ぺい率の面から森林公園としての機能は一般都市公園以下となるなどの理由から、北の丸地区における武道館建設については慎重な検討が必要であるとした。¹²⁾

しかしその後も北の丸地区への武道館建設の陳情が続き、最終的に同地区への建設が認められることとなり、昭和38年度の子備費から5億円が武道館建設

費として文部省所管のオリンピック関係費として支出された。そして39年4月28日の閣議了解「皇居周辺北の丸地区の整備について」で、先の閣議決定を変更し武道館の建設を認めた。¹³⁾建築費用については、北の丸に残っていた施設の移転補償費用を含み20億円以内とし、国が10億円以内を補助することとなった。そして39年度予算で5億円が計上された。38年10月3日に建設工事に着手し、39年9月15日に竣工した。¹⁴⁾武道館は国有地の北の丸公園に建設されたため、賃借料を支払うこととなったが、オリンピック期間中に関してはその賃借料について無償とした。

オリンピックのプレスセンターとして国立競技場の隣にある日本青年館に設けられることとなっていたが、報道関係者の宿泊施設の整備が必要となった。そのため昭和37年11月13日の関係閣僚懇談会で、日本青年館の裏の国有地に日本住宅公団に住宅を建設させる方針を了承した。そして38年1月22日の関係閣僚懇談会で、日本青年館南の国有地8595平米に建設する日本住宅公団の公団住宅を、一時転用することとした。¹⁵⁾この方針のもとに工事費5.53億円を要し、196戸の7階建ての住宅として整備された。¹⁶⁾これがオリンピックの期間のプレスマン・ハウスとして利用されることとなった。

日本放送協会は東京都港区のハーディーバラックスの土地建物を、東京大学生産技術研究所・同物性研究所および日本学術会議とともに譲渡を受け、残りの部分は公園用地として確保する方針が、昭和34年3月9日の第20回国有財産関東地方審議会で決定をみていた。¹⁷⁾そして同協会はこの地に移転する方針で、この契約交渉が進んでいた。ところがワシントンハイツの返還が決定すると、同協会はそこに同協会の移転用地の要求を提出した。そのため管財局としては、港区の国有地の同協会への売払い交渉をとりやめ、ワシントンハイツの一部を同協会に譲渡する方針を固めた。¹⁸⁾そして同協会と交渉の末に、旧代々木練兵場所属の土地1.8万坪を放送センター用地の用に供するため随意契約で売り払い、同協会に売り払った旧近衛歩兵第7連隊所属財産(土地9980坪)を返還させ、それを東京都に森林公園の用に供させるため無償貸付し、目黒区駒場の旧前田邸所属の土地9771坪等も森林公園とするために同様に無償貸付することとなった。¹⁹⁾以上の方針で望むこととなったが、すでに36年10月24日の先述の閣議決定で、ワシントンハイツはオリンピック終了後は森林公園として転用する方針

が決まっております。同協会に譲渡するためには閣議決定の変更が必要であった。そのため38年3月29日の閣議決定「ワシントンハイツ地区の土地の一部を日本放送協会放送センター用地に提供することについて」で、閣議決定を修正し同協会に譲渡する方針を正式に決定した。²⁰⁾ こうしてワシントンハイツ内に放送センターが建設されることとなり、38年に着工され、39年9月に第1期工事が完了し、オリンピック期間中に同協会のほか各民放および海外放送機関が使う放送センターとして利用された。

日本体育協会はワシントンハイツの返還と屋内競技場のワシントンハイツ内の建設が決まると、同協会もワシントンハイツの返還敷地内に同協会の会館を建設し、そこにオリンピック大会運営本部を設ける方針を固め、大蔵省に要求し文部省もこれを後押しした。²¹⁾ こうした要求に対して、管財局は強い難色を示したが、別案として管財局はワシントンハイツ内の総合体育館地区内に体育協会に対し申請の2000坪の土地を必要最小限に限定するが、随意契約で売り払う方針も検討していた。²²⁾ これに関しては東京都も森林公園とするワシントンハイツ地区に体育協会の会館建設もやむをえないと認めていた。しかしそのためには昭和36年12月4日の閣議決定の変更が必要であり、森林公園を予定しているワシントンハイツ内の建築計画は当初の方針の修正となるため、管財局は難色を示した。そのため体育協会が払下げを受けた国有地はワシントンハイツ外の渋谷区神南の国有地4198平米であった。²³⁾ そこに会館を設立し、オリンピック期間中の組織委員会の運営本部をおいた。

第11回オリンピック冬季大会が昭和47年2月3～13日に札幌で開催されることとなり、政府は会場施設として真駒内屋内スケート競技場と真駒内スピードスケート競技場および大倉山ジャンプ競技場を整備し、これらの施設が主たる会場となって冬季オリンピックが開催された。札幌オリンピック期間中は、オリンピック委員会に無償で貸与され、オリンピック終了後は、47年6月1日に大倉山ジャンプ競技場の施設が特殊法人国立競技場に現物出資された。

〔注〕

- 1) 「明治神宮内苑および外苑国有境内地の処理について」(昭和31年10月12日国有財産中央審議会)(大蔵省理財局資料)。
- 2) 文部省『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』(昭和40年)、61ページ。

- 3) 江守堅太郎「昭和38～40年の国有財産の諸問題」(昭和41年6月24日)(大蔵省資料Z108-8-2)。
- 4) 大蔵省資料Z203-130。
- 5) 前掲、『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』、91ページ。
- 6) 白石正雄「昭和37年～38年の管財行政」(昭和39年11月6日)(大蔵省資料Z108-8-1)。
- 7) 前掲、『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』、73-76ページ。
- 8) 「ワシントン・ハイツの問題について」(日付なし、36年10月と思われる)(大蔵省資料Z203-130)。
- 9) 前掲、『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』、81-82ページ。
- 10) 同上、85ページ。
- 11) 大蔵省資料Z203-157。
- 12) 「武道館建設問題」(昭和38年7月15日主計局(と思われる))(大蔵省資料Z26-65)。
- 13) 大蔵省資料Z203-169。
- 14) 前掲、『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』、86ページ、『昭和38年度決算書』および『昭和39年度予算書』。
- 15) 前掲、『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』、90-91ページ。
- 16) 同上、91ページ。
- 17) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第3集(昭和34年11月)、24ページ。
- 18) 前掲、白石正雄「昭和37年～38年の管財行政」。
- 19) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第7集(昭和38年11月)、16ページ。
- 20) 大蔵省資料Z203-154。
- 21) 前掲、白石正雄「昭和37年～38年の管財行政」。
- 22) 同上、および「財団法人日本体育協会に対し普通財産を随意契約により売り払うことについて」(昭和38年5月管財局)(大蔵省資料Z26-65)。
- 23) 国有財産地方審議会『国有財産地方審議会の審議経過』第8集(昭和40年1月)、15ページ。

2 その他の国有施設の設置と管理

(1) 国立京都国際会議場

河野一郎建設大臣から、国立の国際会議場の建設要求が現れた。管財局や主計局は東京から離れた場所での会議場の設置に乗り気ではなかった。こうした要求に対し十分な検討が必要なため、昭和33年度には国立国際会館施設費として建設省本省所管の官庁営繕費に5億円が計上されたが、実行されなかった。この国際会議場の設立を促進するために、34年3月3日に「国立国際会館(仮

称)建設等の連絡協議会の設置について」が閣議了解された。¹⁾これにより京都またはその周辺に国際会館を設置する体制が整った。以上の閣議了解を経て、国際会議場の敷地や運営方式等の検討を開始した。34年度には前年度についていた施設費の予算を34年度で繰り越していくらか調査費に充当した。こうした国際会議場の必要性は、35年9月15日の観光事業審議会の「国際会議等の誘致調整等に関する対策について(答申)」にも強調されていた。²⁾京都を強く推す意見と、滋賀県を強く推す意見が対立したが、結局京都の宝池に決定した。³⁾

昭和35年度で国際会館(仮称)の新営費として1.5億円、設計委託費として0.5億円の予算がついた。だが設計委託費は実行されなかった。36年度も2億円、37年度も2億円の予算がついていたが、建設計画はなかなか進まなかった。こうした遅れは、国際会議場を京都に建設することで、利用が乏しく意義が乏しいのではないかと考えられていたことにもよる。完成後の運営方式が特に問題となった。主計局は建設費は認めても、会議場の運営費用負担が多額になる恐れがあり、そこまで負担できないという姿勢であった。38年度には新営費のほか設計審査謝金、設計懸賞募集中、設計管理委託費が計上され、やっと基本設計がまとまった。この国立国際会館は国有施設の設計に設計競技が導入された最初の例となる。ようやく京都の国際会議場の建設は進捗していった。結局、37年11月から41年6月までの工期で、総工費33.1億円で完成をみた。建物は敷地124.52万平米、6階建、地下1階、延べ面積2万7885平米で、大小の会議室を備えたものであった。

完成後の運営方針として、政府は運営費用を負担しない方法が検討され、会議場の設置される京都市にその運営を委託することとした。委託される京都市も運営費用を負担できないため、その管理を財団法人を設立して、そこに負担させることとした。国有財産となる国立京都会議場の管理をゆだねるのは、「国有財産法」に照らして問題があるため、国有財産局はこの会議場を管理委託するための法律を準備し、第49国会に法案を提出した。そして昭和40年6月12日に「国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法」(昭和40年法律第133号)が公布され、施行された。同法によれば、京都市にある国有国際会議場の管理を、当該施設所在地の地方公共団体に委託することができ、管理の委託を受けた地方公共団体はその施設を使用または収益することができ、その管理

に要した費用は管理受託者の負担とする。この法律により国際会議場を京都市に管理委託し、同市はその管理を財団法人に任せることとなった。

なお完成近い京都会議場の稼働率をあげるため、昭和40年9月6日の事務次官等会議で、「国立国際会館(仮称)の活用について」の申合せがなされた。⁴⁾この国立国際会館は41年5月21日に完成した。それより先に41年2月2日に大蔵省は京都市に管理を委託し、さらに京都市は財団法人国立京都国際会館(41年1月31日設立認可、「大蔵大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令」(昭和28年大蔵省令第1号))に管理の再委託を行っている。この管理運営方式は、施設の使用収益をもって管理に通常必要とする費用を賄う独立採算の形をとっているため、経常収支に欠損が生じた場合でも、国および京都市がその欠損を補填することにはなっていない。その後45～47年度にプレスセンターの増築が行われた(11億円、増築建物6163平米)。

なおこのほか類似の施設としては、迎賓館がある。迎賓館は昭和38年5月7日の閣議決定「迎賓館の建設について」で、場所を赤坂御用地の西南隅とし、39年度から建設実施の準備を始めることとするとされた。⁵⁾しかしその後、迎賓館の新築をとりやめ、42年7月31日の閣議決定で、既存の赤坂離宮を迎賓館として改築することとした。⁶⁾その運営費については、外務省所管一般会計で賄われ、京都国際会議場のような工夫を必要とはしなかった。迎賓館は本館(1万5379平米)と和風別館(1670平米)として49年1月31日に完成した。

(2) 国立劇場

千代田区隼町にあるパレス・ハイツ住宅地区は、国有地1万8784坪、ほか民有地からなり、米軍が家族住宅として使用していたが、昭和31年5月31日に文化財保護委員会から、国立劇場建設用地として使用したいとの申し出があった。管財局国有財産第2課としても、都内にある国有地で国立劇場用地として利用可能な土地について検討した結果、パレス・ハイツ地区住宅が立地条件等からみて最もふさわしいと考え、そして将来米軍から返還される場合に、国立劇場用地として予定しておくことが必要であるとした。このため31年6月15日の国有財産中央審議会審査部会に付議し、審査を重ねた。文化財保護委員会のほか、最高裁判所、警察庁等から、全部または一部の土地の使用希望が提出されてい

るが、その利用方法については具体的な計画書は提出されていなかったことから、管財局としては、国立劇場建設予定地とする方針を審議する時点で、改めてその他の要望を検討したいと考えた。⁷⁾しかし、31年9月1日の国有財産中央審議会第3回審査部会までその検討を続けたが、パレス・ハイツ住宅地区の早急な返還は困難という状況で、国立劇場建設用地としてパレス・ハイツ住宅地区を使用する決定をみることができなかった。そのため文化財保護委員会は国立劇場の早期建設を望むため、第2の候補地として大宮御所内の一部に、建設用地(7879坪)を確保する方針に転じ、32年7月3日に国立劇場設立準備協議会に付議して了承を得たうえで、大蔵省に申し入れることとなった。⁸⁾

こうした国立劇場設立促進の動きは、昭和32年7月10日の衆議院文教委員会における、国立劇場設立早期実現の決議となり、⁹⁾建設の必要性が強調されていた。管財局としては宮内庁用地の所管換えも困難とみていた。33年4月15日には国立劇場設立準備協議会から国立劇場建設の早期実現の建議が提出され、建設が強く望まれていた。他方、在日米軍の撤退が続き、パレス・ハイツ住宅地区を含む国会周辺の米軍使用施設に関しても、その代替施設を提供することで、その返還が可能となってきたため、33年4月25日の第4回国有財産中央審議会に国立劇場用地として、パレス・ハイツ地区の使用を認めることを改めて諮問した。ところが、パレス・ハイツ地区に関し、最高裁判所が老朽化した既存庁舎にかえ新庁舎の建設用地としたい旨の要望があり、また東京都の都市計画として、パレス・ハイツ地区での首都高速道路の立体交差をしたい旨の要望があり、そのためそれとのにらみあわせで、国立劇場建設用地が決定することとなったため、国立劇場用地の決定は遅れざるをえなかった。こうして管財局は、最高裁判所、建設省および東京都と具体的なパレス・ハイツ地区の利用計画について協議をすることとなった。¹⁰⁾

最高裁判所用地と東京都都市計画との調整を経て、昭和33年11月12日に第5回国有財産中央審議会で「国立劇場の敷地として「パレス・ハイツ住宅地区」の一部を予定することについて」が諮問のとおり答申された。¹¹⁾こうして国立劇場建設が実現することとなり、建設予算が計上された。建設にあたっては公募の設計競技となり、基本設計の確定後建築となったため、工期は39年7月から41年10月で総工費3492万円であった。そして41年6月27日「国立劇場法」

(昭和41年法律第88号)が公布され、建設された劇場は、同法により特殊法人国立劇場に42年2月20日に現物出資され、その管理運営は当該特殊法人が行うこととなった。

(3) 日本万国博覧会跡地

昭和40年4月3日に政府は日本万国博覧会の会場を大阪府千里丘陵とすることに決した。これに基づき40年9月より大阪府は用地買収を開始し、43年7月23日に330ヘクタールの買収を完了した。他方、40年10月15日に財団法人日本万国博覧会協会が設立され、大阪府は45年9月13日までなどの条件で同協会に土地の使用を許可した。41年3月に大阪府は跡地利用計画を作成した。その内容は当該地の自然、社会経済的諸条件、整備開発の方向および博覧会の記念性をも考慮し、文教施設地区、公園緑地地区、官公庁地区、流通施設地区の土地利用区分により、利用するというものであった。同案は42年6月に政府に提出され、6月20日の関係閣僚協議会で、大阪府案の内容をもとに、今後関係各省庁間で意見の調整を図るとの方針を了承した。政府も万国博覧会場跡地利用に関して国民各層の意見を聴くため博覧会担当大臣の私的諮問機関の日本万国博覧会跡地利用問題懇談会が設置され、44年5月から7月にわたり6回の会合をもった。大勢の意見としては万国博覧会文化公園とし、万国博覧会記念の施設として、美術館、博物館、国際文化交流センター、青少年センター等の文化施設の設置を要望するものが多かった。地主の大阪府は中央地域の129ヘクタールの部分を国費による公園にしてほしい旨を要望した。¹²⁾

昭和45年3月14日より開催された博覧会が終了する前に政府としても、後処理方針を固める必要があるため、通産省は45年7月に日本万国博覧会后処理委員会を設置して審議を依頼した。4回の会合をもち45年8月19日に同委員会は、「日本万国博覧会施設の取扱いについて」を意見として具申した。¹³⁾その内容は、会期終了後に特別の理由があつて存置する必要があるものを除きすべて撤去することを原則とする、利用可能のものは日本館、日本庭園、鉄鋼館および日本民芸館とされた。そのほか博覧会協会の施設のうち基盤的施設、万国博ホール、万国博美術館、迎賓館、協会本部ビルとし、撤去検討外のものとして、お祭り広場、展示館を除くエキスポランド等とした。こうして跡地利用の方針

は一層固まっていたが、45年9月18日に大蔵大臣が跡地利用担当大臣となり、跡地利用方針については大蔵省が所管することとなった。

大蔵省が跡地利用担当となる方向が固まった昭和45年8月1日には、跡地を政府が大阪府から買い上げる場合の処理方針を検討している。主計局は、交付公債の発行による万博跡地の取得案や特定国有財産整備特別会計による取得案を検討していた。45年12月23日に跡地利用懇談会の中間報告「万国博覧会跡地利用の基本的方向について」が提出され、統一した計画のもとで利用し、文化公園として整備する、公園内には日本庭園、美術館、博物館等を設ける、管理主体として跡地を一括利用するものを設置し、万国博覧会協会の剰余金は一括して基金として公園の管理等に振り向ける、土地の所有関係は大阪府の負担を軽減するため政府の予算措置をするなどであった。¹⁴⁾

以上の方針で跡地を管理する機関の設置が固まり、その法人の性格について理財局は、現物出資をする場合には特別に法律で定める必要があるが、財団法人に現物出資をするという法律の制定も可能である、ただしそのような方法をとると財団法人一般への出資を阻止するのが困難となる、出資以外の方法で財団法人に跡地を管理させる方法として、施設整備のうえ管理委託する方法が考えられるが、そのためには特別の立法が必要である、その場合には事業の性格が国自ら行う必要性のある性格の事業であることが必要である、また国が跡地を取得してこれを貸し付ける方法を採用する場合には、普通財産を無償で貸し付けることとなるが、それが可能のものは地方公共団体等に限られており、特別の法律によらないかぎり財団法人への貸付は有償となる、したがって跡地を財団法人に利用させることは必ずしも不可能ではないが、膨大な資産を管理委託または無償貸付する場合には明確な説明根拠をもたない財団法人ではなく、特殊法人を設立することが適当であるとみていた。しかも監督をするうえで財団法人より特殊法人のほうが財務・運営等に対し明確な規制を加えうることが可能であり、この点からも特殊法人のほうが好ましいと判断していた。¹⁵⁾ 他方、主計局でも日本万国博覧会協会法(仮称)の制定を検討していた。こうした調整を経て昭和46年3月ごろに「日本万国博覧会記念協会法案要綱」がまとめられている。¹⁶⁾ それによれば大蔵省所管の現物出資による法人とし、万国博覧会協会の剰余金を基金に繰り入れるとされた。あわせて46年3月に「日本万国博覧

会記念協会事業実施要領」がまとめられ、¹⁷⁾ その事業内容が固まった。

以上の法律案が第65国会に提出され、政府提案どおりに昭和46年6月1日に「日本万国博覧会記念協会法」(昭和46年法律第94号)が公布された。そして同法に基づいて同年9月1日に同協会が設置された。資本金478.54億円のうち、一般会計所管政府出資253.8億円は全額現物出資である。旧日本万国博覧会協会からの引継剰余金195億円から記念協会の記念基金として155億円が積み立てられた。この協会の所管は大蔵大臣となった。運営補助金として、47年度から54年度まで、政府と大阪府から補助金が交付された。なお45年度補正予算で大蔵省所管一般会計に大阪府からの博覧会跡地購入費83億340.6万円が計上され、45年度に購入された。

〔注〕

- 1) 大蔵省資料Z 203-77.
- 2) 昭和35年9月20日閣議報告(大蔵省資料Z 203-112).
- 3) 江守堅太郎「昭和38~40年の国有財産の諸問題」(昭和41年6月24日)(大蔵省資料Z 108-8-2).
- 4) 大蔵省資料Z 203-189.
- 5) 大蔵省資料Z 203-157.
- 6) 大蔵省資料Z 203-210.
- 7) 「パレス・ハイツ住宅地区の返還後の処理について」(昭和31年12月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z 201-6).
- 8) 「国立劇場の敷地について」(昭和32年7月管財局国有財産第1課)(大蔵省資料Z 201-7).
- 9) 『第26回国会衆議院文教委員会議録』第29号(昭和32年7月10日).
- 10) 「国立劇場の敷地として「パレス・ハイツ住宅地区」の一部を予定することについて」(昭和33年6月管財局国有財産第2課)(大蔵省資料Z 201-8).
- 11) 大蔵省資料.
- 12) 通商産業省『日本万国博覧会政府公式記録』(昭和46年)、271-72ページ.
- 13) 「日本万国博覧会後処理委員会について」(昭和45年10月22日)(大蔵省資料).
- 14) 大蔵省資料.
- 15) 「万博跡地の管理運営主体を財団法人とする問題点について」(昭和45年11月27日理財局国有財産総括課)(大蔵省資料).
- 16) 大蔵省資料.
- 17) 同上.

第10節 その他の国有財産管理処分

1 社寺等への国有財産処分

昭和14年4月8日の「宗教団体法」(昭和14年法律第77号)により、寺院の財産管理制度が確立するのにもない、寺院に無償貸付していた境内地を、同日の「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」(昭和14年法律第78号)により、寺院に譲与することとなった。この対象となった寺院仏堂に無償貸付してある国有境内地は、15年4月で4万6308件、2928.5万坪であった。¹⁾そして第1次境内地処分が実施され、19年3月末まで9638件、543.5万坪が譲与された。²⁾昭和14年法律第78号は昭和22年4月12日法律第53号で改正され、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」となった。そしてこの法律により神社も譲与の対象となった。この改正法律施行後1年以内に申請があれば、その者に対し国は譲与もしくは売払いをすることができることとなった。同法第1条に、譲与または半額売払いの適否等を主務大臣が諮問するが、その諮問機関として社寺境内地処分審査会と社寺保管林処分審査会の設置が規定された。後者の所管は農林省である。前者に関しては「社寺境内地処分審査会官制」(昭和22年9月5日政令第188号)が公布されている。この社寺境内地処分審査会は大蔵本省に設置される中央審査会(会長大蔵事務次官)と、各財務局ごとに設置される地方審査会(会長各財務局長)に分かれる。中央審査会は元官幣社、神宮、本山および広大な国有境内地・社寺保管林を有する社寺等を対象とした。中央審査会は27年12月31日に、また地方審査会は同年3月31日までを限り設置すると「大蔵省設置法」(昭和24年法律第144号)に規定されていたため、同日をもって各審査会は廃止された。

社寺境内地処分中央審査会の個別処分案件審査による処分状況は昭和28年度末で、社寺の譲与申請6万1774件、9660万坪に対し、6万1774件、9390万坪を譲与した。寺院に対しては教会も含み2万1223件、2506万坪の譲与申請に対し、2万1223件、2435万坪を譲与した。売払処分は神社374件、204万坪、寺院209

件、5万坪であった。第1次分を含めても、神社が件数・面積両方で多い。以上のほかに、社寺保管林処分が農林省所管で行われ、28年2月11日現在で、神社に対し111件、145万町歩、寺院に対し115件、221.5万町歩の譲与処分が行われた。³⁾

神社の神体として国有地である山が宗教上必要な土地として処分を求められ、譲与された。その例としては、山形県の烏海山(大物忌神社)、日光の男体山(二荒山神社)、茨城県の筑波山(筑波山神社)等がある。同様の処分を求めて、長く争われることとなったものに富士山頂処分がある。富士山の8合目以上の土地405万2985平米は、昭和21年2月2日に「国有財産法」が改正後、富士宮市浅間神社に無償で貸し付けられていた。そして23年4月28日に、昭和22年法律第53号の規定に基づき、8合目以上は神社の神体であり、宗教活動に必要な土地であるとして、その譲与を申請してきた。

この申請に対し山梨県等から富士山頂処分絶対反対の陳情が、国会と大蔵省に行われた。これに対して東海財務局長は、昭和27年2月27日の社寺境内地処分中央審査会の答申により、27年12月8日付で、奥宮の社殿の敷地等、具体的に宗教活動を行うのに必要な土地16万5131平米を神社に譲与とする行政処分を行った。ところが神社はこの処分を不服として、27年12月10日に8合目以上の全域の譲与を受けたいとの訴願を大蔵大臣に行った。譲与を受けることができなかった土地117万6076坪の処分方針に関し、大蔵省では同月24日にこの裁決を求め社寺境内地処分中央審査会に諮問した。12月24日の社寺境内地処分中央審査会の答申では、富士山頂の訴願の目的地については、公用または公益上必要な土地を除き、これを訴願人に譲与するのが相当であるとされた。⁴⁾以上の答申に基づいて管財局で検討を続けたが、国民感情等を考慮して、訴願に対する裁決を行わなかった。

こうした措置に対し昭和32年2月8日に神社は名古屋地方裁判所に、8合目以上は神社の神体であり、宗教活動に必要な土地であり、譲与を受けることができないのは不服であるとして、国有境内地譲与申請不許可処分取消請求の訴えを起こした。これに対して国は8合目以上は信仰の対象にすぎず、宗教活動に必要なものとはいえないとして、国有存置ができると主張した。しかし名古屋地方裁判所は37年3月27日に、国が具体的に公用または公共用に供している

452 第2章 国有財産管理処分

建物(測候所等)の敷地803平米を除き、8合目以上は神社に譲与すべきであるとの判決を下し、国が敗訴した。

昭和37年4月9日に国は名古屋高等裁判所に控訴したが、42年7月19日に、同高等裁判所は1審の認めた国有存置すべき土地に将来公用または公共用に供する必要がある土地を加え、国有存置面積を3万8053平米(周遊歩道、待避所等の敷地)とするほかは8合目以上は神社に譲与すべきものであるとする判決を下し、国がふたたび敗訴となった。国は42年8月3日に最高裁判所に上告し、そこで書面審理が行われていたが、47年8月25日に双方に対し和解勧告があった。しかし神社側はいかなる形でも富士山8合目以上について、基本的に神社の所有権を譲ることができないとして、国の示した和解案を拒否した。そのため和解不能となり、最終的に最高裁判所の判断をまつこととなり、49年4月9日の最高裁判所判決で、国の上告は棄却され、42年7月19日の控訴審判決が確定し、国が最終的に敗訴となった。そしてこの判決の確定に従い、譲与不許可処分を取り消された116万4565坪の国有地について、「行政事件訴訟法」(昭和37年法律第139号)第33条第2項の規定により、改めて処分を行うこととなった。

〔注〕

- 1) 管財局『社寺境内地処分誌』(昭和29年)、207ページ。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第9巻「国有財産」(昭和51年、東洋経済新報社)、第5章を参照。
- 2) 同上、289-90ページ。寺院境内地譲与と仏堂境内地譲与の合計。
- 3) 同上、304-5ページ。
- 4) 同上、256-63ページ。

2 共有船舶処理

戦争中に産業設備営団(「産業設備営団法」昭和16年11月25日法律第92号により昭和16年12月26日設置)が船舶建造を行っていたが、占領期に産業設備営団は、昭和22年12月18日公布の「過度経済力集中排除法」(昭和22年法律第207号)により解散させられ、その際に戦時中に着工されていた戦時標準船70隻余をどう処理するかが問題となり、その事業を継承するために「船舶公団法」(昭和22年

法律第52号)により、22年6月22日に船舶公団が設立された。そして船舶公団は、船舶等の製造の注文、改造保有貸付等を業務とした。民間船主の資金力が乏しいため、船舶の建造または改修は船主と公団との共有の形で行われ、戦時標準船については公団が船価に対して7割程度の持分を有し、新造船に対しては適格船主間の持分比率に対する競争入札を行わせたため、公団の持分は4割程度に減少した。こうして船舶公団と民間船主による共有船舶が建造された。公団の資金調達の主として復興金融金庫からの借入金に依存していたが、24年度は一般会計からの出資に依存した。¹⁾しかし「船舶公団法」も25年8月4日の「船舶公団の共有持分の処理等に関する法律」(昭和25年法律第237号)で廃止された。あわせて同法で、大蔵大臣は、船舶公団の清算事務の終了を促進するため必要があるときは、船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基づく持分(共有持分)、その他の権利義務を国に引き継ぐことができるとした(第1条第1項)。こうして船舶公団の清算が促進され、公団は25年9月末で清算が終了し、廃止された。ただし共有船舶持分に関しては、未清算のまま大蔵省所管一般会計普通財産となった。

さてこうして船舶公団の共有船舶の持分は国に引き継がれ普通財産となったが、昭和25年10月1日に清算終了とともに廃止された船舶公団の共有船舶持分は307隻(65万27総トン)、124社(船主)、国持分120.09億円であった。これらの共有船舶は船主との船舶共有契約により、船舶共有期間は10年で、契約期間満了時において船主は国の持分を買い取る、契約期間中は、各決算期ごとに、当該決算期首の帳簿価格に5.5%の金利を付すなどが取り決められていた。²⁾そして共有船舶は廃船、沈没、売却等で減少していき、32年度末で142隻、62.33億円に減少していた。しかし33年に船舶共有期間が満了することとなっていたが、海運業界が不振のため、共有期間満了とともに国の共有持分を一括払いで買い取ることが困難となり、その売払いのための緩和策を講じた。

昭和33年2月1日には「国有財産特別措置法」第11条に基づき、延納の特約(延納期間5年以内、延納金利8%)を付して買い取らせることとした(昭和33年蔵管第263号)。これにより35年3月31日までに71隻、42.39億円が処理された。そのうち即納額7.6億円、延納額44.79億円、延納利息5.68億円というものであった。³⁾しかしこの措置にも応ずることのできない業態の悪い船主のため、33

年10月3日に先の通達を大幅に緩和し(昭和33年蔵管第2672号), さらに延納でも買い取ることでできない船主に対し, 共有契約を1年に限り延長できることとした。この措置により19隻, 14.17億円が処理された。これにともなう棚上げ金利は2億7400万円であった。⁴⁾ その後さらに34年3月25日に(昭和34年蔵管第661号), 国の共有分を売り払う場合には, 国の売払債権額に対する担保を徴することとなっているが, 船主の資産が乏しく, 十分な担保を確保できない場合や, 抵当権に優先する国税, 地方税および先優特権のある債権の返済が遅滞している場合等で, 船主が国の共有持分の買取りを申請した場合に, 特例として船舶共有契約期間を5年以内の期間延長して, その間に, 国持分額, 棚上げ金利等を納入させることとした。この措置にともなう処分実績は, 3隻, 3100万円であった。⁵⁾ こうして34年度末には, 共有船舶は26隻, 15.03億円に減少していた。

しかしこうした共有船舶の売払処理基準を緩和したにもかかわらず, これでも共有船舶の国持分を買い取ることが困難な船主も一部認められたため, 昭和35年5月4日に日本船主協会から大蔵大臣に陳情があった。その内容は, 共有契約期間を1年延長された船舶については, さらに5年延長し, 現行の共有契約による金利5.5%を全廃する, 延納として債権化されたものに関して, 支払期間の大幅延長と, 現行金利8%を, 共有契約と同率の5.5%とする, 延納代金および金利延滞の場合における延滞料(日歩4銭)を課すのをやめるなどであった。そのほか自由民主党財政部会も35年5月27日に, 債務者の実績にかんがみ, 利息について減免措置を講ずることが適当であり, 国会で必要な措置をとるよう申し入れることと決定し, 大蔵省に要望が出されていた。

こうした要望に対して, 主計局ではこれまで以上の緩和措置をとることは適当でないとみていた。考えられる措置として, ①共有契約期間の延長, ②新規の売払延納金利の引下げ, ③売払延納期間延長のため「国有財産特別措置法」第14条の改正により海運業を延納期間10年以内の重要産業とする, 以上であるが, 主計局はいずれもこれまで以上の緩和措置をとることを適当ではないとみていた。⁶⁾ 実際に船主として企業運営が著しく悪化している船会社は, 2社程度でしかないと見込まれていた。こうした考えにより, 昭和35年6月8日の省議で, 共有船舶処理のさらなる優遇措置は認めないこととした。⁷⁾ 共有船舶

処理は以上のような優遇措置のなかで, その後も進み, 普通財産として未処理のまま残っている共有船舶は, 36年度末で16隻, 7.79億円, 38年度末, 7.16億円, 40年度末にはわずか1隻, 43百万円となり, 共有船舶処理は終了した。

(注)

- 1) 財政調査会編『国の予算』(昭和24年度), 386-87ページ。
- 2) 「共有船舶の問題点について」(昭和35年5月27日主計局法規課)(大蔵省資料Z21-555)。
- 3) 同上。
- 4) 同上。
- 5) 同上。
- 6) 同上。
- 7) 「共有船舶の処理について」(昭和35年7月管財局)(大蔵省資料Z201-10)。

3 自作農創設用国有農地の売払い

昭和21年10月21日の「自作農創設特別措置法」(昭和21年法律第43号)で地主から, 自作農創設用の農地として261万ヘクタールの農地を坪当たり平均2.53円で強制買収し, これらの農地を「自作農創設特別措置特別会計法」(昭和21年法律第44号)による自作農創設特別措置特別会計所属財産とし, 農民に売り払った。特別会計の所属農地で, 国有存置のままの農地も残った。特別措置法は27年7月15日に改正され, 新たに「農地法」(昭和27年7月15日法律第229号)として, 特別会計の実体法となった。さて「農地法」によれば, 自作農に売り払うことなく特別会計として残った農地の処分については, 農林大臣は「農地法」により取得し管理する土地等について, 政令で定めるところにより, 自作農の創設または土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは, 省令で定めるところにより, これを売り払い, またはその所管換えもしくは所属替えをすることができる(第80条第1項)。そしてこの規定による売払いまたは所管換えもしくは所属替えすることができる土地等が自作農創設のために買収されたものであるときは, 政令で定める場合を除き, その土地等をその買収前の所有者に売り払わなければならない, この場合の売払対価は, その買収の対価に相当する額とする(第80条第2項)とされていた。

その後の大都市周辺の都市化の進行により、国有農地が市街化区域に指定されるものが生じた。昭和45年3月31日現在の国有農地が、既墾地で3336ヘクタールあり、そのうち市街化区域内にある国有農地が約1割の300～330ヘクタールと見込まれていた。そのほかすでに自作農創設用の農地としては適当でない土地として、旧地主から強制買収した農地のうち、「農地法」第80条の規定により、当時の取得価格で、2500ヘクタールを旧地主に売り払った。農林省としても当時の買収価格平均2.53円で売り渡すのは、「農地法」の法文上やむをえないとしていたが、自作用農地に転用できない場合でも、できるだけ公共用、公用に供するように指導する方針で臨んでいた。¹⁾

この国有農地の処分を不服として、裁判で争われることとなった。昭和22年12月に強制買収した愛知県稲沢市の農地77アールが国有農地として特別会計所属財産となっていたが、その農地が28年に都市計画区域に編入されていた。この国有農地はそのまま農地として利用されていた。その後、農林省はその農地を自作農創設のために供するとして、36年に小作農に売り渡した。するとこの処分に対して旧地主が不服として提訴する事態となった。1・2審では国側が勝訴したが、最高裁にまでもつれ、最高裁判所大法廷で46年1月20日に判決があり、国側は敗訴となった。その際の判断は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)の規定によって、都市計画区域、市街化区域に編入された農地は、法の目的としている自作農を發展させようとする基本的な目的が崩れており、旧地主に強制買収した土地を売り戻すのは当然であるというものであった。

そして「農地法施行令」(昭和27年政令第445号)第16条第1項第4号の、不要地認定の範囲の規定として、旧地主に売り払うことができる場合は、公用、公共用、国民生活の安定上緊急の必要があり、かつ確実にその用に供される土地と規定していたが、この政令が違法と判断されたため、農林省で政令の改正案を準備した。そして政令第16条に、不要地認定の基準として次の3項を追加した。①市街化区域、市街地の区域または市街化の傾向の著しい区域内にある土地等、②災害により農地等として利用することが著しく困難または不適当となった土地、③その他として、自作農の創設または土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等、以上であり、これにより旧地主に市街化区域と指定された農地を、売り戻すこととなった。²⁾

さて旧地主に買収した農地で、自作農創設の用に供することが適当でないと判断された農地を売り戻す際に、その売払価格が問題となった。「農地法」第80条第2項に、国が売り払う場合の価格は買収の対価に相当する額と規定されていた。しかし売戻しを要求する土地の場合は市街化区域として、農業以外の用途が開けており、そのため買収時の価格を大幅に上回る時価で評価されるものであった。最高裁判所は先の判決は下したが、売戻し価格がいくらであるべきかについては判断を示してはいないと説明した。法律の解釈でいろいろ議論されたが、内閣法制局の判断でも時価で売り払うしかないのではないかとみていた。³⁾しかし国民感情としては、時価で坪10万円はする土地を坪2円50銭で売り戻すのは納得できないと、国会や新聞報道で取り上げられた。

かかる売払いが納得できないとすれば、なんらかの立法措置が必要となる。そして昭和46年3月25日に4党共同提案で第65国会に「国有農地等の売払に関する特別措置法案」が提案され、⁴⁾同年4月26日に「国有農地等の売払いに関する特別措置法」(昭和46年法律第50号)が公布された。同法によれば、「農地法」第80条による売払いについて特例を定めるとし(第1条)、その売払いの対価は、適正な価格によるものとし、政令で定めるところにより算出した価格とする(第2条)、この売払いを受けたものは、その売払代金を一時に支払うのが困難な場合には、確実な担保と利息を付し、5年以内の延納の特約をすることができる(第3条)、そのほか「農地法」第80条により売り払うことができる土地あるいは売り払うべき土地に該当する場合は、公共用または公用に供するために必要な措置を講ずる(第4条)とした。そして「農地法」第80条第2項の後段を削除した。

第2条に規定する売払いの対価を規定する政令は、「国有農地等の売払に関する特別措置法施行令」(昭和46年5月22日政令第157号)で規定された。それによれば、土地等の対価の算定方法は、当該土地の時価の7割とする、ただし買収価格を時価が下回る場合には、買収価格とする、この土地の時価は農林大臣が大蔵大臣と協議して定める基準で判定する、譲渡所得課税の特例の公共用、公用の範囲は、国または地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人と日本赤十字社とするとされた。そしてこの法律に基づき、国有農地等の時価の判定の基準が、昭和46年9月20日に農林省が大蔵省と協議したうえで定められ

た。こうして「農地法」第80条第2項で、自作農創設特別措置特別会計において旧地主より強制買収した土地が、自作農創設以外の用途にしか供しえなくなり、旧地主に売り戻される場合の評価基準が確定し、それに基づき売戻し処分された。

〔注〕

- 1) 小口芳彦「昭和45～46年の国有財産行政」(昭和55年12月2日)(大蔵省資料Z108-8-2)。
- 2) 同上。
- 3) 同上。
- 4) 『第65回国会衆議院農林委員会議録』第14号(昭和46年3月25日), 3ページ。

4 高等専門学校所在地交換

文部省は昭和37年度予算に、所得倍増計画にともなう理工系学生の確保のため、5年制の高等専門学校を創設することとし、予算要求していた。この予算要求の内容は、新設17校で校舎費(土地代を除く)、寄宿舎費、設備費および運営費、合計35億円であった。この要求のうち、校舎費に土地代が含まれていないのは、土地代は地元地方公共団体から寄付を求めることとして、予算要求から除外したためである。しかし主計局の考えでは、土地を地方公共団体に寄付させるとする措置は、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)等により、寄付行為が禁止されていることにかんがみて、相当問題があるとみていた。¹⁾この高等専門学校の予算要求は認められて37年度より設置された。高等専門学校の設置に関して、各地の地方公共団体で積極的な誘致合戦が展開されたため、県または市有地を用意して、高等専門学校の設置に至った場合が多くみられた。37年度に国立高等専門学校は12校設置されたが、そのうち9校は県または市等の所有地に設置された。38年度も設置された12校のうち1校、39年度も設置された12校のうち2校、40年度も7校のうち1校が国有地に設置されただけであった。さらに42年度も1校が地方公共団体の土地に設置され、合計44校となった。こうした国立学校のある土地が国有地でなく、しかも法律で禁止されている地方公共団体の寄付により土地が提供されていることが問題となった。

こうした事態を解消するために、高等専門学校の敷地を国有地とすることとなった。そのため理財局が国有財産の管理処分の一環として所管することとなり、高等専門学校の設置のために敷地を提供した地方公共団体と協議して、土地を交換することで、その敷地を国有地に切り替えることとした。その際に原則として、国が当該地方公共団体に貸付中(有償または無償)の財産で、その用途および現況等からみて、今後も引き続き貸付を継続せざるをえないものを対象とすることとした。ただしやむをえない場合には、未利用の国有地を交換の対象とすることもありうるとした。以上の方針により、当該地方公共団体と国有地との交換について協議し、高等専門学校の敷地を国有地とする処理を続けた。

この処理の結果、昭和45年2月で、県または市等の所有地を利用している高等専門学校は、37年度設置のもので3校、38年度設置のもので3校、39年度設置のもので4校、40年度設置のもので1校、42年度設置のもので1校の、合計12校となり、それ以外の25校はいずれも国有地との交換で、国有となっていた。その後も処理が進み、47年1月で、まだ県または市等の所有地を利用しているものは8校となった。これらの処理に関しては、交換手続中のもの1校、交換についての交渉または国有地の選定作業等が行われているもの3校および文部省と処理方針について協議中のもの4校となっており、47年度中におおむね処理が完了する見込みとなっていた。こうして地方公共団体の提供した敷地に設置された国立高等専門学校の敷地は国有地となった。

〔注〕

- 1) 「高等専門学校の創設」(日付なし, 主計局)(大蔵省資料Z21-257)。

5 筑波研究・学園都市用地・跡地

昭和39年12月25日の閣議決定で、総理府に研究・学園都市建設推進本部が設置され、同本部が中心となって研究学園都市建設が計画されることとなった。¹⁾そしてこの研究・学園都市建設推進本部により、筑波研究学園都市の具体的計画が編成された。そして42年9月5日の閣議決定「研究・学園都市の建

設について」により、筑波研究学園都市建設とそれにもなう移転機関が決定された。²⁾ 以上の方針で具体的に開始された筑波移転計画にもなう、建設開始は44年6月13日の閣議決定「研究・学園都市の建設について」で43年度を初年度として前期5年、後期5年の2期に分けおおむね10年で実施し、前期には科学技術庁・文部省・農林省および建設省の11機関の移転を目標とした。³⁾ こうした筑波移転にもなう工事が43年度より開始となった。研究学園都市用地は日本住宅公団が買収し、44年5月末で用地の84%が買収済みとなっていた。⁴⁾ 建設計画は、46年2月19日に、研究・学園都市建設推進本部が「筑波研究学園都市建設計画の大綱」としてまとめていた。この研究学園都市に移転する36機関のうち、かなりの機関が移転による跡地が発生する見込みとなっていた。そのほか筑波研究学園都市に新設される4機関があり、合計40機関が研究学園都市に整備されることとなった。

このうち一般会計所管の財産を跡地処理とあわせて工事する場合には、特定国有財産整備特別会計において、移転跡地処理と研究学園都市への官署移転が行われることとなる。ただし一般会計所管で跡地のある施設も、跡地処分収入の期待できないような機関の移転については、特定国有財産整備特別会計の事業の対象とはならない。特定国有財産整備特別会計により整備される筑波移転機関は、厚生省所管国立衛生試験所の一部、農林省所管の農業技術研究所、農事試験場の一部、畜産試験場、果樹試験場等13機関、通商産業省所管の工業技術院本院の一部、計量研究所、機械技術研究所等10機関、運輸省所管の気象研究所、高層気象台等3機関、建設省所管の国土地理院、土木研究所等3機関、以上30機関であった。特定国有財産整備特別会計の負担による筑波移転事業は、昭和46年度より実施となった。46、47年度は農林省・建設省所管の機関の移転事業のみが行われた。46年度筑波移転関係の特定国有財産整備特別会計の予算は、4.55億円、47年度が10.18億円であったが、48年度より事業範囲が拡大され、通産省、運輸省、厚生省の機関の移転事業も対象とされ、予算規模は171.25億円に急増した。それ以外の機関の移転および新築については、特別会計所属の機関に関しては特別会計の事業予算で、その他の一般会計所属の機関に関しては一般会計の事業予算で整備されることとなった。しかし筑波移転、研究学園都市建設の全体事業計画額が、当初の1354億円から、その後の建築費

の高騰により、3900億円ほどになることが見込まれたため、事業進捗割合は低いものであった。

そのため昭和48年4月27日の閣議決定「筑波研究学園都市の建設について」で、研究学園都市の研究機関の概成時期がおおむね50年度末を目途とされていたが、⁵⁾ 50年度事業を見込んでも4分の1程度にとどまる見込みとなったため、国土庁を中心に、その概成時期の見直しをせざるをえなくなり、50年3月14日の閣議決定「筑波研究学園都市移転機関等の移転時期及び施設の概成時期の変更について」で、その新たな概成時期は54年度を目途とすることとなった。⁶⁾

研究学園都市建設で、国有財産行政の面から大きな問題となったのは、跡地利用の問題であった。たとえば跡地として東京都区内に残る旧東京教育大学の跡地等利用について、公園としてほしいなどの要望が相次ぎ、その処理について慎重を期するためその方針を国有財産中央審議会に諮ることとし、昭和48年1月10日の第20回国有財産中央審議会総会で「筑波研究学園都市移転跡地の利用について」が諮問された。そして特にその個別跡地処理を検討するため、筑波移転跡地小委員会を設置することとした。そして48年4月16日に第1回筑波移転跡地小委員会が開催され、個別跡地の処理方針の検討を開始した。結局、小委員会の結論が出たのは55年4月22日の第20回小委員会で、「筑波移転跡地の処理について」が国有財産中央審議会に対する報告としてまとめられた。そして同年5月19日の第30回国有財産中央審議会で、「筑波研究学園都市移転跡地利用の基本方針及び主要跡地(22か所)の利用計画の大綱について」が答申された。あわせて国有財産中央審議会の報告として、「筑波移転跡地の地方公共団体に対する処分条件について」がまとめられていた。⁷⁾ こうしてようやく筑波移転跡地の処理方針がまとめられることができた。その後も残る跡地処理等に関して小委員会での検討が続けられた。

〔注〕

- 1) 「研究・学園都市建設推進本部の設置について」(昭和39年12月25日閣議決定)(大蔵省資料Z205-129)。本部長は首都圏整備委員会委員長、部員は各省庁事務次官である。
- 2) 大蔵省資料Z203-212。
- 3) 大蔵省資料Z203-234。
- 4) 「研究学園都市の建設計画及び跡地の利活用について」(昭和44年8月理財局)(大蔵

省資料A00.0-41-9).

- 5) 大蔵省資料Z203-308. あわせて「筑波研究学園都市建設計画の大綱」が昭和48年4月16日に改正されている。
- 6) 大蔵省資料Z203-394.
- 7) 大蔵省理財局資料.

第3章 講和後特殊管財処理

第1節 連合国外資産の返還および補償

1 敵産処理と占領下の保全と返還

太平洋戦争への突入で、交戦国の在日資産は昭和16年12月22日の「敵産管理法」(昭和16年法律第99号)に基づき、日本政府の管理下におかれた。¹⁾そして不動産、動産、証券等の敵産は、大蔵大臣を長とする敵産管理委員会に諮ったうえで、売却等の処分に付された。敵産処分の対価および敵国人に対する金銭債務の支払等は、横浜正金銀行に17年3月5日に開設された特殊財産管理勘定に組み入れられた。²⁾特に無体財産権に関しては、「工業所有権戦時法」(大正6年法律第21号)により、特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の取消し、特許発明の専用免許の交付等の処理をした。このほか、政府、地方公共団体、民間法人が発行した諸外債27銘柄の敵国人等に対する元利払いの特別措置として、「外債債処理法」(昭和18年3月15日法律第60号)で対外公社債の元利払いを停止した。こうして交戦国が日本で保有する財産権は、一時的にその行使を停止させられた。

しかし降伏後の占領軍による日本管理が始まると、直ちに開戦前の財産権の回復・保全・補償の要求が総司令部命令として発せられ、それに対応し「連合国外資産ノ保全ニ関スル件」(昭和20年9月26日大蔵省令第80号)で連合国外資産の保全に着手し、「連合国外資産の返還等の件」(昭和21年5月30日勅令第294号)で返還を開始した。また「連合国外資産上の家屋等譲渡等に関する政令」(昭和23年9月22日政令第298号)で不動産の返還を開始し、さらに大正6年法律第21号で取り消された工業所有権を回復するため、「連合国外人工業所有権戦後措置令」(昭和

24年8月16日政令第309号)で特許権等の回復措置がとられ,³⁾同時に大正6年法律第21号は廃止された。また昭和24年8月18日に「連合国内財産である株式の回復に関する政令」(昭和24年政令第310号)によって株式に関する権利の回復も始まった。先の昭和20年大蔵省令第80号や昭和21年勅令294号は保全・返還の手続きが不備であったため、26年1月22日の「連合国内財産の返還等に関する政令」(昭和26年政令第6号)で廃止され、それらに代わり新たにこの政令をもって詳細な手続きが定められた。同令は同年9月8日の対日講和条約の締結前の占領下において連合国内財産の保全・返還を促進するものであった。これにより返還は進んだが、この返還に際して、返還前の所有者等の損失処理は別に法律に定めると規定した(第25条)。占領状態のため連合国内は在日公館を再開できないことから、日本政府に対する直接返還請求はむずかしく、在日代表部を開設し、連合国内軍総司令部経由で日本政府に返還請求を行わざるをえなかった。⁴⁾そのため政令においても、連合国内最高司令官から連合国内財産の返還を受ける権利を有するものとして指定されたものから返還を要求された場合(第2条)に返還すると規定されていた。ただし連合国内財産の損失補償は講和後の課題として残されていた。

〔注〕

- 1) 連合国内財産の接収・処理と占領期の返還に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「賠償・終戦処理」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 大蔵省『第2次大戦における連合国内財産処理』(戦時編)(昭和40年9月)、433ページ。
- 3) 他の無体財産権の商標権については「連合国内人商標戦後措置令」(昭和25年1月21日政令第9号)、「連合国内人商標戦後措置登録令」(昭和25年1月21日政令第10号)で処理された。
- 4) 各在日代表部は日本政府との直接交渉は許されず、司令部を通じて返還請求がなされた。ただし昭和27年2月1日より講和への過渡的措置として、在日代表部に返還請求の手続きが移管された(前掲、『第2次大戦における連合国内財産処理』(戦後編)、81ページ)。

2 「連合国内財産補償法」の制定

講和条約草案のうち特に連合国内補償に関して、昭和26年2月8日にダレス

(J. F. Dulles)特使が内示した条約構想では、損害補償処理を条約付属文書に規定する方針でいたが、3月29日のシーボルト(W. J. Seabald)大使の案は日本国内法令に従ってなされると変更された。最終決定はダレス来訪のうちに延ばされた。そして5月5日にダレスの意向として、条約を簡潔ならしめるため条約に詳細な規定を設けることを避け、条約においては「補償は法律第 号に規定された国内法に従って行われる」と規定するにとどめるが、補償に関しては将来の国内立法の約束のみに安んずることはできないので、5月14日に法律案か法律案要綱を提出するように連絡してきた。そのため具体的法案の作成が促され、¹⁾連合国内財産の損失補償の法律案の作成が着手された。

大蔵省では管財局が、外務省条約局と協議のうえ草案を練った。昭和26年5月17日の案は「日本にある連合国内財産の滅失又は毀損に対する補償法要綱」としてアメリカ側に渡され、これに対し5月28日にアメリカ側の修正要求が提出された。特にこの修正要求では大蔵省側の補償額を絞り込もうとする考えが拒否され、たとえばイタリアの講和条約の補償原則である損害額の2/3補償率の適用の不採用が主張された。以後もこの法律案に対する修正要求とそれへの対応が続く。この草案は6月26日には「連合国内財産補償法」と改称された。²⁾こうした修正要求に対処するなかで、講和条約でこの引用する法律については、講和条約の調印前に制定するか、閣議決定による法律案によるか、もしくは連合国内総司令部の覚書によるポツダム政令の制定によるかは未定であり、このほかに法律上連合国内以外の国でもその国との協定により連合国内とみなせるようにするなどの多くの要請を処理しなければならなかった。³⁾大蔵省は外務省・法制局との協議を経て7月6日の「連合国内財産補償法(案)」をまとめ、7月13日の閣議決定をみた。これに対してもアメリカ、イギリス、カナダの3国から8月25日に修正要求が行われ、要補償財産に実用新案権・意匠権を加えるなどの修正を追加することになり、さらに8月27日の修正要求で連合国内を講和条約第25条の規定する国と定義するなどの改正を加えた。⁴⁾こうしてようやく成案をみて9月3日の閣議決定となった。

当初の対処方針どおり条約調印前にかかる立法を経てその法律番号を引用する予定でいたが、調印以前の法律公布に対し政府内で疑義もあり、最終的に条約第15条(a)では「日本国内閣が1951年7月13日に決定した連合国内財産補償法

案」という語句となった。この閣議決定となった法律案等はアメリカ側の要望もあり、昭和26年8月28日に日米両国が同時に発表した。⁵⁾ただし26年9月8日の条約調印後の10月16日にも修正要求が行われており、⁶⁾最後まで対外折衝は難航していた。この法案は第12国会に提案されたが、その審議に際しては連合側側に不利となるような法案を国会が修正することは講和条約にもとめるため、修正は事実上不可能という事態のまま国会審議が進んだ。結局、26年11月17日に参議院で可決をみて、「連合側資産補償法」(昭和26年11月26日法律第264号)として公布された。同法は講和条約第15条(a)の国内法による具体的手続き規定を定めたものとして位置づけられ、したがって同法の施行も講和発効の27年4月28日となる。

「連合側資産補償法」によれば、補償対象財産とは動産、不動産、これらのものの上に存する権利、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、債権、株式、出資に基づく権利その他これらに準ずる財産であり、損害の範囲は戦闘行為による損害、戦時特別措置その他の日本政府またはその代理機関の措置による損害、敵産管理人の注意義務怠慢による損害、戦争により保険をかけることができなかったことによる損害等と定め、これらの損害額の算定、補償の請求方法および日本政府による支払手続きを規定し、補償金額に対する再審査請求の審査を行う連合側資産審査会の規定も盛り込まれた。

さらに昭和27年4月23日に「ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合側資産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律」(昭和27年法律第95号)により、「連合側資産の返還等に関する政令」の一部を改正し、講和条約後の法体系との整合性を図り、株式回復政令等にも修正を加え、附則で「大蔵省設置法」(昭和24年法律第144号)の一部改正を行い、連合側資産審査会の設置を定めた。この改正政令は条約発効の日に施行された。この審査会に関しては、同日に「連合側資産補償審査会令」(昭和27年政令第128号)が公布・施行された。また連合側との返還に関する紛争処理のため、同年6月12日に「日本国との平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定」がワシントンで26カ国により署名され、紛争処理手続きが固まった。

連合側からの財産返還請求としては、講和条約発効後も昭和27年度816件、28年度1635件の返還命令が発せられたが、29年度には191件へ急減した。また

連合側資産の管理事務の減少と平行し、33年4月と10月に連合側資産管理人を大幅に整理縮小し、その管理委託を三井、三菱、住友、安田の4信託銀行に絞り、その後も業務縮小を続け、36年6月の神戸の教会の返還命令で終了した。計6365件の連合側資産返還命令が発せられ、うち講和後は2639件であった。

返還政令に基づき、有体財産等の接収資産を売却処分したのに関しては、その売却価格相当額を返還財産の譲渡者に支払うとともに、無記名公債等で補填できないものについては、同一の有価証券を買い上げて返還した。また株式回復政令に基づき、株式の引渡しを受けたときには、処分価格相当額等を株主等に支払った。返還されたもののうち略奪財産として分類されているものは「国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律」(昭和25年3月22日法律第14号)により処理されたものである。⁷⁾略奪財産を含め計3.91億円を支払い、うち講和後は2.925億円の支払処理が行われた。これら連合側への返還財産の内容は、土地建物・地上権・借室権・株式・有価証券を主としており、返還先は米英両国に集中していた。

以上の返還請求に対し現物返還あるいは処分価格での支払に応じていたが、講和条約の発効により連合側資産の受けた損害の補償を行うこととなった。補償請求はアメリカ637件、イギリス353件、インド121件等、計1324件、計387.17億円、うちアメリカ256.3億円、イギリス74.57億円、インド16.2億円等であった。これに対し、却下はアメリカ75件、イギリス45件等、計212件、35.61億円で、補償請求の9%程度が却下されたにすぎなかった。しかし請求を認めた申請も請求額等の認定で補償額が引き下げられ、結局1112件、計181.2億円の補償金が交付された。うちアメリカ124.21億円、イギリス43.56億円等である。補償金の請求額に対する割合は46.8%であった。

なお「返還政令」が昭和27年4月23日に改正され、次に該当する場合には返還を要しないものとされた。すなわち株式について受けた損害に対し、連合側人から補償法の規定する補償金支払請求書が日本政府に提出された場合(第12条の2第1,5項)、講和条約発効時から9カ月を経過して請求がされなかった場合(第17条)および返還請求者から返還請求しない旨の通知があった場合(第17条の2)がそれである。返還を要しなくなった財産に関しては官報に告示した。その財産は告示の日から連合側資産ではなくなり、権利継承を承認された者や、

この財産をかつて保全義務を免れるために国に無償譲渡すると申し出た者が、国が譲り受けて以降に負担した維持費用と法定利息の合計額に相当する金額を支払ってその財産を買い受けることができたが、それ以外のものは国庫に帰属するものとされた(第18条)。この結果、国庫に帰属した連合国外産は75点、現金・預金等576.1万円、土地564坪、地上権101坪、建物1棟46坪、動産315点である。このほか特殊財産管理勘定に属していた資金のうち国庫に帰属したものは796件、8122.3万円である。⁸⁾

〔注〕

- 1) 「条約案第15条に関する新提案(在日連合国外産補償問題)」(昭和26年5月5日)(大蔵省資料J220-55-30)、「連合国外産補償法について」(日付なし)(大蔵省資料J220-55-27)。
- 2) Law relating to compensations for the loss or damage of allied property in Japan (out line)が提出された(大蔵省資料J220-55-27, 30)。この案は昭和26年5月28日に「在日連合国外産の滅失または損害の補償に関する法律案要綱についての質問及び予備的説明」で修正要求を受けた。6月26日の検討案では Allied Powers Property Compensation Law となり「連合国外産補償法」に改称されている(大蔵省資料J220-55-30)。
- 3) 「連合国外産補償法案に対する主要要求事項」(昭和26年7月4日)(大蔵省資料J220-55-30)。
- 4) 「連合国外産補償法(案)」(昭和26年7月6日)、昭和26年8月25日および27日付の「連合国外産補償法案についての修正意見」についての回答(大蔵省J220-55-30)。
- 5) 「連合国外産補償法案発表について」(昭和26年8月28日大蔵省)(大蔵省資料J220-55-28)。
- 6) 昭和26年10月16日に the British Comments on the Observations of the Japanese Government が寄せられている(大蔵省資料J220-55-30)。
- 7) 略奪財産に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「賠償・終戦処理」(昭和59年、東洋経済新報社)の略奪財産の節を参照。
- 8) 大蔵省『第2次大戦における連合国外産処理』(戦後編)(昭和40年9月)、394-406ページ。

3 財産委員会による返還補償交渉

講和条約第15条(a)に基づき補償法が制定され、連合国外産補償審査会による再審査の道が開かれていたが、日本政府と当該国との間に紛争解決協定が締結

された場合には、この再審査の手続きは適用されない。日本政府に補償請求を開始する段階で、すでに補償請求国のほとんどがその間に紛争解決協定が締結されていたため、実際に適用されたのはわずかに1件だけであったが、昭和33年5月27日に審査会はこの請求を却下している。¹⁾ 紛争解決協定批准国が日本国政府のとした措置に満足しなかった場合には、協定に基づき財産委員会を開き、そこを舞台に交渉することになる。この協定によれば連合国外産が財産等の返還または補償請求に関する日本政府の決定に満足しなかった場合には、その通告を受けた日から6カ月以内に、財産委員会に最終決定の付託をすることができる(第1条)、この委員会は連合国外産政府の要請により設置され、その構成は当該連合国外産任命の委員、日本政府任命の委員および両者の合意による第3の委員の3名よりなる(第2条)、委員会の委員の過半数の決定は委員会の決定とし、最終決定としての拘束力を有する(第7条)。²⁾ この財産委員会は29年3月のイギリスの設置要請をはじめとして、6カ国から設置要請が提出され、要処理事件の付託とこれを審理する委員の任命が行われた。日仏財産委員会は第3委員の任命をみる前に、両国委員の勧告案を両国が受諾することで、35年2月8日に日仏間の請求事案はすべて解決された。日加委員会も事務局設置以前に懸案が解決し、不要となったので34年12月に廃止された。日濠委員会の付託事案は株式計算方法に関するものがわずかに1件で、オーストラリアが英連邦に属していることから、35年8月3日に日英委員会を利用して解決したい旨の申入れがあり、日本政府が同意したため、日濠財産委員会は案件の付託にとどまった。³⁾ 結局、実際に事務局の発会をみたのは、日英、日米、日蘭の3委員会のみであった。

こうして日英財産委員会は昭和34年1月15日に、日米財産委員会は同月21日に、日蘭財産委員会は同年10月17日にそれぞれ事務局を設置し、実質審理を開始した。当初の財産委員会への付託件数は79件であったが、その後の当事国大使館と日本側当局の協議あるいは委員会の政府代表間協議で解決をみて付託取下げとなった事案が多く、当事国間で解決ができず、財産委員会の最終決定を求めたものは、補償請求27件、返還請求2件にすぎなかった。

補償請求額が他の財産委員会に比較して格段に多額の日米財産委員会の補償請求額の内訳としては、特に株式損害補償が多い。アメリカ側の株式に係る補

償請求に対し、大蔵大臣決定としてわずか1件、三菱石油株式の33%を保有するタイドウォーター石油会社に対し1.24億円を認めただけであるが、付託事案の構成をみると、それは開戦時の東芝株式23%を保有するインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック会社、日本電気会社株式33%・住友電工株式12%を保有するインターナショナル・スタンダード・エレクトリック会社等の補償請求よりなる。⁴⁾当初22件、90.76億円の補償請求が付託されたが、アメリカ側は補償額算定方法に、原請求にない固定資産の戦時過当使用・棚卸資産の軍需発注解約等の損害項目を追加し、請求金額も10件、161.52億円に増額する改訂を加えた。これに対し日本側は損害が生じたのはタイドウォーター石油のみだとして争った。この事案の争点は、①開戦時の棚卸資産が消費されその後補充された資産が被害を受けたときに同一のものとみなせるか、②発行会社の損害額から控除すべき超過額の計算で、会社が開戦後に取得し補償時に有する財産であっても、開戦時に所有し非戦争損害を受けたものの代替と認められるものは、開戦時財産とみなして計算から除外できるか、③法の定める請求期限後に原請求にない新たな項目を追加するのは可能か、④開戦時の建設仮勘定として計上されていた資産の損害を固定資産と同一にみなして損害補償請求の対象とできるかであり、⁵⁾この審決は①に関してはアメリカ側の主張をいれ(要補償額47億円)、②に関しては個別に妥当額を算定し、③に関しては日本側の意見をいれ、④に関してはアメリカ側に同意した。結局この株式損害請求に対し67.9億円の補償額となった。このうち先述のゼネラル・エレクトリックへは38.2億円、スタンダード・エレクトリックへは22.7億円である。しかし35年度の賠償等特殊債務処理特別会計に計上していた連合国補償予算は68億円にすぎず、この株式補償のみで消尽してしまうので、即時払いはせず、結審の日より1年以内に支払うことになった。株式以外で日米財産委員会で結審をみた事項としては、当事者間の和解金の確認や、日本側の主張をいれた2件の事案の却下、3件の補償額の審決等がある。⁶⁾結局、日米財産委員会では、補償請求30件166.93億円に対し26件68.34億円の補償が確定した。

日英財産委員会では補償請求事案9件のうち、清算所得法人税についての1件は請求を棄却し、1件は当事者間の和解金額を確定し、7件に関し補償請求5.63億円に対し補償金2億円が支払われた。そのうち株式損害補償請求事案に

関しては、補償額算定で日米財産委員会が示した法律見解が採用されていた。⁷⁾返還請求も1件扱われ、神戸における社団法人所有地の返還が決定された。⁸⁾

日蘭財産委員会はオランダ船舶オブ・テン・ノールト号の返還請求の1件のみで、オランダ側原請求者はオランダ政府であった。昭和17年2月に拿捕された同船は日本海軍により徴用されていたが、日本降伏直後に海軍が沈没させ、これに対しオランダ政府が返還を求めたものである。しかし沈船現場が日本の領海外であり、これが補償対象に該当するか否かで争われた。結局、36年1月16日にオランダ政府の請求は棄却された。⁹⁾

こうして財産委員会による連合国財産の補償・返還は最終的に決着をみて、日米委員会は昭和35年12月28日に、日蘭委員会は36年8月1日に、日英委員会は同年8月24日に、それぞれ廃止された。そして同年11月1日に最終補償金の支払をみて、連合国財産に対する終戦処理は完了した。

なおインドとの講和条約第10条で、条約の解釈に係る紛争は2国間協議で解決すると規定されており、インドとの補償交渉の結果92件、12.51億円が紛争となり、昭和33年4～10月に2国間協議がもたれた。その結果、34年1月24日の両国間口上書の交換で最終的に決着し、1.566億円の補償金が支払われた。¹⁰⁾その後も連合国財産補償審査会は活動しないまま存置されていたが、53年5月23日の「審議会等の整理等に関する法律」(昭和53年法律第55号)による「連合国財産補償法」の改正とあわせて関係政省令も改正され、同審査会は廃止された。

〔注〕

- 1) 戦時中に日本綿糸布輸出組合が「物資統制令」(昭和16年勅令第1130号)に基づき、請求者の所有に係る綿布を買い上げた行為は、補償法の規定する損害原因に該当すると補償請求したが、日本政府は当時の時価相当額の支払をみたので損害はないと、請求書を返付した。これに対して請求者は審査会の再審査を求め、審査会の審査に付されたがその結果、審査会は大蔵大臣の決定を妥当と認め、再審請求は却下された(大蔵省『第2次大戦における連合国財産処理』(戦後編)(昭和40年9月)、517-18ページ)。
- 2) 前掲、『第2次大戦における連合国財産処理』(資料編)、204-5ページ。
- 3) 前掲、『第2次大戦における連合国財産処理』(戦後編)、412-14、539ページ。
- 4) 同上、556-57ページ。
- 5) 同上、556-59ページ。

- 6) 補償金額の審決をみたものは、コンチネンタル保険会社に23.9万フラン、フランク・ハロン・ヒレルに40.6万円、フランク・サッスーンに660万円の3件であり、和解金を確認したものはインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック会社の7.69万ドルである。またスタンダード船舶会社・スタンダード・バキューム石油会社については和解条件を明らかにして紛争の終結を宣言した(同上、552-63ページ)。
- 7) 東芝、王子製紙等の株式損害請求4件、3210万円で、880万円の補償審決があった。ほかに香港上海銀行に6.19万ドルと延滞利子、ヘルム・ブラザーズ・リミテッドに6930万円、オール・セインツ・チャーチ社団に2480万円、インターナショナル・エレクトリック・プラント会社に2500ポンドの補償金を払い、キン・ホン汽船に5050万円の和解金を払った(同上、560-63ページ)。
- 8) オール・セインツ・チャーチ社団の神戸の教会焼跡地の返還請求で、昭和35年11月15日に返還の審決があり、36年4月13日に返還された(同上、425-29ページ)。
- 9) オブ・テン・ノールト号は当初民有船舶であったが、オランダ政府が船会社に損失補償をしたため、オランダ政府が返還請求者となった。同船は日本領海から0.9浬沖に沈没し、条約第15条(a)の規定する「日本国にある連合国外産」に該当するか、昭和20年9月27日の口上書による同船損失補償についての日本政府の約束が、条約の規定する賠償請求権放棄(第14条(b))の対象となるかなどが争われた。なおオランダ側の主張した船舶損害は7億7710万円で、これは船会社に支払った額に5%の金利を上乗せしたものである(同上、416-25ページ)。
- 10) 同上、544-48ページ。

4 連合国外産返還にともなう損失処理

連合国外産は旧所有者の手に復し、また連合国人は講和条約とそれに基づく補償法で補償措置が講ぜられたが、既述のように「返還政令」(昭和26年政令第6号)第25条において「権利の消滅に因り当該権利の権利者に生じた損失の処理に関しては、この政令に定めるものの外、別に法律で定める」とした。このほか「株式回復政令」(昭和24年政令第310号)第30条および「家屋等譲渡政令」(昭和23年政令第298号)第10条の3においても、損失の処理または補償に関しては別に法律で定めるとしていた。実際に連合国外産の返還に関しては、返還前の所有者等へのかなり強引な返還命令が発動されたため、この措置に対して多くの不満が残されていた。そのため講和発効前から返還にともなう損失の支払を政府に求める要望が現れ、その一部は訴訟にまで発展していた。こうした状況のなかで、講和発効直前の第13国会参議院大蔵委員会において、大蔵省は他の戦争による損害の補償の問題との均衡をみなければならないので検討中との

答弁をしていた。¹⁾そして「返還政令」等にこの損失処理の法律制定が規定されているため、管財局では講和発効と連合国外産補償が進むなかで、返還による損失処理に関する法案を作成し省議に付したが、当時は戦後処理問題の解決を図るのは時期尚早との判断で、立法措置は見送られた。しかし個別に損失補償要求が提出されており、昭和30年以後にその要求件数が増大した。大蔵省は損失処理法の制定要求に対する対応を迫られていたが、やはり先の国会答弁同様の回答を損失補償請求者に繰り返した。²⁾管財局ではこの懸案を放置していたわけではなく、30年度予算に損失補償処理費を要求していたが、認められず、以後毎年この要求を計上した。

損失処理に関し第26国会衆議院大蔵委員会(昭和32年3月12日、4月5日)および参議院決算委員会(同年2月15日)においてそれぞれ質問を受けたが、大蔵省側の答弁はいずれも、なんらかの解決は必要であるが在外財産問題、農地補償その他の問題と関連があるので、よく検討したうえで妥当な成案を得てから国会に諮るというものであった。³⁾しかし国会で問題となったために、32年度の損失処理に関する方針を省議に諮り、法案提出準備のため管財局で資料を整備することになった。⁴⁾この損失処理案の検討にあたり問題となった点は、法制定により一挙に解決する場合の補償の現在額をどの基準で確定するか、占領という例外状況での返還命令により発生した私有財産の侵害を平時のそれと同一に補償できるか、他の戦後処理の問題とからめ財政負担も考慮する必要があるものでどうかなどであった。管財局が法制局と協議のうえ設定した損失発生時点についての基準は、連合国人から財産の返還請求を提出された時点によるというものであった。その理由は返還請求が提出された時点で返還が具体的に確定したからであり、返還請求が撤回された例がないこともこの見解を補強していた。また損失額の算定は返還政令が制定された時点から起算することとした。これに対して主計局は予算担当者として、この処理に消極的で、当面は家屋等譲渡政令関係のみを処理し、ほかを回避する意見や売却代金相当額をもって損失はすでに補填されているなどの意見を表明した。これに対し管財局はその非現実性を批判し、その結果、主計局法規課でも損失発生時点等の検討案を作成したが、結局、省内の結論には達しなかった。⁵⁾

この議論と平行して管財局外国財産課で法律案を作成していた。それによる

表 3-1 返還善後処理金請求支払状況 (昭和38年末現在)

(単位: 100万円)

	請 求		却 下 等		決 定				
	件 数	請求額	件 数	請求額	件 数	請求額	決定額	支 払 形 態	
								国 債	現 金
合計	2,163	1,945	13	49	2,150	1,896	1,880	1,876	5
うち本省	1,007	220	7	0	1,000	220	220	216	2

(注) 本省は株式のみ。

(出所) 大蔵省「第2次大戦における連合国財産処理」(戦後編)(昭和40年9月), 351ページ。

と請求者の範囲について、承継人は相続人に限るなどの限定を加え(第2条)、処理金の名称は「返還善後処理金」とし、完全補償に近い補償金等の名称を回避し、支払は国債で行う(第3条)、処理金の金額は返還請求時から損失額を算定し、売却財産相当額に物価指数を乗じた金額とし、この処理金に法定利子を付す(第4条)。このほか自己取得株式の損失額算定時点や在外会社株式の損失額処理等も考慮されていた。結局、昭和32年12月の省議でこの管財局案は検討されたところ、この処理が必要な時期ではあるが農地補償への政治的影響が憂慮されるので、与党の意向をくんで処理することになり、管財局長が与党に打診したところ否定的であったため、省内でも消極的とならざるをえなかった。33年度予算は損失処理の予算を組み込まず、もし法案を提出した場合には現金支給分と事務費は流用によって処理する方針であった。⁶⁾

こうして昭和33年度の損失処理は見送られたが、在外財産処理が「引揚者給付金等支給法」(昭和32年5月17日法律第109号)として成立し、また農地補償も解決の目途がついたため、34年度から処理を開始するため法案を提出することとし、34年1月30日に省議決定、同月31日に閣議決定し、「連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案」が第31国会に提出されることになった。その要旨は、財産返還にともない国内所有者等に損害が生じたので、損失を処理する、損失額は財産の返還または譲渡等が請求された時点の時価額を算定し、その金額から返還時に受領済みの当該財産の売却価額相当額を控除したものとす、金額計算は有体財産については種類別の倍数を乗じ、株式は損失算定時点の時価とする、損失算定時点の金額に支払遅延利息として法律施行日の前日まで年5%の加算金を加える、これらを返還善後処理金として交付国債で支払

うというものであった。⁷⁾

こうして「連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律」(昭和34年5月15日法律第165号)が公布され、昭和34年11月2日に施行された。⁸⁾ この施行令も7月28日に公布、11月2日に施行された。法施行日より2年以内に返還善後処理金支払請求書の提出を求め、その審査を経て損失処理金が支払われることとなった。施行日が11月2日になったのは、法律附則第1項に公布後8カ月以内に施行すると定められており、関係者に対して施行前に周知徹底する必要があり、かつ国債利子が予算に計上されていないため、施行日に国債が発行された場合の第1回利払いが次年度になるような時期として設定された。処理金請求者ごとの額の確定は34年8月末までに終了するものとされた。事務処理はおおむね財務局に任せ、本省は東京に集中しかつ政令の複雑な株式回復政令関係のみを扱う(第10条)、34年4月28日の参議院蔵委員会で大臣が表明した返還処理に関する審議会に類するものとして、官制上の組織とは別の国内補償事務審査委員(仮称)を委嘱し、この委員に連合国財産の管理等に従事していた4信託銀行から各1名を選任し、1件100万円以上の処理金(約170人)の金額決定の際に意見を徴することにした。⁹⁾ こうして11月2日より損失処理金の支払が開始されたが、返還請求件数2168件、19.45億円(うち本省1007件、2.2億円)で、支払決定をみたもの2150件、18.8億円(うち本省1000件、2.2億円)であった。支払形態は交付国債18.75億円と端数の現金である。¹⁰⁾ この累年支払額は34年度8.6億円、35年度9.75億円で、37年度までの累計18.8億円となり、損失処理金の支払を終了した(表3-1)。法律によれば大蔵省の審査に対し不服の申立ても可能であり(第6条)、5件の申立てがみられたが、申立て認容・棄却・取下げのいずれかで処理された。¹¹⁾

〔注〕

- 1) 管財局外国財産管理課長佐々木庸一の油井賢太郎委員の質問に対する説明(『第13回国会参議院大蔵委員会議録』第36号(昭和27年4月3日), 2ページ)。
- 2) 「連合国財産の返還に伴う損失の処理について」(昭和33年4月16日管財局外国財産課)(大蔵省資料J15.0-54-3)。
- 3) 『第26回国会参議院決算委員会議録』(昭和32年2月15日), 『第26回国会衆議院大蔵委員会議録』(昭和32年3月12日)。
- 4) 前掲, 「連合国財産の返還に伴う損失の処理について」および「連合国財産の返還に

伴う損失の処理又は損失の補償について」(昭和33年10月1日管財局外国財産課)(大蔵省資料J15.0-54-3)。

- 5) 前掲,「連合国外産の返還に伴う損失の処理について」は主計局に対し「譲渡政令関係の損失補償を先ず実施することの非合理性について」(昭和32年10月11日管財局外国財産課),「売却代金相当額の支払いによって損失の処理が完了しているという意見の非合理性について」(昭和32年10月11日管財局外国財産課)で反論している(大蔵省資料J15.0-54-3)。
- 6) 前掲,「連合国外産の返還に伴う損失の処理について」。
- 7) 大蔵省資料J15.0-54-12。
- 8) 「連合国外産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律の施行期日を定める政令」(昭和34年7月28日政令第265号),「連合国外産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律施行令」(昭和34年7月28日政令第266号)。
- 9) 「連合国外産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律」(昭和34年法律第165号)の施行に関する大綱方針について」(昭和34年6月19日省議決定)(大蔵省資料J15.0-54-12)。
- 10) 大蔵省「第2次大戦における連合国外産処理」(戦後編)(昭和40年9月),351ページ。
- 11) 同上,360ページ。

第2節 閉鎖機関処理

1 講和後の閉鎖機関特殊清算の概要

昭和20年9月30日の連合国外産司令部の覚書「外地並びに外国銀行及び特別戦時機関の閉鎖」(SCAPIN74)で旧植民地,占領地の金融機関,開発機関等の閉鎖と清算が指令された。その後も閉鎖機関の指定が続き,多くの特殊法人と戦時経済統制会社等が閉鎖指定を受けた。閉鎖機関財産の管理のため21年2月6日に閉鎖機関保管人委員会の設置が指令された(昭和21年大蔵・外務・司法省令第1号)。その後,21年10月5日に総司令部はそれら機関を閉鎖するにとどまらず清算するよう指令を出し,22年3月8日に「閉鎖機関令」(昭和22年勅令第74号),「閉鎖機関整理委員会令」(昭和22年勅令第75号)が制定され,閉鎖機関保管人委員会にかわり同年5月1日に閉鎖機関整理委員会が設置された。そして整理委員会の手で在外資産負債を除外したまま国内資産負債のみでの特殊清算が実行された。¹⁾

閉鎖機関整理委員会が解散した昭和27年3月31日の時点で清算未了の閉鎖機関は日本証券取引所有価証券売買取引事業特別会計を含め471件あり,²⁾これらの清算業務続行のため大蔵大臣は,4人の特殊清算人を任命し清算業務を引き継がせた。これらの特殊清算人は4月1日に在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所,特殊法人関係閉鎖機関特殊清算事務所,一般法人関係閉鎖機関特殊清算事務所,大阪関係閉鎖機関特殊清算事務所をそれぞれの清算事務所として,清算を開始した。³⁾26年度末で清算未了の閉鎖機関は在外活動関係閉鎖機関52件,特殊法人関係閉鎖機関19件,一般法人関係閉鎖機関311件,大阪関係閉鎖機関89件であった。このうち大阪関係閉鎖機関の清算は進み28年度末で9件となり,ほぼ終了した。また一般法人関係閉鎖機関は29年度末で48件となり,その業務は大幅に減少した。だが在外活動関係閉鎖機関と特殊法人関係閉鎖機関の清算はなかなか進捗しなかった。この両者の28年8月の債務弁済状況をみると,在外活動関係閉鎖機関の債務は,27年度以降特殊清算人のもとで,資本金の全額

表 3-2 閉鎖機関清算結了

年度	在外活動		特殊法人		一般法人		大阪法人		独自清算		合計		復活清算	清算計
	清算	残り	清算	残り	清算	残り	清算	残り	清算	残り	清算	残り		
昭26		52		19		311		89		2		473		
27	9	43	—	19	95	216	12	77	1	1	117	356	1	118
28	4	39	2	17	113	103	68	9	1	—	188	168	—	188
29	4	35	3	14	55	48	—	9	—	—	62	106	34	96
30	5	30	2	12	2	46	—	9	—	—	9	97	16	25
31	6	24	1	11	9	37	3	6	—	—	19	78	8	29
32	11	13	3	8	36	1	6	—	—	—	56	22	7	63
33	2	11	—	8	—	1	—	—	—	—	2	20	28	30
34	2	9	—	8	1	—	—	—	—	—	3	17	—	3
35	1	8	1	7	—	—	—	—	—	—	2	15	—	2
36	—	8	1	6	—	—	—	—	—	—	1	14	—	1
37	—	8	1	5	—	—	—	—	—	—	1	13	—	1
38	—	8	1	4	—	—	—	—	—	—	1	12	—	1
39	1	7	—	4	—	—	—	—	—	—	1	11	—	1
40	1	6	—	4	—	—	—	—	—	—	1	10	—	1
41	—	6	1	3	—	—	—	—	—	—	1	9	—	1
50	—	6	3	—	—	—	—	—	—	—	3	6	—	3

(注) 1. 昭和42～49年度の間変化なし。
2. 復活清算は最終清算のみ集計。

(出所) 大蔵省資料。

取崩し等によりわずか5.9%の弁済をみているだけであり、また特殊法人関係閉鎖機関の債務は未償還の社債等が多額に残り、一般債務を中心に7.5%の債務弁済が進んだだけであった。こうした清算処理の停滞は特殊清算の対象から在外資産・負債および社債の処理を棚上げにしたためであり、その最終的処理方針の確定は「閉鎖機関令」の改正のみならず、対外関係諸問題の処理とも複雑に絡んでおり、また横浜正金銀行や交易営団のように多くの法人との取引により入り組んだ債権債務関係が残っている例もあるなどのことから、早急な解決は困難であった。だが一般法人関係および大阪関係の閉鎖機関の清算または指定解除は比較的円滑に進み、前者は33年度、後者は31年度でほぼ清算を終えた。これにより一般法人関係清算事務所は33年3月13日に、大阪関係清算事務所は29年3月10日にそれぞれ業務を終了した。このほか閉鎖機関整理委員会により26年度までに清算結了とされた閉鎖機関で27年度以降に清算復活となった93機関は一般法人関係清算事務所に引き継がれ、33年度に28機関の清算結了を

もって終了した(表3-2)。後述の在外活動金融機関のほかに第2会社を設立した閉鎖機関もなかにはあった。⁴⁾

在外活動関係閉鎖機関と特殊法人関係閉鎖機関も、後述のように「閉鎖機関令」の改正により在外債務弁済のための資産等の留保や社債の弁済の開始により清算が進んだ。昭和31年の「閉鎖機関令」の改正で従業員債務と社債債務の弁済が可能となり、たとえば多額の従業員債務と未償還社債債務を抱えていた南満州鉄道は32年3月28日に、多額の未償還社債債務を抱えていた満州重工業開発は32年7月29日、中支那振興は32年11月15日に、東洋拓殖は33年2月26日に、北支那開発は33年4月5日にそれぞれ清算を結了した。⁵⁾ こうした清算の進展により、34年度末では清算未了の在外活動関係閉鎖機関は9件、特殊法人関係閉鎖機関は8件にすぎず、ほぼ業務は終わりに近づいていた。だがその後の両者の動きは鈍く、特殊法人閉鎖機関は50年9月26日の住宅営団、同月29日の交易営団・戦時金融金庫の清算の終了によりようやく完結し、特殊法人関係清算事務所は50年12月3日に閉鎖された。⁶⁾

(注)

- 1) 占領期の閉鎖機関処理については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「賠償・終戦処理」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 同会計は昭和21年6月9日に閉鎖機関保管人委員会の所管に置くように指令を受け、同月19日の「日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産に関する省令」(昭和21年大蔵・司法省令第4号)によって、閉鎖機関に準じて清算されることとなった(閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』(昭和29年)、36ページ)。同会計は何回も清算結了と清算復活を繰り返したが、38年1月31日に最終的な清算を結了し、同年4月1日に大蔵大臣の承認を受けた。
- 3) 前掲、『閉鎖機関とその特殊清算』、1599ページ。日本証券取引所有価証券売買取引事業勘定特別会計は特殊法人関係閉鎖機関の一環として清算された。
- 4) 東亜海運株式会社(昭和22年5月8日閉鎖指定、ただし同社は21年11月22日に「東亜海運株式会社の解散」(SCAPIN1244)の覚書で解散を命ぜられた)は同名の社名で32年9月27日に第2会社の設立をみたが、清算はその後も続き指定解除となったのは35年10月27日である。日本木材株式会社(22年7月18日閉鎖指定、同社も21年6月26日に「日本木材株式会社及び地方木材会社の解散」(SCAPIN1037)の覚書で解散を命ぜられた)は29年5月28日に日本索道株式会社を設立した。同社の清算結了は29年9月17日である。
- 5) 債務弁済の手段として株主に未払込資本金の徴収を求めた例もある。北支那開発株式会社や東洋拓殖株式会社等がそれであり、前者は昭和28年9月まで760万円、後者は

220万円を徴収し、役員退職金等に充当した。この措置は「閉鎖機関の未払込株金等の払込に関する命令」(昭和22年9月30日総理庁・大蔵・外務・商工・運輸・農林・厚生・司法省令第3号)に基づくものであった(前掲、『閉鎖機関とその特殊清算』, 1573ページ)。

- 6) 交易当団は後述の接収貴金属処理のなかで、接収ダイヤ等の買収に要した費用に係る補償として、昭和36年4月から41年3月までの間に国から交付金2.99億円の受給を受けることにより清算が進展した。日本金属株式会社も同様に交付金を受けたが、特殊清算の必要がなくなり、34年8月15日に閉鎖機関の指定を解除され、会社を継続することとなった。

2 「閉鎖機関令」の改正と在外活動金融機関の清算

大蔵省は講和後への法的整備を図るため「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律」を第13国会に提案し、「閉鎖機関令」の修正等を盛り込んだ。その国会審議において大蔵省は、今国会に閉鎖機関の指定解除を促進することにより一般法人としての清算の道を開く「閉鎖機関令」の改正提案をするとの方針を開陳したが、法案作成の過程において清算残余資産を基礎に第2会社を設立する案を盛り込むことも考慮されていた。¹⁾しかし昭和27年5月28日の大蔵省での省議で「閉鎖機関令」の改正案の検討をした際に、朝鮮銀行、台湾銀行等の在外活動関係閉鎖機関に対する制限の緩和が問題となり、第2会社設立については、日韓交渉等の外交交渉の途中であり朝鮮銀行、台湾銀行等の在外財産処理が不確定のため、直ちに第2会社設立に進むような「閉鎖機関令」の改正は見送ることとし、在外活動関係閉鎖機関に対しては従来どおり指定解除あるいは第2会社設立を許可しない旨の決定がなされた。²⁾

こうした方針に基づいて第13国会に「閉鎖機関令」の改正法案が提出される。同案の主な内容は、特殊清算人に株主総会を招集させ、閉鎖指定解除機関の清算事務執行者として、清算人を選任させ、指定解除に関連する政府への報告や利害関係人への異議申立て規定を整備し、特別法に基づき設立された機関の指定解除後の清算については政令で別に定める、講和条約発効後の在外財産の清算処理増加見込みに対処するため、特殊清算の対象を国外本支店等の債権債務にまで拡大し、かつ在外負債清算のため国内に留保されている資金については、

条約に基づいた在外負債の処理方針が確定次第、それに応じた処理規定を設ける、返還在外財産の受入れのためそれを国内資産とみなす、日本国外に主たる事業所がある法人に清算所得税を課す、以上であった。この法案の改正を促進する側からは、衆議院大蔵委員会で、閉鎖機関の債務弁済のために蓄積されている保有資金の運用の積極化を求める意見が出されている。昭和27年3月まで97億円ほどの資金が保有されており、これが閉鎖機関整理委員会の時代には日本銀行に当座預金勘定を開くとともに、投資証券勘定で国債や食糧証券として運用されていたが、日銀はもとよりそれを好まず、整理委員会の解散後は特殊清算人の責任で、日銀から引き出して独自運用することになるが、その資金のさらなる積極的運用を求めたものであった。市中金融逼迫のおりから、閉鎖機関の保有資金の市中への還流の要望は強かった。実際には閉鎖機関資産約200億円のうち半分が在外活動閉鎖機関の留保資産で、朝鮮銀行、台湾銀行の資産が突出していた。それらは今後の帰趨が不明の資産であるため、第2会社の設立等に利用することは困難であると、大蔵省は説明していた。³⁾特に27年4月23日の衆議院大蔵委員会には、朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行の旧関係者5名が参考人として出席し意見を開陳したが、朝鮮銀行・台湾銀行関係者は今回の「閉鎖機関令」の改正がこの両行に第2会社の設立を認めないなどのことから、改正案に対し反対意見を表明し、第2会社を設立して旧行員に復職の場を提供してほしい、さらに具体的には朝鮮銀行はできれば銀行に、台湾銀行は南方貿易の保証機関に再生したいとの要望を表明した。⁴⁾しかし大蔵省の意見は対外的取決めにより在外財産処理の決着がつくまで、在外活動関係閉鎖機関の特殊清算人による清算手続きを続けざるをえないというものであった。こうして在外活動関係閉鎖機関の第2会社設立のための「閉鎖機関令」の改正は見送られた。このほか衆議院大蔵委員会では6月19日に修正提案があった。その内容は政府提案のうち閉鎖機関の特殊清算対象範囲の拡大を国外本支店等の債権に限定し、在外店舗債務については除外するというものであった。その理由は当面の返還見込債権としては在ブラジル旧横浜正金銀行債権のみしかなく、その他の債務の返済は予定されておらず、あえて在外債務を国内留保資産で返済する条項を盛り込めば今後の外交交渉に悪影響があるというものであった。⁵⁾この修正案は可決され、「閉鎖機関令」(昭和27年7月16日法律第234号)と

して公布された。

こうして在外活動関係閉鎖機関は昭和27年の「閉鎖機関令」の改正では閉鎖指定の解除をみななかったが、在外活動関係閉鎖機関側の強い要求もあり、第16国会に改めて改正案が提出された。改正案の内容は、①在外債務の総額が在外資産の総額を超える場合のその超過額および政令で定める金額等を留保することを条件に、社債の弁済および残余財産の処分を認める、またこれら機関の指定を解除することができるとし、指定解除機関が外国法人である場合は、「商法」の規定による外国会社の清算開始があったものとみなし、裁判所に清算人の選任を求め、また日本法人の場合においては株主総会を招集し、清算人を選任して「民法」および「商法」による清算に移行する、②株式会社である閉鎖機関が指定解除された場合には現行法上、清算を結了する建前となっているのを改め、株主総会において発行済株式の1/2以上の株主が出席し、その議決権の2/3以上に当たる多数の賛成で会社を継続させることもできる、③株式会社である閉鎖機関の残存財産で新会社を設立する道をひらく、すなわち発行済株式の総数の1/10以上の株式を有する株主は特殊清算人にその旨を申し立て、特殊清算人はその趣旨に従い新会社設立計画案を作成し、株主総会に諮り大蔵大臣の認可を受けて新会社を設立することができる、以上であった。この改正案の質疑の過程で、とりわけ大口の在外関係閉鎖機関すなわち朝鮮銀行および台湾銀行の第2会社設立準備の手続きが問題となり、その設立の際に特殊清算人を特別に選任する、新会社は在外資産負債を継承しないなどの政府方針が明らかにされたが、⁶⁾ 他方、在外活動関係閉鎖機関が戦時下で軍の作戦活動に協力した機関であり、それが第2会社として復活するのは、他の国内の閉鎖機関が清算され財産が処分されたのと比較し不公平であり感情的にも納得できないという意見も表明された。⁷⁾

こうした審議を経て昭和28年7月22日には衆議院大蔵委員会に政府案を修正する提案がなされ、7月24日に改正案は可決された。その要点は、①「金融機関再建整備法」(昭和21年法律第39号)の規定による調整勘定受益権の譲渡の禁止を緩和し、閉鎖機関等の譲渡を認める、②閉鎖機関が調整勘定受益権等以外に債務弁済に充当するほかの金銭等の財産がない場合には、命令の定めるところにより調整勘定受益権等のすべてを信託したときは、その債務および残余財

産の分配義務を免れる、③閉鎖機関が新会社を設立する際には、株式の過半数を有する株主の賛成を得なければならないとする政府原案を修正し、出席株主の議決権の2/3以上で、かつ発行済株式の総数の1/10以上の賛成をもって新会社の設立ができることに改める、などであった。以上の修正案は閉鎖機関の清算の促進と第2会社設立を一層容易にするものであった。さらに閉鎖機関の株主が新会社設立を申請した場合に、閉鎖機関の実情に照らしその必要があると認められるものについては、その閉鎖機関の旧関係者より特殊清算人を選任し、新会社設立の促進を図るとの付帯決議がなされた。⁸⁾ この改正案は可決され、昭和28年8月1日法律第133号として公布された。

昭和28年11月14日に朝鮮銀行および台湾銀行にそれぞれ特殊清算人が選任され、独自清算が開始されたが、在外財産の処理の包括的方針が固まるまでは、両行の最終的清算と第2会社設立は見送られざるをえなかった。この在外財産問題の処理方針として、在外財産問題調査会が29年2月22日に答申した「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金等の処理」に基づき、⁹⁾ 在外財産問題のうち未払送金為替・外地預金等の金融債務を分離して先行処理することとなり、この答申に即して、第19国会に政府は「金融機関再建整備法の一部を改正する法律案」、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案」および「閉鎖機関令の一部を改正する法律案」を提出した。これにより在外債権債務を有する再建整備対象金融機関、在外会社、閉鎖機関については未払送金為替および外地預金等を清算の対象に入れた。特に「閉鎖機関令」の改正に限定すれば、改正案の要点は、①在外店舗債務のうち未払送金為替・外地通貨預金等を日本国内に住所を有するもの(個人および法人)、閉鎖機関、在外会社に対し国内残存資金の枠内で支払、また受領人の債務と相殺することもできる、さらに外地通貨建て債務は所定換算率により処理する、②閉鎖機関の外地にある財産の管理処分も特殊清算人が担当する、③特殊清算人は少額債務については債権者のために弁済すべき財産を供託または信託することにより、また閉鎖機関の発行した社債・営団債等についてはその償還を金融機関に委託することにより債務を免れることができる、などであった。

この法案の審議の過程で、未払送金為替と外地預金以外の在外財産問題の処

理については、在外財産問題調査会の最終的結論が出てから総合的に検討すべきものであり、「閉鎖機関令」の改正だけでは処理できないと、小笠原三九郎大蔵大臣と窪谷直光管財局長は説明していた。¹⁰⁾ また朝鮮銀行の現有国内資産80.8億円から送金小切手6.25億円と外地預金7.11億円を支払っても67.43億円が残り、台湾銀行も29.08億円の国内資産から送金小切手5.1億円と外地預金1.17億円を支払っても、22.80億円が残る見込みであった。だが横浜正金銀行は国内債務の55%しかまだ支払ってはならず、そのうえ現有国内資産2.93億円に対しこの改正で新たに未払送金為替20.35億円と外地預金93.23億円の債務が発生し、その支払のためには、現有資産は決定的に不足しており、この資産負債の不均衡が憂慮された。¹¹⁾ 横浜正金銀行の在外店舗等の資産の返還は将来見込まれるものの、当面の横浜正金銀行の支払財源は改善される見込みがなかった。このため昭和29年4月21日の衆議院大蔵委員会でこの法案を可決する際に、横浜正金銀行等の未払送金為替および外地預金の支払ができるような措置を政府が講ずること、および特殊清算人が債権者への弁済財産を信託する場合には主たる利益代表者に信託することなど、引揚者の利益を考慮するように求める付帯決議が付された。¹²⁾ 可決された改正法は昭和29年5月15日法律第105号として公布された。

朝鮮銀行と台湾銀行はすでに第2会社設立の申請をしていたが、第2会社を設立するには「朝鮮銀行法」(明治44年法律第48号)および「台湾銀行法」(明治30年法律第38号)に両行の解散条項がないため法律手続きが必要であり、また第2会社設立の際の両行の残余財産の確定も必要であった。そのため「閉鎖機関令」のさらなる改正が必要であったが、管財局は在外債務処理対象範囲を、外地従業員債務と日本を履行地とする諸債務の弁済にまで拡張する方針をとり、あわせて朝鮮銀行・台湾銀行の残余財産確定の際に「朝鮮銀行法」および「台湾銀行法」に基づき国庫納付金を課すという「閉鎖機関令」改正案を作成した。昭和30年5月19日付の草案によると、要点は、①日本国内に居住する閉鎖機関の役員または従業員に対し退職金等を支払う、②朝鮮銀行および台湾銀行は在外債務超過額等を日本国内財産から留保したのちの残存財産の(a)1/4相当額、(b) (a)および残存財産の1/10相当額を控除した金額の1/3を国庫に納付することとし、その納付には国債を充てることができる、③この納付がないかぎり残余

財産の処分・第2会社の設立は認めないなどというものであった。¹³⁾ しかし同案を30年に国会に諮る前に打診したところ、石橋湛山通商産業大臣が原子力産業技術振興の公団類似機関をつくるための財源として両行保有国債を充当したいと表明して反発を受け、また民主党は民間法人の利益金処分を奪うのは憲法上問題があるとして反対し、結局、30年に「閉鎖機関令」の改正案の提出は不可能となった。¹⁴⁾

この草案は昭和31年に改正され、両行の納付金に関する上記のような条文をさらに簡略にし、残存財産の1/2とするなどの改正案も検討されているが、¹⁵⁾ 31年1月25日の「閉鎖機関令及び在外会社令の一部改正法案要綱(案)」においては、30年中に検討された草案に基づき「閉鎖機関令」の改正案を作成することとなった。¹⁶⁾ すなわち、①在外店舗債務のうち外地従業員債務と日本を履行地とする債務を支払うこととし、外貨表示債務については外地預金について設けられた換算率と同一の換算率を適用する、②朝鮮銀行、台湾銀行については発券銀行であったため、その国内残余財産から「朝鮮銀行法」および「台湾銀行法」で規定されている納付金制度に準じた金額を国庫納付させ、そのあとに新会社設立等の残余財産の処分をなしうるものとするなどであった。特に朝鮮銀行・台湾銀行の残余財産は既述のように多額にのぼるため、その処理に関して、管財局は31年1月25日の「鮮、台銀の残余財産処理案について」で、残余財産に関し国庫納付させる場合の納付金割合の検討を行った。¹⁷⁾ その結果、納付金率は「朝鮮銀行法」および「台湾銀行法」の納付金率基準に準拠することとなり、両行の清算利益のなかから納付金を納付させることになった。以上の1月25日の方針は、大蔵省が両行の残存資産の多くが戦時国債である点を問題とし、両行に未償還の戦時国債が多額に残ることは好ましくないと判断し、その政策的吸収を考慮した結果策定されたものであり、納付金条項は両行から強い反発を受けながらも撤回することはしなかった。¹⁸⁾ そして第24国会にこの「閉鎖機関令」の改正案が提出された。その要点は、①在外債務超過額の留保後、残余財産を「朝鮮銀行法」および「台湾銀行法」の納付金の規定に準じて算出した金額を、国庫に納付させることとし、②朝鮮銀行および台湾銀行はこの納付金を納めぬうちは第2会社の設立を認めないなどであったが、先の草案にみられた国債をもって納付金とする条項は削除されていた。この政府案に対

する質疑としては、朝鮮銀行および台湾銀行の納付金の法律的妥当性の有無が最も問題となった。正示啓次郎管財局長の答弁によれば、国内に残る朝鮮銀行および台湾銀行の国債等の資産は、両行が植民地発券銀行として日銀代理店となり、臨時軍事費等の国庫送金を引き受け、当該送金のために内地で払い込まれた日銀券をもって戦時国債を購入したことなどにより発生したものであり、これは両行の銀行券発行特権等により蓄積された資産とみなしうるものであるから、その清算益の処分についても国庫納付金条項に準ずるよう「閉鎖機関令」を改正して、国が所定の国庫納付金を取得するのは当然であるというものであった。¹⁹⁾ この両行以外に朝鮮殖産銀行の場合には、残余資産が4.5億円に対し、簿価の在外資産18.8億円、在外負債22.34億円で、3.54億円の債務超過となり、この分を残余財産から留保する必要があるが、今回の改正で、日本国内に支払義務のある退職金と社債が弁済すべき債務として新たに発生し、特に朝鮮殖産銀行債の弁済に要する金額が多額のため、残余財産をもってしては4割ほどしか弁済の見込みがなく、ために残余財産の株主への分配は不可能の状態にあった。²⁰⁾

この「閉鎖機関令」の改正案は政府提案どおり昭和31年4月10日に衆議院大蔵委員会を通過したが、その際に閉鎖機関の旧従業員の解雇手当の支給に関しては、閉鎖機関指定日以前の重役会決定事項であるので旧役員より書面による申し出があった場合には、政府が善処するという付帯決議がなされた。²¹⁾ この法案は可決され、昭和31年5月21日法律第109号として公布され、同日施行された。同法に従い閉鎖機関の外地従業員への退職金と社債の弁済が始まり、閉鎖機関の整理は一層進んだ。以上の「閉鎖機関令」の改正に基づき、朝鮮銀行は31年11月24日に株主総会を開催し、新会社設立計画案の承認を受け、32年3月31日までに国庫納付金の支払を終えて、特殊清算事務を終了し、7月24日に清算終了に係る大蔵大臣の承認を受けた。なお第2会社は3月19日の創立総会を経て4月1日に日本不動産銀行の名で設立された。台湾銀行も同様に31年11月19日に新会社設立に係る株主総会を開催し、32年3月31日までに国庫納付金の支払を終えて、特殊清算事務を終了し、第2会社として日本貿易信用株式会社が4月1日に設立され、7月24日に清算終了に係る大蔵大臣の承認を得た。ただしその後、台湾銀行のインド、ペルー、セイロン等の在外財産が返還され

たため、33年7月23日に清算業務を復活し、最終的に清算終了となったのは40年4月16日であった。

横浜正金銀行は在外財産の返還が遅れたため清算も遅れていた。返還要求を続けていたが、在ブラジル資産等の返還後の処理をめくり、それを基礎に現地法人を設立するか否かで旧横浜正金銀行関係者の間で対立が生じたが、昭和30年3月に在ブラジル資産で東京銀行支店を設置することに落ち着いた。これら在外資産の返還等で最終的に残余財産が生ずる見込みとなり第2会社の設立準備を開始したが、横浜正金銀行は海外における対政府債権債務関係が複雑に残り、その処理も問題となった。35年9月の横浜正金銀行の資産超過額の試算では、対政府債権として、在外公館保管金、漢冶萍公司、中日実業、東亜興業等の外地関係の債権が計上されていたが、その評価については主計局と管財局との間で評価にかなり差があり、最終残余財産の確定に手間どった。²²⁾ だがその後、対政府債権の処理に目途がつき、38年6月25日に第2会社の設立の承認を受け、39年6月16日に清算終了に係る大蔵大臣の承認を得た。そして第2会社設立のための「閉鎖機関令」の要件を満たすため、大蔵省名義の旧横浜正金銀行株式を1株約1500円(旧横浜正金銀行の1株当たり残余財産の金額に相当)で第一、東海、東京、日本興業、朝日の5銀行が譲り受けるとともに、第2会社設立申立人となり、日本中央地所株式会社が同年2月20日に設立された。なお大蔵省名義の旧横浜正金銀行株式の多くは財産税等で物納され、国有財産となっていたものであり、発行済株式100万株の約43%を占めていたものである。²³⁾ 他方、国内資産の乏しかった朝鮮殖産銀行は、33年9月3日に清算終了となったが、第2会社は設立されず、別に旧役職員の退職金等の拠出をもとに殖銀不動産株式会社が32年9月2日に設立された。

なお戦後の経済復興に役立てる見地から、「旧日本占領地に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(昭和24年8月1日政令第291号)に基づき、閉鎖機関の特殊清算とほぼ同様の手続きでいわゆる在外会社の特殊整理が行われた。在外会社には1358社が指定されたが、昭和50年3月末で、736社の整理を結了し、616社が指定解除され、6社が整理中であった。

〔注〕

- 1) 『第13回国会衆議院大蔵委員会議録』第40号(昭和27年3月27日), 16ページ, 堀口定義管財局閉鎖機関課長の説明。
- 2) 『日本経済新聞』(昭和27年5月29日)。
- 3) 堀口管財局閉鎖機関課長の答弁(前掲, 『第13回国会衆議院大蔵委員会議録』第40号, 15ページ, 同第52号(昭和27年4月17日), 5ページ)。
- 4) 旧朝鮮銀行副総裁星野喜代治, 旧台湾銀行頭取上山英三ら6名である(同上, 第56号(昭和27年4月23日), 1-6ページ)。星野は従来の閉鎖機関整理委員会および特殊清算人による清算費用は多額に失し, しかもこのたびの「閉鎖機関令」の改正は憲法違反であり, また日韓会談における韓国側の請求権主張に利するものであると激しく批判した。
- 5) 同上, 第93号(昭和27年5月19日), 3ページ。
- 6) 阪田泰二管財局長の説明(『第16回国会衆議院大蔵委員会議録』第26号(昭和28年7月21日), 13-14ページ)。
- 7) 同上, 第28号(昭和28年7月23日), 5-6ページ。
- 8) 同上, 第29号(昭和28年7月24日), 9-10ページ。
- 9) 内閣総理大臣官房管理室『在外財産問題の処理記録』(昭和48年), 11-12ページ。
- 10) 『第19回国会衆議院大蔵委員会議録』第36号(昭和29年4月7日), 11-12ページ。
- 11) 同上, 11ページ。
- 12) 同上, 第44号(昭和29年4月21日), 7ページ。なお「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」(昭和29年5月15日法律第106号)と「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律」(昭和29年5月15日法律第107号)も同時に成立した。
- 13) 「閉鎖機関令の一部を改正する法律案」(昭和30年5月19日)(大蔵省資料Z26-31)。
- 14) 同上, および『第24回国会衆議院大蔵委員会議録』第26号(昭和31年4月6日), 8ページ。
- 15) 「新旧条文対照表, 閉鎖機関令(昭和22年勅令第74号)」(大蔵省資料Z26-31)。
- 16) 大蔵省資料Z26-31。
- 17) 大蔵省資料Z26-31。
- 18) 国債保有額は昭和31年12月23日で朝鮮銀行が55.76億円, 台湾銀行が13.59億円と試算されている(「朝鮮銀行及び台湾銀行保有国庫債券のうち31年度に償還されるものの調」(昭和30年12月23日)(大蔵省資料Z26-31))。
- 19) 『第24回国会衆議院大蔵委員会議録』第24号(昭和31年3月30日), 7ページ。
- 20) 同上, 第26号, 6-7ページ。
- 21) 同上, 第27号(昭和31年4月10日), 10ページ。
- 22) 「閉鎖機関横浜正金銀行の対政府債権債務の処理について」(昭和35年9月16日主計局法規課)(大蔵省資料Z21-536)。
- 23) 昭和32年3月末現在で100万株中政府保有43万2295株である(『財政金融統計月報』第79号(昭和32年12月), 19ページ)。

第3節 接收貴金属処理

1 処理法制定前の接收貴金属処理

連合軍による日本占領後, 昭和21年2月12日連合軍総司令官覚書「金銀貴金属及び貴石の日本銀行による第8軍への引渡しについて」(SCAPIN732)の覚書により日本政府, 日本銀行, 交易営団, 中央物資活用協会, 金銀運営会, 金属配給統制株式会社, その他民間の保有貴金属が接收を受けた。¹⁾ 連合軍の貴金属接收開始後, 21年5月16日に政府は「臨時貴金属数量等報告令」(昭和21年勅令第275号)を公布し, その報告をまとめ, 連合軍の貴金属接收を促進した。接收貴金属について「接收貴金属等の数量等の報告に関する法律」(昭和27年8月5日法律第298号)による被接收機関別内訳は, 正貨準備や対外決済用の日銀保有金92トン, 372億円, 旧陸海軍工廠等が保有して戦後, 主として大蔵省所管一般会計に帰属した保有銀1067トン, 109億円, 旧金資金特別会計が集めた新産金銀・回収金銀を24年度に継承した貴金属特別会計の保有金16トン, 68億円, 交易営団等の政府委託回収業者の装飾用ダイヤモンド16.2万カラット, 73億円, 貨幣製造用や金資金会計保有金の品位試験もしくは精製作業のために造幣局で保有されていた銀597トン, 60億円が大口で, 合計で金113トン, 458億円, 銀2415トン, 247億円, 白金4トン, 32億円, 装飾用ダイヤ16.8万カラット, 75億円等, 総計819億円であった。連合軍の接收貴金属の管理は小口の貴金属を溶融するものであったため, 講和後の返還処理が難航する一因となった。

ただし以上の貴金属の一部は占領期において連合軍による放出が行われている。すなわち, ①オランダ, イギリス, フランス, 中国への略奪品の返還, ②タイ, フランス, イタリア, 中国へのイヤマーク金返還, ③アメリカ特需用の白金のアメリカ国内での売却, ④金製品と銀製品の売却, ⑤「連合軍占領軍の管理下から解除された貴金属等に代わるべき貴金属の地金の連合軍占領軍に対する引渡しに関する法律」(昭和23年7月10日法律第119号)による日本国内売

払い、以上である。²⁾ この接收貴金属は講和条約締結前の昭和26年6月21日の「戦時中蓄積した日本所有の貴金属およびダイヤモンドの物理的管理の移転」の覚書(SCAPIN7443-A)により、同月28日に大蔵省は物理的管理の移管を受けた。これらはそのまま日銀本店金庫(一部は大阪支店、造幣局本局、同東京支局)に保管された。ただし日本政府の処分権限はまだ与えられてはいない。27年4月5日に「戦時中蓄積した日本所有の貴金属及びダイヤモンドの制限解除」の覚書が司令部民政局より出され、条約発効と同時に貴金属に関する一切の処理権限が日本政府に回復されることになった。

先述の「接收貴金属等の数量等の報告に関する法律」が公布された。この法律に基づき被接收者から接收貴金属の種類、個数、重量等の報告を求め、他方、昭和27年10月より日本政府の手で貴金属の現品調査、品位試験、鑑定を行った。こうして大蔵省は接收貴金属の被接收者への返還等の事務処理の準備に移り、その処理方針を固め、第19国会に接收貴金属処理法を提案したものの、後述のようにその成立は難航を続けた。法律制定前に生じた必須の用途のため、被接收の事実とその所有が確認できる接收貴金属に関してその一部を、接收貴金属等処理法の制定前に返還する。³⁾ 政府は27年6月に国際通貨基金と国際復興開発銀行に加盟するため「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」(昭和27年6月14日法律第191号)を公布し両機関に出資するが、国際通貨基金への現物出資金塊55.541トンのうち、アメリカで購入した39.967トンのほか政府は接收貴金属から15.574トンを日銀に返還し、それを政府が買い上げて、そこから8.974トンをアメリカに現送し、残りは現送を省略するため先述のアメリカ特需用に処分した白金の代償の在米金塊の6.6トンを充当した。日銀からの購入金で未現送分は接收貴金属に組み入れた。さらに34年2月にもこの両機関の増資にともない、この日本出資の財源のため日銀の接收貴金属のうち金62.442トンを返還し、その評価差益250億円余を特別納付金として徴収し、その一部をもってアメリカ政府から金55.5トンを購入した。この措置により前者に現金9億円とアメリカ政府からの購入金55.5トン、後者に現金16億1683万円を出資した。特にこの措置は接收貴金属処理法の成立を前提に、33年度補正予算に日銀への接收金の返還にともなう評価差益収入を計上しており、この点が国会で質疑された。⁴⁾

以上の国際金融機関への出資以外に、政府は国内需用としても接收貴金属を一部返還する。昭和33年7月25日の閣議決定で、接收銀のうち造幣局に141.655トン、一般会計に151.148トン、貴金属特別会計に144.119トンをそれぞれ返還した。これは造幣局が百円銀貨製造に充てるため、接收貴金属等処理法案が国会解散のため廃案となった状況で、その鑄造用の銀が不可欠として返還をみたものである。さらに翌年5月12日の閣議決定で工業用銀地金の不足緩和のため、33年7月の閣議決定で一般会計に返還した銀地金のうち、15.005トンを民間に払い下げた。これらの措置は接收貴金属処理法制定前のため、返還に関しては厳格な帳簿等の調査と、会計検査院、法制局、学者、弁護士等の立会いのうえで行われた。⁵⁾ 以上の返還は接收貴金属処理法制定前に「民法」にのっとり返還されたものであり、個々の金銀地金の台帳上の番号等でその所有権が確認され、かつ連合軍の接收官の発給した領収書や、司令部民間資産管理部記録等で接收物と確認された金銀に限られている。

〔注〕

- 1) 金の回収は「臨時金地金買上規則」(昭和14年6月24日大蔵省令第29号)、「金買上規則」(昭和15年10月10日大蔵省令第73号)に基づき実施された。ただし金の回収は強制買上げを発動せず、自発的供出によった。銀の回収は「銀ノ回収方実施ノ件」(昭和19年7月31日次官会議決定)、白金の回収は「白金ノ緊急確保ニ関スル件」(昭和19年8月25日閣議決定)、「白金製品ノ譲渡ニ関スル統制ニ関スル件」(昭和19年10月10日軍需省令第60号)、ダイヤの回収は「ダイヤモンド買上実施要綱」(昭和19年7月21日軍需省決定)に基づいてそれぞれ実施された(池中弘「貴金属・ダイヤモンドの接收と処理」(『ファイナンス』昭和48年4月号、78ページ))。
- 2) 同上、79ページ。
- 3) 同上、81ページ。昭和34年の払込みについては「昭和34年のIMF・世銀増資の払込みにかかる財源について」(昭和42年11月4日国際金融局国際機構課)(大蔵省資料Z517-1)、国内利用の銀解除については「接收銀の一部を銀貨製造の用に供することについて」(昭和33年7月25日閣議決定)(大蔵省資料Z205-36)、「工業用銀地金の不足を緩和するための政府所有銀の払下げについて」(昭和34年5月12日閣議決定)(大蔵省資料Z203-80)にそれぞれ基づいている。
- 4) 「第31回国会参議院大蔵委員会議録」第7号(昭和34年2月17日)、3-4ページ。
- 5) 同上、第13号(昭和34年3月16日)、13ページ。

2 「接收貴金属等処理法」の制定

接收貴金属の処理に関しては「民法」により特定できる貴金属の返還も可能であるが、不特定物の返還に関しては特別の法律の制定が必要である。昭和27年8月の「接收貴金属等の数量等の報告に関する法律」の施行後、大蔵省管財局は報告の集約および貴金属の鑑定と並行して、接收貴金属の処理法の検討を開始した。そして28年2月26日に「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱」を省議決定し、翌日の閣議を求めた。¹⁾ それによると識別できる接收貴金属は被接收者に返還し、混合等により識別できないものは共有者の代理人に返還し、大蔵大臣がそれを持分にに応じて分割する、交易営団等の戦時中に貴金属を回収した団体への返還については、その処分を制限し接收時の簿価の範囲内および債務の弁済または出資金の払戻しの範囲内で処分させ、その残余は国庫に帰属させ、異議の審査等のため大蔵大臣の諮問機関として接收貴金属等処理審議会を設置するというものであった。こうして法案提出の準備を進めていたが、第15国会は28年3月14日に解散となった。その後第16国会への提出を見送り、この法案に関し関係各方面の意見を徴し、法的諸問題について十分な検討を加えるため、接收貴金属等の処理に関する懇談会を開催することとなった。懇談会は28年10月26日に大蔵省で開催された。出席者は内閣法制局次長以下2名、法務省民事局長以下1名、衆議院法制局長以下1名、日銀営業局長と学識経験者4名および大蔵省から管財局長等担当者であった。²⁾ 同懇談会で「民法」や国際法上の関係が検討された。

こうした意見調整を経て、昭和29年3月19日に「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱」を閣議決定した。³⁾ それによれば、被接收者または所有者は一定期間内に返還請求し、それが政府の保管している貴金属等がない場合には請求者に返還せず、特定できる場合にはそのものを、特定できない場合には同種の貴金属またはその売却代金を返還する、交易営団等にかかる返還請求権は国に帰属させ、それらに対して買入代金と手数料を交付する、認定・返還に対する申立ての手続きを定める、虚偽の返還請求に対する罰則を設ける、認定・返還・不服申立ての審査のために、大蔵省に接收貴金属等処理審議会を設置する

とした。以上の法案要綱に基づいて政府は、29年3月30日に第19国会に対し「接收貴金属等の処理に関する法律案」を提出した。ところが4月2日には、議員提案による「接收ダイヤモンドの処理等に関する法律案」が提案された。この議員提案の骨子は、①接收解除ダイヤを特定できる場合は政府案同様の手続きで返還する、②特定できないダイヤは国有に移す、③国有ダイヤ売払代金は戦傷病者・戦没者遺族等援護経費財源とする、④接收解除ダイヤ処理重要事項等の調査審議のため総理府に接收解除ダイヤモンド処理審査会を置き、その委員13名中5名を国会議員とするなどであった。⁴⁾ 特にその提案理由説明によると、この接收ダイヤのみ処理する法案の目的は接收下の保管に幾多の不正な処理があり、その解明のため第16国会衆議院行政監察特別委員会で特別立法を決議し、⁵⁾ その趣旨に沿ったものと説明されている。この議員提案に対し大蔵省は次の反対意見をまとめている。⁶⁾ ①ダイヤだけを切り離して処理するのは適当でない、②国庫帰属ダイヤの売払金で戦争犠牲者救済事業に充当するのは、歳入金の用途をあらかじめ制限するもので財政の基本原則に反する、また同事業に携わる別に設立する法人へ交付金とするのも本来国の実施すべき事業であり賛成できない、③特定できないダイヤはすべて国庫に帰属するとしているが、ほとんど不特定の見込みであり、その請求権を消滅させるのは不適切な取扱いである、しかも交易営団等には交付金を払うこととしているのと対照すればなお不公平である、④交付金の金利については各接收ごとのダイヤモンドの量およびその買上金額が不明であるから、実際には不可能である、⑤接收ダイヤが第三者に配給されたものについては、その被接收者が代替貴金属に対する返還請求権または補償請求権を認められないかぎり、この法案では救助されることなく、不公平である、⑥国庫帰属ダイヤは物品であり、それを「国有財産法」上の国有財産とするのは妥当でない、以上であった。こうした大蔵省の反論はこの両案の一括審議の過程でも示されたが、野党側からは売却代金を受け入れる法人の必要性が強調され、また戦時中に供出を免れて戦後占領軍により接收された貴金属保持者への返還に対する強い反発の表明があり、⁷⁾ 結局、政府案は大蔵委員会を通過できず継続審議となる。翌第20国会に向けて管財局は「接收貴金属等の処理に関する法律案」の再提案を準備するが、その際に先の議員提案と政府提案の調整を図り、議員提案を一部受け入れた政府案に一本化して

国会に提案する方針を検討していた。⁸⁾しかし実現せず第20国会にはやはり第19国会と同題の議員提案と政府提案が並び、衆議院大蔵委員会に29年12月1日に付託されたが、実質審議をみぬうちに12月9日に閉会となり、審議未了となった。⁹⁾

だが接收貴金属処理のための特別法の制定は不可欠で、第22国会では先の議員立法との調整を図り、昭和30年5月26日の省議決定の「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱」では、29年3月25日の法律案要綱を修正し、交付金の該当者として、「軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造するため旧軍等から買い入れた貴金属等」を追加し、さらに最後に「一般会計に帰属し、又は返還された貴金属等は、国有財産法の一部を改正し、国有財産とすること」をつけ加え、先の議員提案に歩み寄った。¹⁰⁾こうして同法案は30年6月14日に衆議院大蔵委員会に付託された。しかしこの法案も提案理由説明だけで審議未了に終わった。¹¹⁾第24国会にもこの法案は提出される。31年3月19日の法律案要綱では、30年5月26日の法律案要綱から、末尾の「国有財産法」を改正し国庫帰属の接收貴金属を国有財産として処分するという項を削除し、物品を「国有財産法」で処理するという欠点を撤回するとともに、¹²⁾「個人等に返還された貴金属等については、その価額の1割に相当する金額を国に納付させることとし、当該納付金額は取得価額に算入する等課税上必要な調整を加えること」、および「国に返還されまたは帰属した貴金属等で一般会計に所属するものは、無償で、貴金属特別会計の所属に移すこと」の2項を追加する修正を加えた。¹³⁾この法律案要綱に沿って「接收貴金属等の処理に関する法律案」が第24国会に提案された。31年3月27日に衆議院大蔵委員会で提案理由説明が行われたが、その後4月16日に大蔵省で「接收貴金属等の処理に関する法律案中修正案要綱」を決定していた。¹⁴⁾その内容は、接收貴金属返還の事務処理が膨大となる見込みであり、その処理を厳正に行うため法律案の附則において大蔵省設置法の一部を改正し管財局に臨時貴金属処理部を設けるというものであった。これに基づいて法律修正案を国会に提出し、4月26日に修正の提案理由説明を行った。しかし法律案提出後に修正案を提出したため、野党側が硬化して審議が進捗せず、接收貴金属等処理法案はまたもや継続審議となった。¹⁵⁾なお返還に際して徴する納付金率の10%の根拠は返還に4年を要するとみて、法

律提出時から返還されるまでの間の保管手数料を算定したものであった。その後も第25国会でも政府提案として同様の法案が提出されたがやはり継続審議となった。第26国会では日本社会党の修正提案が現れた。同案によれば、特定できない貴金属の返還請求を棄却し、政府案の10%の納付金率を80%に引き上げ、売払代金相当額を社会保障・学術振興等のために別に法律で定め設置される基金に繰り入れるなどが盛り込まれていた。¹⁶⁾この修正提案は否決され政府案どおりに衆議院を通過した。だが参議院では継続審議に終わり、そのまま第28国会で審議未了となり、またも廃案となった。翌年の第30国会でも会期が短いためやはり審議未了に終わった。続く第31国会では、参議院では政府原案第16条第1項の納付金率を20%に引き上げる自民党からの提案が現れた。その提案理由は保管の実情をみると個別預かりと実質的に同様であるなどを考慮して計算すると管理費用は2割を上回ることから、保管料率を引き上げるというものであり、この修正案が参議院で可決されたのちに衆議院に送付された。衆議院では日本社会党から納付金を10%から50%に引き上げる修正提案が現れたが、¹⁷⁾それを否決して可決された。なお交易営団等が戦時中に回収した貴金属等の「処分収入については、戦争犠牲者に対する援護等の経費に充てるよう政府において措置すること」¹⁸⁾との付帯決議をつけて可決された。こうして成立した「接收貴金属等の処理に関する法律」は第19国会に提出されてから、すでに5年余の歳月を経ている。

「接收貴金属等の処理に関する法律」の概要を摘記すると、被接收者は法律施行日より5カ月以内に返還請求する、被接收者から返還請求がない場合には所有者は7カ月以内に返還請求する(第5条)、大蔵大臣は接收貴金属等処理審議会に付議し、その議決に基づき、被接收者の貴金属等か否かの認定を行う(第6条および第23条)、返還方法としては、特定物は現物を返還する(第8条)、不特定物は保管貴金属等を一定の方法で按分返還する(第9条)、代替地金はそのものを返還する、以上の認定や返還方法に不服がある場合には、1カ月以内に不服の申立てができる(第7条および第13条)、第8～10条の規定で返還できない保管貴金属や、法定期間5年以内に受け取られない保管貴金属等は国庫に帰属する(第11条および第14条)、民間が貴金属等の返還を受ける場合には時価の2割相当の納付金を徴収する(第16条)、交易営団等の戦時中の回収機関等が

政府の決定した方針に従い政府の委託で取得した貴金属等は、国庫に帰属させる(第20条)、これらの機関には交付金を交付する(第21条)、接收事実の認定、請求の棄却、返還、不服の申立てに対する決定その他の処理に関し、接收貴金属等処理審議会が関係事項を審議する(第22~25条)、国に返還されまたは国庫に帰属する貴金属等で一般会計に所属するものは無償で貴金属特別会計に移管する(附則第5項)、などである。

〔注〕

- 1) 「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱の閣議りん請について」(昭和28年2月26日)(大蔵省資料)。ただしこの法律の制定に関し主計局法規課で、占領による接收行為は国際法上いかなる権限に属する行為か、占領軍による接收に日本政府は完全に免責されているか、接收による損失補償の請求権は国民にあるか、請求に対し現物もしくは代替物を渡すことになるが、不足している物件に対し一部控除した現物もしくは金銭を渡すことになり、この法律でかかる強制措置をなし得る根拠は何かなどの問題点が指摘されていた(「接收貴金属の処理に関する法律案に対する問題点」(昭和28年1月8日)(大蔵省理財局資料))。
- 2) 「接收貴金属等の処理に関する懇談会の開催について」(昭和28年10月17日管財局)(大蔵省理財局資料)。
- 3) 「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱の閣議りん請について」(昭和29年3月18日)(大蔵省理財局資料)。
- 4) 『第19回国会衆議院大蔵委員会議録』第36号(昭和29年4月7日)、1ページ。
- 5) 同上、3-4ページ。
- 6) 「接收解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案(議員立法案)について」(内閣官房長官宛)(昭和29年4月15日)(大蔵省理財局資料)。
- 7) 大蔵省資料Z 26-31。
- 8) 「「接收貴金属等の処理に関する法律案」(政府提案)と「接收ダイヤモンドの処理等に関する法律案」(議員提案)の調整について」(昭和29年7月30日)(大蔵省理財局資料)。
- 9) 『第20回国会衆議院大蔵委員会議録』第6号(昭和29年12月1日)、1ページ。
- 10) 「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱」(昭和30年5月26日)(大蔵省理財局資料)。
- 11) 『第22回国会衆議院大蔵委員会議録』第20号(昭和30年6月16日)、6ページ。
- 12) 「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱(案)」(昭和31年1月21日)(大蔵省資料Z 26-31)。
- 13) 「接收貴金属等の処理に関する法律案要綱」(昭和31年3月23日)(大蔵省資料)。
- 14) 「接收貴金属等の処理に関する法律案中修正案要綱」(昭和31年4月16日)(大蔵省資料)。
- 15) 昭和31年4月24日に「接收貴金属等の処理に関する法律案中修正」として政府提案を修正する案であった。これに対し野党議員は修正の追討ちをするのは法律案の取扱

いがずさんだとして批判した(『第24回国会衆議院大蔵委員会議録』第32号(昭和31年4月26日)、5ページ)。

- 16) その説明によると政府原案は返還に力点があるが、この提案は接收貴金属の大部分を国庫に帰属せしむべしとする立場に立っていると主張した(『第26回国会衆議院大蔵委員会議録』第39号(昭和32年5月17日)、6ページ)。
- 17) 接收貴金属等の処理に関する法律案の衆議院大蔵委員会における修正案(『第31回国会衆議院大蔵委員会議録』第31号(昭和34年4月7日)、7ページ)。
- 18) 接收貴金属等の処理に関する法律案の参議院大蔵委員会における修正案と付帯決議(『第34回国会参議院大蔵委員会議録』第15号(昭和34年3月10日)、12ページ)。

3 接收貴金属等処理法による貴金属の処理

「接收貴金属等の処理に関する法律」の制定と昭和34年6月1日からの施行にともない、5月25日に「接收貴金属等の処理に関する法律施行令」(昭和34年政令第188号)が公布され、これにより不服申立てや納付金手続きが規定され、また接收貴金属等処理審議会の業務内容と管財局への臨時貴金属処理部設置等が定められた。こうして政府保管にある接收貴金属の処理が開始される。この接收貴金属等処理審議会の委員構成は、関係行政機関等職員(法制局次長、法務・大蔵・通商産業省各次官、日銀副総裁)と学識経験者6名である。同審議会は34年6月10日に第1回審議会を開会し、同審議会の審議規定を定め、第2回審議会以降に返還申請の認定業務等に従事する。¹⁾ 接收貴金属等処理法により、被接收者は34年6月1日から5カ月以内(所有者は7カ月以内)に返還請求書を大蔵省に提出したが、この請求によると国(交易営団等の貴金属回収機関を含む)の返還請求は金地金29億円、銀地金148億円、白金地金42億円、装飾用ダイヤモンド等、合計334億円で、このダイヤモンドのほとんどは交易営団等の回収機関からの接收になるものである。日銀はほぼ金地金のみ261億円、法人では銀地金37億円、個人では銀2億円が多い。これら総計706億円の返還請求があり、これに対して接收貴金属等処理審議会の審議を経て返還に付されることになった。

昭和34年6月24日の第2回審議会では、日銀の請求による金地金63.658トンが審議された。35年1月27日の第3回審議会では大蔵省所管一般会計銀86.820トン、厚生省所管一般会計銀242.532トンの返還を審議し、返還が決定された。第4回審議会(35年3月16日)には法人の銀塊2001トンの返還請求が審議され、²⁾

331.354トンが返還処理の決定をみた。なお一般会計所属銀の処理に関しては、34年6月1日に900.3トンの接收銀が保管されていたが、34年度237.1トン、35年度292.1トンが一般会計に返還され、36年度も43.9トン、37年度47.0トンの返還見込みであった。³⁾ この36・37年度の一般会計返還分は処理法附則第5項により、33.8トンが貴金属特別会計に移管され、その売却で同特別会計の35・36年度の新産金の買入財源となった。⁴⁾ 以後も審議会による返還の認定作業が続いた。34年度の返還請求は大口の特定物のみと思われるが、不特定物の返還の認定にはかなりの日時を要し、結局、返還請求件数621件のうち、返還と棄却の処理は41年10月にようやく終了した。そのほか訴訟が残っていたが、53年1月に返還事務はすべて完了した。未返還の残余は処理法第11条により国庫に帰属することになる。

ダイヤに関しては63件の返還請求があり、うち返還されたのは15件、4.4万カラットで、この大部分が国および交易営団等の戦時回収機関である。ダイヤの民間への返還は1件、48カラットにすぎない。⁵⁾ 交易営団等は返還貴金属の所有を国に移し、処理法第21条の規定によりその対価として交付金を受給するが、その手続きに関しては政令をもって定めることとなっていた。当初の接收貴金属等処理法の施行令にはかかる条項は含まれておらず、昭和36年3月13日の施行令の改正で、交付金の算定基準を追加し、交易営団等に対する交付が可能となった。

以上の国庫帰属貴金属の処理は、昭和35～40年度に銀を貴金属会計および造幣局に移管し、40～42年度には金を貴金属会計に移管した、52年度にも無償で移管している。後述のダイヤ売却処理が終わった52年度以降、残りの金銀の処理が進み、57年度末で銀24トンが未処理で残るのみとなっている。ダイヤも41年度から市中に売却処分され完売した。接收貴金属処理の目途がついたため40年5月18日に国有財産局の臨時貴金属処理部は廃止された。接收貴金属等処理審議会は41年3月29日の第67回審議회를最後に、同年6月30日公布の「審議会等の整理に関する法律」(昭和41年法律第98号)で廃止が決定され、後述のダイヤの市中売却処分方針を決定したのちに、政令をもって42年3月20日に廃止された。なおダイヤ、貴石以外の民間へ売却処分した貴金属として、銀地金7.3トン、2.74億円、白金地金580キログラム等がある。⁶⁾

ただしダイヤの処理に関しては、広く市中から回収したものであるため、管財局でもその処分方針を慎重に進めた。供出者への優先処分についてその可能性を把握するため、ダイヤの旧所有者に対し購入の希望の有無等を照会したアンケート調査を昭和40年7月に実施した。その結果、供出者への有償返還または優先売戻しはしないとの方針を固め、広く市中に売却する手続きの検討を始めた。このころ検討されている「ダイヤモンドの処分要領」によると、処分方式として一般競争入札と委託販売があり、前者は41年11月に第1回、翌年3月に第2回を実施、処分量は第1回は試験的に実施するため7000カラット、第2回は1万カラット、入札単位は1000万～5000万円、平均3000万円、宝石販売業者以外の者が落札した場合には物品税を課す、後者は41年10月に実施、処分量約5000カラット、実施場所は財務局所在地(熊本、高松、金沢を除く)、販売量等を勘案して委託する、都市別割当数量は物品税の納入実績によるなどであった。⁷⁾ こうしてダイヤの市中処分は、委託販売と競争入札に分けて実施される。委託販売が併用されたのは、政府の指示価格で国民に確実に返還するためと入札の際の指導価格を示す意味からである。以上の方針で41年11月より市中処分が開始された。⁸⁾ 委託販売は44年まで年1回、一般競争入札は51年10月まで年2回実施されている。特に市中価格を攪乱しない配慮から、41年度2回の売却で計1.7万カラットを処分したが、以後も抑制した処分量のため、51年度まで処分が続いた。結局、処分の終了した51年度末で一般競争入札処分142.9万個、12.4万カラット、67.03億円、委託販売6.8万個、3.6万カラット、43.21億円、計16.1万カラットを処分した。ダイヤ以外の貴石を合わせ計110.49億円の処分となった。ただし一部のダイヤは鑑賞用・学術用として、486カラットを国立科学博物館と工業技術院地質調査所等に管理換えして、市中売却処分の対象から外した。

〔注〕

- 1) 接收貴金属等処理審議会「接收貴金属等処理審議会規則」(昭和34年6月10日)(大蔵省資料Z517-1)。
- 2) 「昭和34年度接收貴金属処理審議実績」(昭和35年6月20日)(大蔵省資料Z517-1)。
- 3) 昭和38年度以降返還見込み280.1トン、評価額30.95億円であった(「昭和38年度以降一般会計分接收銀の残高見込調べ」(昭和36年10月20日管財局貴金属第1課)(大蔵省資

料Z26-63))。

- 4) 貴金属特別会計の所属銀は造幣局で接收された特定分を除き、昭和40年度以降にならないと返還されない見込みであったため、38、39年度も一般会計からの接收返還銀の繰入れが考えられていた(「貴金属特別会計の新産金買入原資について」(日付なし)(大蔵省資料Z26-63))。
- 5) 松永統一「接收ダイヤの処分について」(『ファイナンス』昭和41年10月号、52-53ページ)。
- 6) 「接收貴金属等に係る昭和53年度の処理計画について」(昭和53年3月31日理財局国有財産審査課)(大蔵省理財局資料)。
- 7) 「ダイヤモンドの処分要領」(日付なし)(大蔵省資料Z26-40)。
- 8) 前掲、「接收ダイヤの処分について」、53-55ページ。

昭和財政史—昭和27～48年度
第5巻 特別会計・政府関係機関・国有財産

1995年3月30日 発行

編者 大蔵省財政史室
発行者 神尾昭男
発行所 〒103 東京都中央区日本橋本石町1-2-1 東洋経済新報社
電話 編集03(3246)5661・販売03(3246)5467 振替 東京3-6518
印刷・製本 東洋経済印刷

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を
禁じます。これらの許諾については小社までご照会ください。
©1995 (検印省略) 落丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan ISBN 4-492-81405-1